

110

秘
秘

特高月報

昭和八年八月分

内務省警保局保安課

国立公文書館	
分類	警 察 庁
種類	9
排架番号	4 E
	15 - 3
	475

警保局長

No. 1

特刊 日清戦争 日本

一、本資料は各月本邦社会運動情勢の概要を、重要なる関係出版物等を採録して、本邦の参考とするものとする。
一、下記運動機関中其の月に於て特記すべき重要事項無かりしものに關しては之が記述を省略す。
一、本資料は各月末日迄に到達せる運動情勢の概略に據りて記述す。
一、右記事項に到達せる報告事項は之を翌月分月報に合併記述す。

運動機関別
日本共産黨 一、労働運動
日本共産青年同盟 一、農民運動
日本労働組合全同 一、信託人運動
日本反帝同盟 一、婦人生活運動
日本赤色救済會 一、女子運動
日本労働教育會 一、婦人運動
學生運動 一、組合運動
プロレタリア文化 一、無政府主義運動
無産階級運動 一、在留朝鮮人運動
國家主義運動

昭和八年八月分

一、社會與個人關係

三、長野縣下に於ける全協組織の檢舉狀況	二四
四、關西縣地方に於ける全協の檢舉狀況	二七
五、全協九州地方協賛本地方協議會の檢舉狀況	三一
日本赤十字救護會の運動狀況	三三
一、八二反戰カンパニアに對する方針指圖布	三三
二、共產黨被告待遇改善要求運動	三四
日本勞農救護會準備會の運動狀況	三四
一、夏期兒童救護カンパ、並日常活動強化に關する運動狀	三五
二、短週勞働者階級立國運動勞働者救護會への救護運動狀	三六
況	三六
三、上海反戰自衛隊支持の爲の運動狀況	三七
四、東京地方協議會の解消と東京支部準備委員會の結	三七
成	三七
學生運動の狀況	三七
一、大阪帝大、同南大、同高等醫學堂に對する生徒の檢舉狀	三七
況	三七
二、千葉醫科大學左翼學生の檢舉狀況	四二

- 四、東京市促業員組合の運動方針變更と擴大執行委員會狀況 七七
- 五、日本製鐵労働組合と官勞同志會との合同狀況 七八
- 六、日本産業労働協進會組合結成狀況 七九
- 七、川口地方産業労働友會の創立 八〇
- 八、全國労働組合同盟の情勢 八一
- 九、日本労働組合總評議會の情勢 八二
- 一〇、農民運動の狀況 八三
- 一一、全農全國會議第一回本部留置局會議の狀況 八三
- 一二、全農全國會議本部防衛一、〇〇〇圓基金カンパの狀況 八四
- 一三、全農全國會議合法本部再建方針 八六
- 一四、全農全國會議關東地方委員會開催の狀況 八九
- 一五、同 中部地方委員會開催の狀況 九〇
- 一六、反戰デーに對する全農全國會議の策動狀況 九一
- 一七、栃木縣下に於ける飯米闘争の狀況 九一
- 一八、水平運動の狀況 九三
- 一九、高松地方裁判所の差別事件糾彈運動の狀況 九三
- 二〇、在留朝鮮(重慶)人の運動狀況 一〇〇
- 二一、コッパ朝鮮労働協業會の演劇上演狀況 一〇〇
- 二二、反戰デーに於ける在留極左鮮人の動靜 一〇一
- 二三、中央大衆朝鮮留學生同窓會の現況 一〇二
- 二四、在留朝鮮人の國家主義的運動狀況 一〇三
- 二五、日韓併合記念日に於ける各地運動狀況 一〇五

一、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	一〇七
二、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	一一五
三、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	一二五
四、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	一三五
五、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	一四五
六、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	一五五
七、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	一六五
八、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	一七五
九、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	一八五
十、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	一九五
十一、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	二〇五
十二、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	二一五
十三、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	二二五
十四、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	二三五
十五、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	二四五
十六、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	二五五
十七、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	二六五
十八、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	二七五
十九、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	二八五
二十、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	二九五
二十一、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	三〇五
二十二、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	三一五
二十三、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	三二五
二十四、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	三三五
二十五、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	三四五
二十六、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	三五五
二十七、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	三六五
二十八、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	三七五
二十九、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	三八五
三十、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	三九五
三十一、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	四〇五
三十二、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	四一五
三十三、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	四二五
三十四、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	四三五
三十五、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	四四五
三十六、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	四六五
三十七、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	四七五
三十八、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	四八五
三十九、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	四九五
四十、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	五〇五
四十一、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	五一五
四十二、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	五二五
四十三、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	五三五
四十四、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	五四五
四十五、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	五五五
四十六、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	五六五
四十七、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	五七五
四十八、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	五八五
四十九、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	五九五
五十、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	六〇五
五十一、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	六一五
五十二、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	六二五
五十三、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	六三五
五十四、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	六四五
五十五、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	六五五
五十六、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	六六五
五十七、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	六七五
五十八、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	六八五
五十九、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	六九五
六十、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	七〇五
六十一、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	七一五
六十二、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	七二五
六十三、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	七三五
六十四、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	七四五
六十五、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	七五五
六十六、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	七六五
六十七、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	七七五
六十八、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	七八五
六十九、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	七九五
七十、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	八〇五
七十一、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	八一五
七十二、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	八二五
七十三、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	八三五
七十四、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	八四五
七十五、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	八五五
七十六、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	八六五
七十七、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	八七五
七十八、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	八八五
七十九、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	八九五
八十、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	九〇五
八十一、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	九一五
八十二、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	九二五
八十三、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	九三五
八十四、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	九四五
八十五、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	九五五
八十六、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	九六五
八十七、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	九七五
八十八、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	九八五
八十九、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	九九五
九十、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄)	一〇〇五

運動状況

日本共産黨の運動状況

- 一、治安維持法違反起訴調
- 二、家屋資金調の解消
- 三、八・一デーの状況
- 四、中央印刷局事務所の検挙
- 五、關西地方委員の検挙
- 六、京都市委員の検挙
- 七、岡山地方黨組織運動と其の検挙
- 八、九州地方委員の検挙
- 九、熊本地方黨組織運動と其の検挙

一、治安維持法違反起訴調 (昭和九年五月五日迄) 一二五名

被訴者氏名及年齢	検察官	起訴年月日	起訴事由	本籍	組合	関係	學歴	職業	備考
海野幸隆 (三三)	日蓮	昭和九年八月	全協岡山支部	岡山	全協岡山支部	一般交通連絡	專門學校卒	無	
高橋太一 (三三)	日蓮	昭和九年八月	全協岡山支部	岡山	全協岡山支部	一般交通連絡	專門學校卒	無	
高橋正三 (三三)	日蓮	昭和九年八月	全協岡山支部	岡山	全協岡山支部	一般交通連絡	專門學校卒	無	
松島宇平 (三三)	日蓮	昭和九年八月	全協岡山支部	岡山	全協岡山支部	一般交通連絡	專門學校卒	無	

日本共産黨の運動状況

日本共産黨の運動狀況

丹丸 勝雄 (三)	平良 寛信 (三)	鈴木 信 (三)	渡邊 深 (三)	野川 藤 (三)	美作 太郎 (三)	三宅 貴三 (三)	鶴丸 哲子 (三)	菊田 浅野 (三)	小澤 俊雄 (三)	中島 太郎 (三)	秋山 憲夫 (三)
八、九、九 黨員昭七、一月上旬入黨、 中央アジア、ロ部、アジア、ロ、D、隊 員、遠勢、所内黨、フ、ラ、ク	八、二、二 同盟員昭八、五、二〇日加入、同 盟、北、部、地、區、第、三、群、オ、ル、ガ、ナ、イ ザ、一、同、地、區、委、員、長	八、二、九 黨員昭七、五、月下旬入黨、黨、産、 勞、調、査、所、フ、ラ、ク、シ、ョ、ン、同、調、 査、部、長	八、四、四 財政部江東、地、區、政、務、部、責、任、者、 八、四、四 財政部江東、地、區、政、務、部、責、任、者、 八、四、四 財政部江東、地、區、政、務、部、責、任、者、 八、四、四 財政部江東、地、區、政、務、部、責、任、者、	八、三、二 黨員昭八、八、月上旬入黨、黨、中、 央、部、印、刷、局、員	八、四、四 黨員昭七、一、月下旬入黨、黨、家、 八、六、二 屋、資、金、局、地、方、部、員	八、六、二 黨員昭七、一、〇、月中旬入黨、黨、軍、 事、部、科、學、研、究、會、責、任、者、黨、軍、 部、亦、統、配、布、係	八、二、七 代、目、後、昭七、四、月、頃、黨、員、鶴、丸、基、 代、ヨ、リ、無、常、赤、旗、ノ、配、布、ヲ、受、 テ、黨、軍、事、部、亦、統、配、布、係	八、二、七 黨員昭八、二、月中旬入黨、黨、大、衆、團、體、 金、ト、シ、テ、一、萬、八、千、五、百、九、十、九、 圓、五、十、錢、及、ヒ、六、千、百、餘、圓、ヲ、黨、 ニ、提、供	八、二、七 同盟員昭七、五、二〇日加入、共、 産、産、勞、フ、ラ、ク、シ、ョ、ン、メ、ム、バ、一	八、二、九 黨員昭七、四、月上旬入黨、黨、東、 京、市、江、東、地、區、配、布、部、員、同、地、區、 配、布、責、任、者	八、二、九 黨員昭七、八、月、入黨、黨、A、ト、 部、内、閣、調、査、部、員、黨、情、報、部、員、 國、際、情、報、部、員
岡田	沖繩	北海道	廣島	岐阜	熊本	岐阜	靜岡	岡山	東京	岐阜	長野
立大商業部 經濟科卒	同	銀冶工	產勞所員	無	同	同	女工	無	產勞所員	無	產勞所員

日本共産黨の運動狀況

[illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

備考一、本年一月以降合計八三名

氏名	年齢	入党年月	入党場所	入党理由	入党経緯	入党後	入党前	入党後	入党前
周 場	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
矢田 廣志	三七	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
齊 藤 貞良	四四	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
桑 原 頼 雄	三七	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
益 田 丈 志	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
堀 九 郎	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
笠 井 靜 雄	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
木 原 幸 三	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二

氏名	年齢	入党年月	入党場所	入党理由	入党経緯	入党後	入党前	入党後	入党前
片 山 秀 彦	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
人 見 正 雄	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
西 橋 富 彦	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
大 山 保 三	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
橋 本 大 郎	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
時 實 三 郎	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
阪 本 四 郎	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
岡 本 大 郎	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
山 崎 明 治 郎	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
河 村 三 郎	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
内 田 一 三 郎	三三	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二

111

然るに同年十月六日發生の大暴キヤング事件の檢査に於て十月三十日以來の中央、地方の一斉檢査により、其の組織は大破せり。其の後本年二月に至り、當中央部は財政活動の方針を定め、從來の家屋資金局を解消し、財政部へ專門部を確立し、各級組織に財政部を設け以て資金活動を指導統制する事となし、從來のシンパ網は黨其の他の組織及赤旗友の會に解消し、單なるシンパは概ね赤旗友の會のメンバーとなし細胞の周圍に之を結果し、細胞財政係に於て資金を集めしむる事となし、兩來之が實現に努め來れり。

204

(二)X(一) 中心スローガン(畧)
現下大衆の最大關心

の粉砕

1 帝昶防空演習 2 東條賢牧問題を機軸とする反ソ戦争の陰謀
3 佐野、鍋山と歩調を合す、ファシスト、社会ファシストの、強化
せる排外主義的煽動 4 佐野、鍋山の解黨的主張に援助された

(三) 黨破壊の爲の一層強暴化せるテロル。
 大衆動員の目標 黨及革命的大衆

争を激發し、都市に於ては、廣汎な大衆的政治的ストライキ、農村に於ては、數部落、數郡を貫く、大規模なる農民行動を組織し、軍事科學的綿密なる計畫に基く大衆的デモを行ふこと。

而して、當日、東京市内に於ては、各地區別及全市的デモ（目標錦糸堀車座）を計畫せしが、少數の参加者も檢束せられ（二五名）て失敗に歸し、其の他の地方に於ては、左の如くピラ撒を認めたるのみ。

團 體	運 動 事 項
東京市議會職員會	一、七月十四日付、奈良東京地方に闘争方針を發表、一、七月廿五日より八月一日迄に互り、東京市内に市委員會、北郡、東、西、南、四區名を貼貼布す。
神奈川地軍委員會	一、七月九日より八月二日に互り、横浜、川崎、兩市、湯河原附近に、養、東京市委員會、神奈川縣名を貼貼布す。
關西地方委員會	一、七月三十一日、大阪市内にビラ貼付す。因に大阪市内には黨名ビラを七月廿七日より、同三十一日迄に互り、撒布す。
神戸市委員會	一、七月卅一日より八月一日に互り、神戸市、姫路市、城南村に市委員會名ビラを撒布す。
廣島地方極左分子	吳市内に黨名ビラ、廣島市内に、反廳闘争委員會名ビラを撒布す。

四、中央印刷局書店所の検査

中央日報編輯は昭和七年六月頃より、神奈川縣保土ヶ谷の非合法印刷所建設設計畫と井上祐智庵版所の建設を計畫し、井上事務松川七郎を責任者として之に當らしめたり。松川は同年八月、東京市本郷五丁目五番地研究社（舊廣所）經營者竹田光朗邸の會澤不振なるに乘じ、同人を獲得し、同社を爲因で經營する事となし、約壹千圓を授け活字其の他の材料を購入し、同年九月下

同準備を完了し、十月之を赤旗印刷局に引渡したり。爾來同社は、責任者内山幸田端平四郎指導統制し、職工竹中光四郎(非黨員)竹中茂(黨員)其の他黨員三名の整版職工を使用し、赤旗第百號より第百四十二號迄の整版紙型を作成し來りたり。而して黨は毎月家賃拾圓、及職工生活費百圓宛を支給し來りたるが、本年六月十五日關係者檢舉せられたり。

五、關西地方委員の檢舉

星野芳樹は、本年四月關西地方配布責任者となりて大阪に派遣せられたるが、關西地方委員会は當時潰滅し居りし爲、五月廿六日關西地方特派オルグを任命せられ、爾來同地方の組織に當りたり。而して當時關西地方には僅に資金網の組織存在せしのみなりしを以て、先づ資金網を財政部に解消し、其の責任者鈴木草野悟一を財政部長となし、次で同人を和歌山奈良方面オルグとなして運動中、星野は六月二十七日、草野悟一は七月十七日檢舉せられ、其の他關係者も引續き檢舉せられし爲、關西地方委員会は確立するに至らずして終りたり。

六、京都市委員の檢舉

京都市委員会は昭和七年九月の檢舉により潰滅せしが、本年五月上旬、關西地方委員より派遣せられたる再建オルグ大江某は、全協系分子西村清三、坂齊小一郎を獲得し、京都市委員会準備會を結成せしめたり。而して西村は赤旗配布責任者、坂齊は全協フラクとして活動し、六月十五日京都市委員会を確立したるが、六月廿日以來關係者檢舉せられたり。當時の組織左の如し。



七、岡山地方の組織準備運動と其の檢舉

岡山地方に於ては、屢次の檢舉により、黨の組織は進展せざりしが、全農全會幹部山本鶴男(七四、三)は、昭和七年四月頃より、赤旗日刊カンパに参加し、人見正雄(元六高生、七六一七執行機)青井憲一(全協幹部)等と連絡し、同年七月以來定期會合を催し、黨組織の確立に努めたり。

而して、同年十月錦織彦七は、黨中關地方オルグとして廣島方面に派遣せられ、同月十一日、岡山に於て右三名と會見し、入黨せしめたる上、同地方を、岡山(責任)、倉敷(責任)、津山(未定、後)の三地區に分ち、各責任者をして、組織の確立に當らしめたり。然るに、同月廿日錦織は熱海町に於て檢舉せられ運動一頓挫せしが、其の後右四名等の活動により、赤旗其の他の印刷物を配布すると共に、岡山地區八名、倉敷地區四名津山地區一名の黨員を獲得したるが、組織確立に先立ち、本年

四月十二日以來関係者全部摘発せられたり。

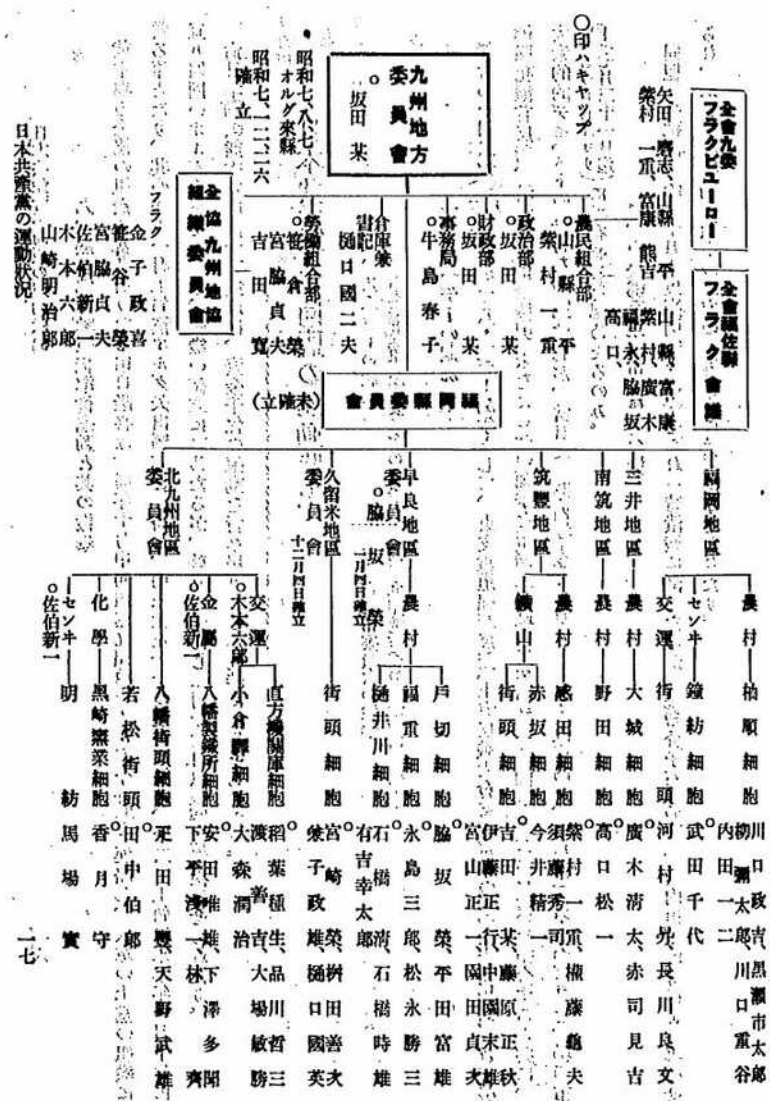
八、九州地方委員会の檢舉

全九州地方委員会常任書記矢田某は、昭和七年五月全農第五回全国大会に出席の爲上京し、黨中央部員と連絡し、入黨の上九州地方に於ける黨組織の任に當り、七月頃より當印刷物の送附を受け、全農、全協分子に配布し、運動中、同年八月下旬黨九州地方オムダ坂田某九州地方に派遣せられ連絡せり、茲に黨組織運動は本格的に進展するに至りたり。坂田某は、九月中旬に至り吉田某(全協)・矢田兩名と第一回九州地方委員会準備會を開催し、九月下旬全農全會オムダ今井某農協用三益と連絡し、全協全農の線に協力組織の進展を圖りたるが、吉田は十月十七日檢舉せられ、坂田は十一月下旬歸京し、一時運動頓挫の傾向を生ずるに至りたり。然るに、坂田は協力運動の進展に努め、遂に十二月廿六、廿七日小原温泉に於て左の如く九州地方委員会を確立したり。

委員長、政治部長、組織部長、坂田 農民部長 山縣平 部員紫村一重

労働組合部長 吉浦某 部員吉田某 財政部長 未定

兩米各種の運動を通じ、八地區、十八細胞及細胞員五十餘名を獲得するに至りたるが、本年二月十一日以來の一斉檢舉により潰滅せり。檢舉當時の組織左の如し。



日本共産青年同盟の運動状況

九、熊本地方黨組織運動と其の検挙

熊本地方全協の組織に當り居りたる山口隆吉は、同年十月中旬頃九州地方オルグ今井某と連絡し、入黨の上黨の組織に當る事となり、其の後十一月上旬黨オルグ矢田磨志と連絡し、兩米極左分子の獲得に努め、十二月上旬以來本年二月下旬に亘り四回のオルグ會議を開催し、組織の確立に努めたるが、確立に先んじ二月十七日以來關係者検挙せられたり。尙日本動銀熊本支店員大石武雄は、資金干渉の運動を行ひ居りたるが同時に検挙せられたり。

日本共産青年同盟の運動状況

一、ハ・デーの状況

無事第二四二號(七月三)を以てハ・デー開争として、東支鐵道強奪反對、上海反戰大會支持青年の軍國主義化反對、買下労働強化強奪反對、増税税金増徴引米をよこせの開争を帝國主義戰爭反對の統一の開争として行ふべき指令すると共に、大衆的的デモ、ストの決行を開始せしが、當日は、關西地方委員會名ピラを大阪市内に、神戸市委員會名ピラを、神戸市内(七月三十一日迄)に撒布せるを認めたるのみ。

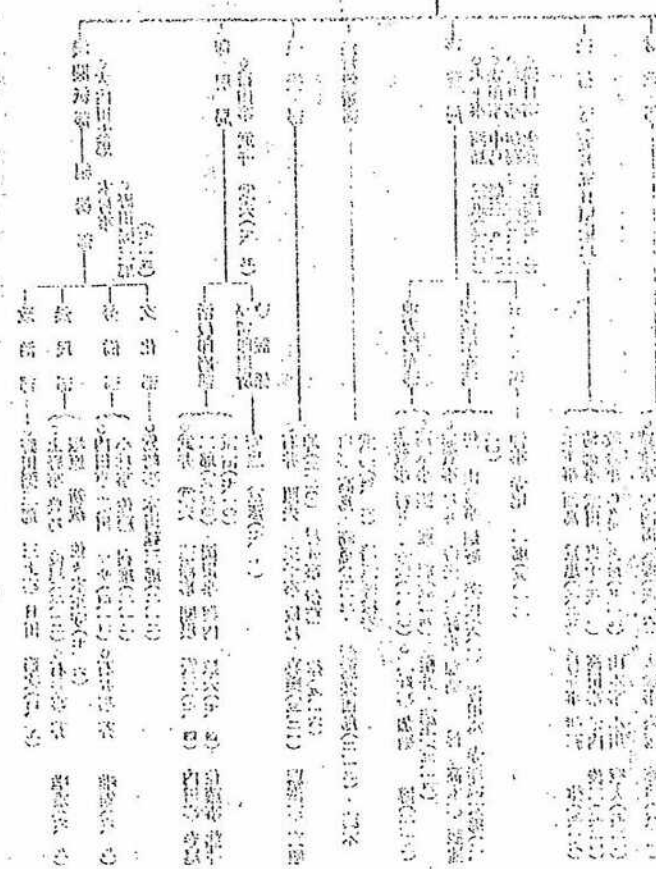
二、中央部及東京市委員會の検挙

同盟中央部は、昨年十月末以來引續き検挙せられ一時潰滅に瀕したるが、殘留分子石井照夫、大内田太郎等により再建せられ、本春以來運動繼續中の處左の通稱視座に於て検挙せられたり。

裏面白紙



2015年12月15日



《中國經濟史》

京都市委員會は昭和七年九月の檢舉により潰滅せしが、本年三月中旬同盟關西地方委員會大井某事は、山本義徳（全國地團）をして同盟の組織に當らしめたり。山本は五月中旬に至り坂井敏治（醫大）木下孝夫（經三）と共に京都市委員會準備會を組織し、次で六月上旬市委員會を確立じ、瀧川敦授問題への策動、社會主義競争（同盟員五百四十四名無票讀者四百名獲得）勤せしが、六月廿日以來關係者檢舉せられたり、當時の組織左の如し、上海反戰大會支持等活

山木義德
吉田峯雄
高木養根
坂井敏治



一、近畿新報聯合會、青壯報社、永正人は昭和七年二月同盟に加盟し、同年三月全農青年代表者會議の爲上京し同盟中央部員と連絡の上、秘に同盟の組織に努め居りたるが、同年五月九州地方責任者に任命せられたり。彌永は福岡地方全協全農青年分子の獲得に努め、同年八月下旬久留米市にて廣木清次、金子政喜、高口松市と第一回組織委員會を開催し、地區責任者等を

日本労働組合全国協議会の運動状況

決定したものが、中央部との連絡切れたるも、彌永は金銭、金子は金協の運動に忙殺せられ、又黨運動に吸収せられし爲運動は進展せず、其の後同年十二月廿六、廿七日の黨九州地方委員会の決定に基き山縣平は彌永と同盟の組織確立に當り、本年一月三十日久留米市に於て九州地方委員会準備会を結成したるが、組織確立に至らずして二月十一日以来検査せられたり、當時の組織左の如し。

九州地方委員会準備会	
東任	永正人
山縣	平
久留米	地 區 高口 一、高口 年夫、廣田 具茂
三井	地 區 金子 政喜、樋口 國英
福岡	地 區 廣木 清太、赤司 見吉
早良	地 區 日高 安重
豐田	地 區 坂 榮松、永勝三
筑豊	地 區 須藤 秀司、高田 貞次

日本労働組合全国協議会の運動状況

- 一、全協中央部の状況
 - 二、國府反戦デーの運動状況
 - 三、長野縣下に於ける全協組織の状況
 - 四、福岡縣地方に於ける全協の検査状況
 - 五、全協九州地方協同本部に於ける全協の検査状況
- 一、全協中央部の状況
- 全協中央部の検査状況については、屢々所載したる如く新暫定的中央常任委員長森下覺、常任委員折目茂、廣畑徳太郎、増田實一等を順次検査したるにも屈せず、各座別組合幹部中の優秀分子を引上げて暫定的中央常任を補充すると共に、機關紙「勞新」をも續刊して、再建闘争に奔走しつゝあり。而して此の再建闘争の過程に於て、第二回擴大中央委員会を開催し

て、破壊せられたる陣容を立て直し且つ昨年九月の第一回中央委員会以後に於ける實踐闘争の批判檢討の上に立つ運動方針を樹立（天皇制打倒の問題に對する採否等は其の中心をなすものゝ如し）せんと、六月一日付「勞新」第八十九號及同月九日付同號（附寫版）を以て「全協第二回擴大を全國的大衆的ストライキで迎へよ」と題する記事を掲載し、期日を六月下旬として、七項目より成る闘争目標、各座別相互間の社會主義競争（別記）を規定して、日常經濟闘争及上海反戰會議支持闘争の激發を通じて、第二回擴大支持參加闘争を展開すべく宣傳煽動する所あり、更に七月（日付不明）には「擴大防衛基金一千圓募集に際し同労働者諸君に徴す」と題する徴文を作成配布し、八月十五日迄を基金募集カンパ期間として、國防敵金反對闘争と結合して「一錢會」「赤錢會」「熱血一錢會」等の組織に闘争によつて「意識的積極的防衛者」の參加擴大の活動を起すべく指令する所あり。之れが應募状況は八月十二日附「勞新」第九十三號に第一回發表を爲し居れり。然れども未だ其の概至らず引續き準備闘争を行ひつゝある状態にあり。

- （一）闘争目標
- （二）九月大會以後の闘争目標の提出
- （三）社會主義競争
- （四）金協對化境、鐵道對交通、通信對一般、土産對出版
- （五）海産對山、電氣對木材對食料
- （六）第二回擴大一千圓基金カンパ第一回發表總計四十四圓九拾五錢（七月二十五日迄）

全協中央部にありては、八、國府反戦デーの闘争を、關東地方防衛演習反對闘争並に全協第二回擴大會議開催カンパ等と結合して精力的な闘争の遂行により、破壊せられたる陣容の再建を圖らんと既に七月初旬より機關紙「勞新」を通じて或は特

日本労働組合全国協議会の運動状況

115

然れ共當日は各地共警戒嚴重なりし爲め、大衆行動は不能に終り僅かに東京、神戸、大阪、京都、神奈川、福井、石川等の各地に於てピラ、傳單ポスター等を撒貼布したるに過ぎず各別の事故無く終了せり。

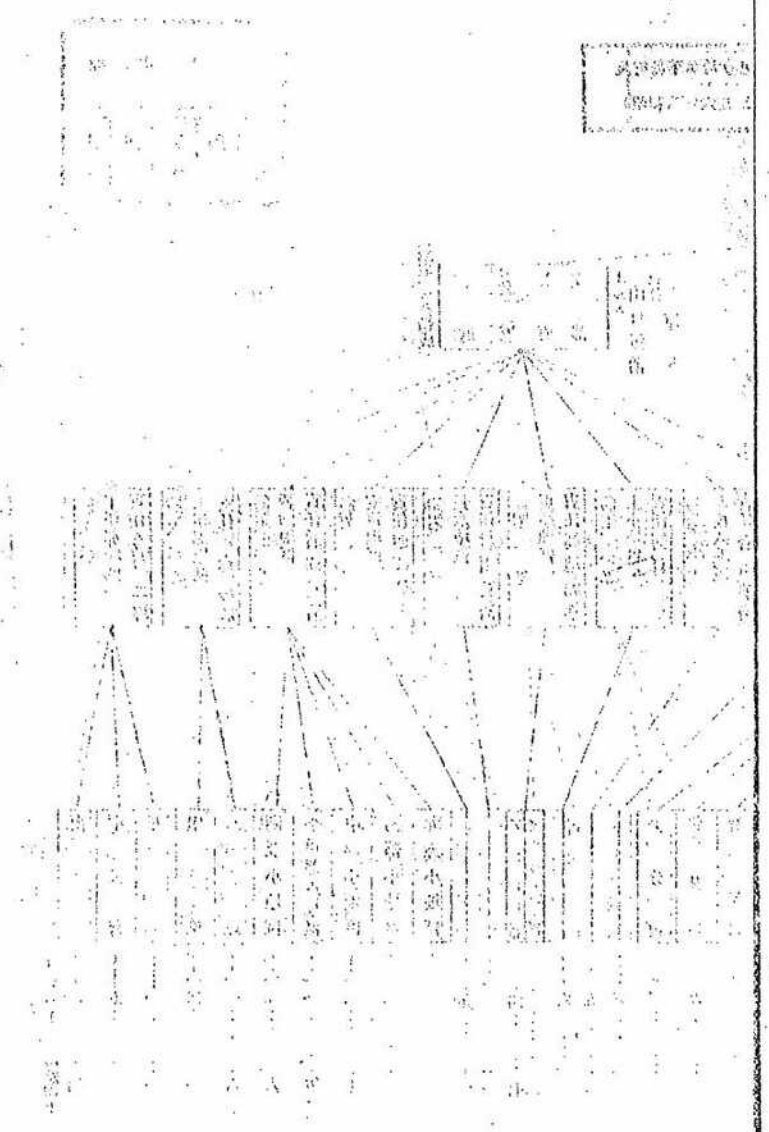
三、長野縣下に於ける全協組織の檢舉状況

別卷下三子の解題が、この序文に



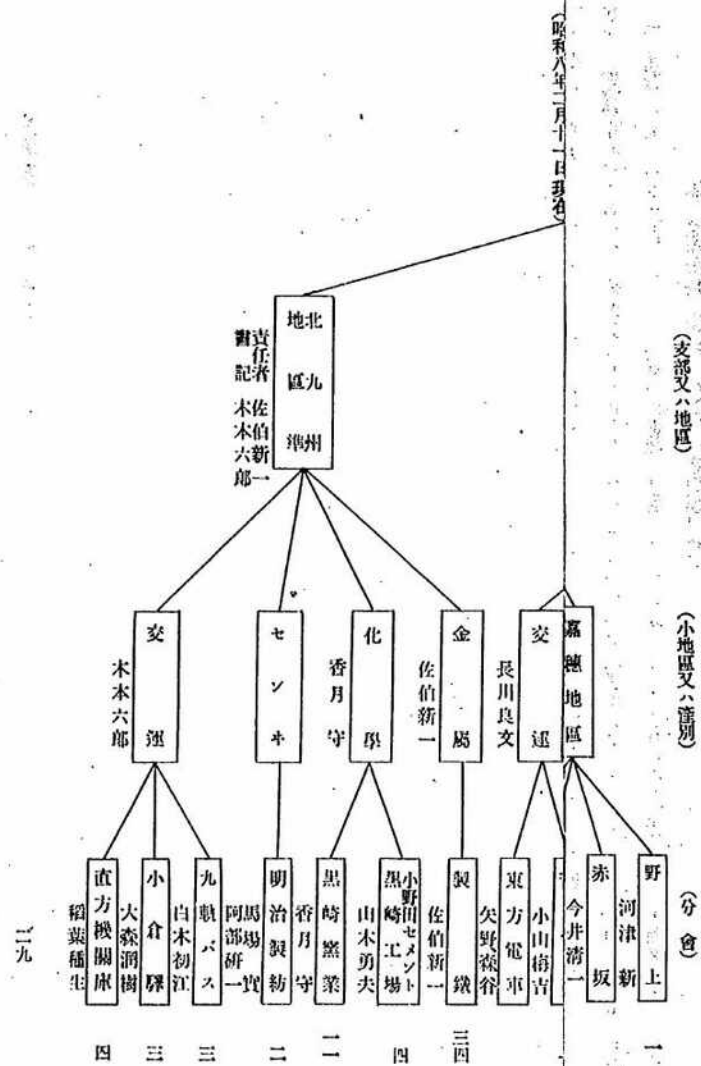
圖機組協全ルケ於二下縣野長
(在現日十二月六年八和昭)





四、福岡縣地方に於ける全協の檢舉状況

福岡縣下に於ける全協の組織は、昨年二月の一斉檢舉により、福岡地方支部協議會は一時潰滅の狀態にありたるも、其後中央部より飯島政雪、吉田寛等オルグとして入福し、黨九州地方委員會と連絡を採り、黨中央部派遣オルグ坂田某の指導下に再建運動に奔走すると共に、九州地方協議會の組織に努めつゝありたるに、同年十月に至る間に於て飯島、吉田の兩名共に檢舉せられ再び運動は頓挫したるも、其後坂田某は全協オルグを兼任し、福岡縣下の各地區及長崎、熊本、唐津方面と連絡を採り、九州地方協議會の擴大強化の爲めに、飯島檢舉後一時中絶し居りたる「労働新聞九州版」を續刊し、十一月革命記念日に際しては不穩印刷物を作成頒布して大衆カンパを煽動する等表面活動を展開し來りたる爲め福岡警察部に於て鋭意内偵中、本年一月以來製鐵所合同問題に關し八幡製鐵所内に合同反對運動起るや之れに策動して事態を惡化せしめむとする情勢を呈したる爲め、遂に二月十一日縣下の一斉檢舉行はれたり。而して檢舉せられたる全協關係者は百六十七名に達し、七月末日迄に既に四十四名は起訴收容せられたり。檢舉當時に於ける組織状況は別表の如し。



（以下は本文の転写）

昭和八年二月十一日現在

責任者 木佐伯新一郎

地北 區九 準州

(支部分八地區)

(小地區又ハ諸別)

(分會)

交 運 木本六郎

セ ン キ

香 月 守

化 學

金 屬 佐伯新一

交 通 長川良文

嘉 融 地 區

直方機關庫 稻葉種生

小 倉 磯

白木初江

九 軌 バス 阿部研一

明治製粉

香 月 守

黒 崎 窯 業

山 本 勇 夫

黒 崎 セメント 工場

佐 伯 新 一

製 鐵

矢野穀谷

東方電車

小山南吉

今井清一

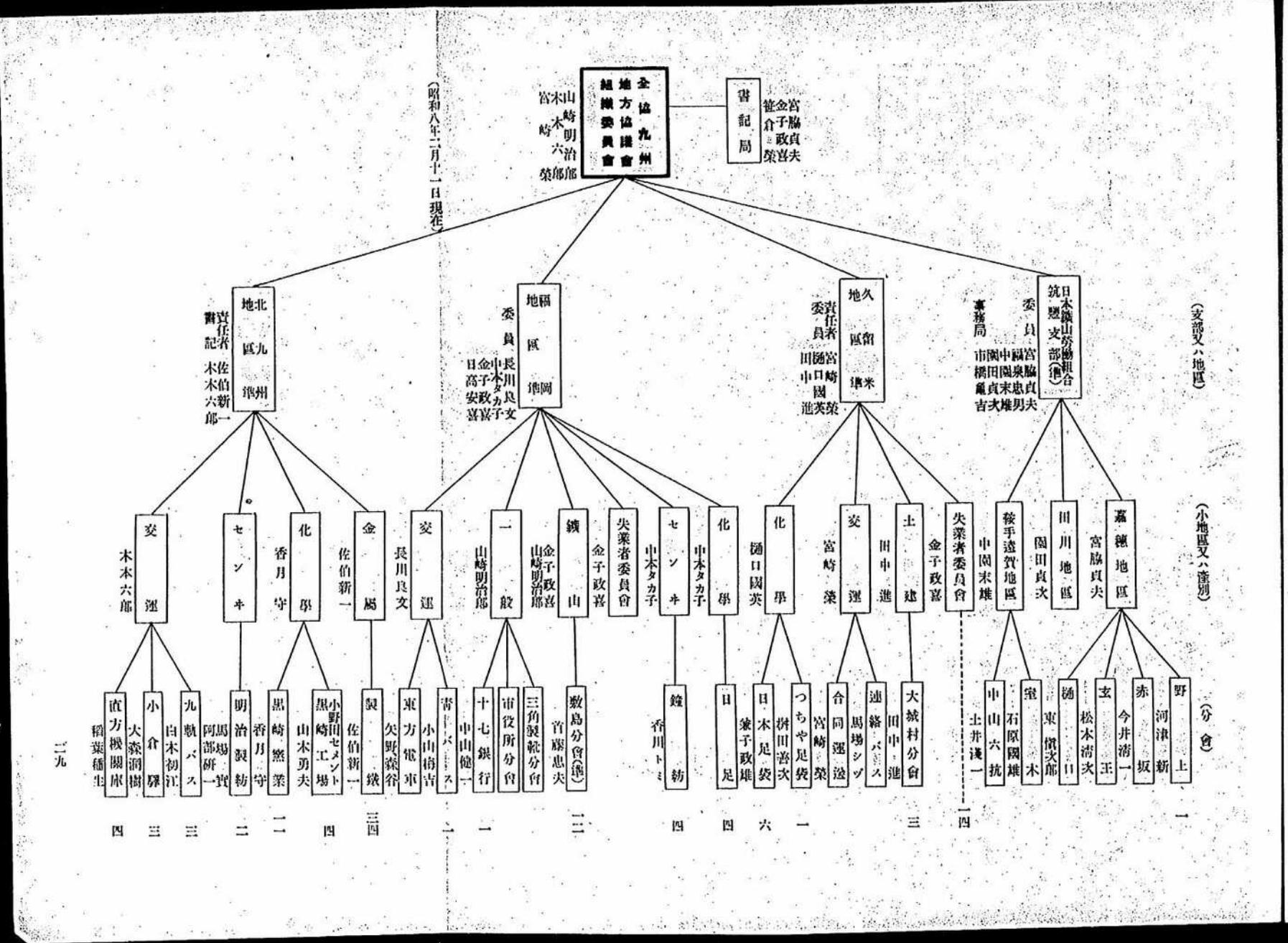
赤 坂

河 津 新

野 上

二九

四 三 三 二 一 四 三四 一

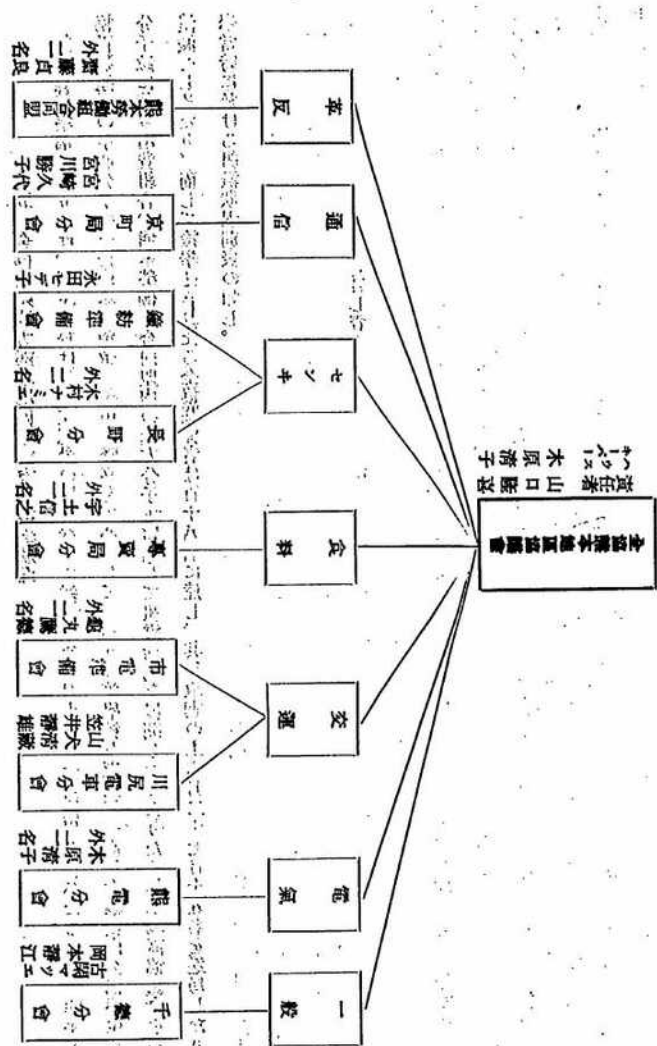


裏面白紙

五、全協九州地方熊本地区協議会の選挙状況

熊本縣警察部にありては、縣下に於ける極左運動の進展状況に鑑み本年二月十七日一斉選挙を行ひたる結果、昨年七月全協再建運動の中心分子の一斉選挙後残留分子山口隆喜を中心として、第五高等学校及縣立第一高等女学校内全協學生支持團分子並に熊本消費組合、熊本労働組合同盟内の極左分子と策應して組織活動を展開しつつありたる熊本地区協議会を殆んど潰滅せしめたり。而して選挙せられたる全協關係者は百十八名に達し、其後取調の上六月二十七日十五名を送局したり。検査當時に於ける組織状況別表の如し。

日本共産青年同盟の運動状況



日本赤色救援會の運動状況

一、八二反戦カンパニアに對する方針配布

日本赤色救援會に於ては七月二十日付中央委員會を以て「八二反戦カンパニアに對する方針」と題する指令を發行配布し「日本帝國主義は今秋までにソヴェト同盟を攻撃すべく準備を進めてゐると共に、更に大なる世界戦争の爲の諸準備をなしてゐる。その爲に一般勤勞大衆に對しては物質的・肉體的・精神的な凡ゆる負擔と虐使を強制してゐる。そして之に反抗する一般大衆に對してブルジョア地主天皇制政府は軍事的警察的テロルの全能力を動員してゐる。又無組織のファッショ共は「赤の絶滅」「共産黨討滅」を宣言し資本家地主の天皇に忠節を誓つて居り、社會大衆黨、全勞、全農總本部總評等の社會ファシストは「祖國擁護」「アジア民族の統一」等のスローガンによつて戦争とファシスト獨裁に完全に協力してゐる。更に佐野、鍋山、三田村、高橋、中尾等の裏切者はコミンターンと日本共産黨の權威に下劣な惡罵を浴せかけ、君主制擁護と戦争宣傳にやつきになつてゐる。だが勤勞大衆の反戦氣運は戦争の爲の搾取と弾壓の強化によつて凡ゆる形態の日常闘争となつて日々を高まつてゐる。この氣運は八月三十日を開戦期日とする上海反戦會議支持委員會結成の方向へ左翼大衆團體の協力によつて發展しつつある。日本赤色救援會の白色テロル反對闘争が徹底的に戦はれるためには救援闘争を戦争反對闘争に直接的に且つ具體的に結合せしめなければならぬ。かくすることによつてのみ赤色救援會の活動範圍は著しく擴大し得るのである」と稱し、ハニーデーのカンパニアを通じて次の如き方策を實行しハニーデーの大衆動員をなすべき旨指示する所である。

日本赤色救援會の運動状況

9. ピクニック観劇會、子供の學藝會大人の素人演劇の夕
10. 傷病人、死亡、婚姻の際の教授慰安及び祝ひのための活動
11. スポーツ、野球、ビンボン、マラソン、金銭水泳、チームを作
- り班と班との社会團體との仕合
12. 機關紙、ニュース、資料其他の出版物乃至時間問題の批判

會感想會

二、ドイツ労働者階級並にドイツ労働者救済會への教授運動状況

日本労働教育準備會に於ては七月二十日付「ドイツ労働者階級並にドイツ労働者救済會への教授活動強化せよ」と題する指令を發行配布し「獨逸労働者救済會が憎くむべきヒットラーファシズムの暴虐により苦難なる闘争を續けてゐる」と稱し之が教授運動の爲左記事項を指令する所ありたり。

- 一、本部よりの諸資料に基きドイツ労働者階級並にドイツ労働者救済會の特別な出版物を出すこと(ニュース、機件フレット、特別な新聞等)。
- 二、基金授金箱を作つて工場農村企業事務所街頭へもちこむこと。
- 三、此活動の中へ動勞者を中心に學者、藝術家、教育者を科學者法

三、上海反戰會議支持の爲の運動状況

日本労働教育準備會に於ては七月二十五日付「上海反戰會議支持闘争へ」労働者の日常活動を強化し支持委員會を作れ」と題する指令を發行配布し「我々は戦争に反對することなくして一歩の自由も一秒の幸福も捷ち得ることは出来ぬ、故に、都

13. 健康保険失業保険少年保護法などの説明をする
14. カムペーニアを持ちこむこと
15. 機關紙、ニュース等の配布網の擴大赤組織の中から通信員
16. の養成責任者の積極的イニシアティブ發揮のために班員が皆一通り責任者となること
17. 地區機關への参加班と班との交換社會主義競争の申込
18. 班、ニュースの發行班員の徵收

市農村に飽くまで廣汎な全労働大衆を動員して、動勞者の解放のために戦争に反對しなければならぬ」と稱し、又「超黨派的な大衆團體であり極めて廣汎な大衆を温く抱擁する我が日本労働教育準備會の全會員が此の先頭に立つことなくして誰が眞にこの重要な大衆的反戰活動を開ひ得やう」と稱し工場農村街頭學校等凡ゆる場面に上海反戰會議支持委員會を作り全員集つて之に参加すべきことを徹する所ありたり。

四、東京地方協議會の解消と東京支部準備委員會の結成

労働規約には「支部は一地區を以て構成し府縣大都市には支部協議會を置く」と規定し、従來は東京地方を數支部に分ち、東京地方協議會を組織しつゝありたり。然るに右の組織にては、各支部の連絡統一が困難にして各支部に關聯のある闘争にても統一的活動が困難なり」との理由を以て、東京地方を一支部に組織することとし東京地方書記局を解消し、東京支部準備委員會を結成したる旨六月十日付發表する所ありたり。

學生運動の状況

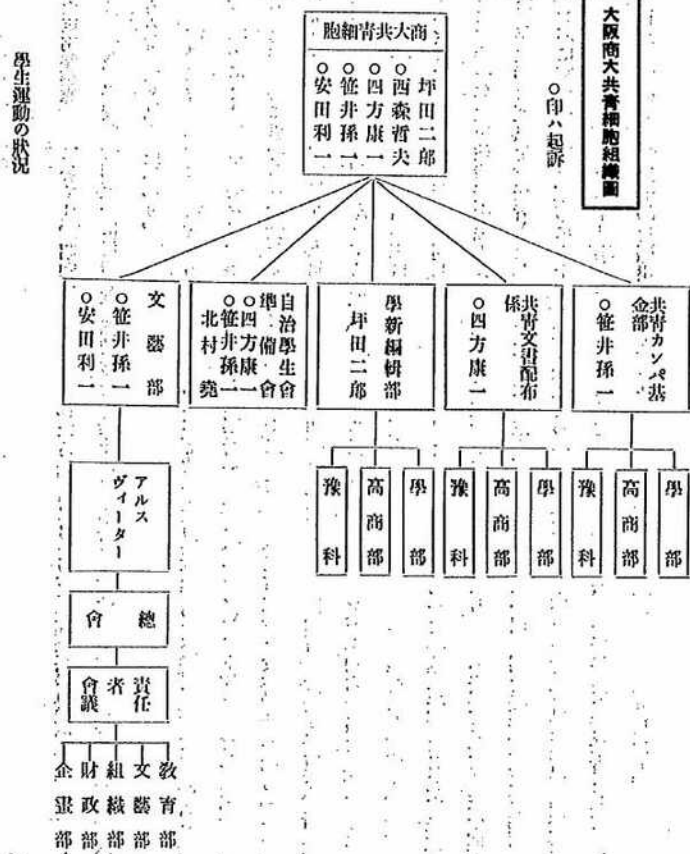
- 一、大阪帝大、同商大、同高等醫學左翼學生生徒の檢査状況
- 二、千葉醫科大學左翼學生生徒の檢査状況

大阪府に於ては本年二月十七日以來、大阪帝大、同商大、同高等醫學の左翼學生生徒を檢査取調中なりしが、阪大生鈴木

省三、大阪商大生安田利一、西森哲夫、笹井孫一、四方康一、高等醫事生平野好朗、田佳睦等の七名は夫々起訴豫備に附せられたり、其の組織状況次の如し。

(一) 大阪商大醫學部 學生鈴木省三、山本力等は昭和六年十一月新興醫師聯盟帝大班を構成し、次で日本無産者治療同盟の結成せらるゝや之に解消し、同大阪支部長岩井蜀次及學外左翼分子の指導の下にプロレタリア醫學の確立、ソヴェート醫學の紹介、醫療の社會化、ブルジョア醫療制度の暴露に關する研究會座談會を開催し、インタナショナル、醫同ニュース等配布左翼意識の激發に努め、學内より醫學部組織等十三名、學外より四名の同志を獲得せり。尙昨年九月中旬當大阪支部委員會技術部と連絡し赤旗讀者班を構成、赤旗八部乃至十二部をグループメンバーに配布すると共に各連絡責任者を、資金係鈴木省三、家屋係山本力、赤旗配布係鎌倉勝夫、醫師シンバ係勝部領雄と決定し、昨年十月以降本年一月中旬迄毎月一圓五十錢の黨資金を騰出し居たり。

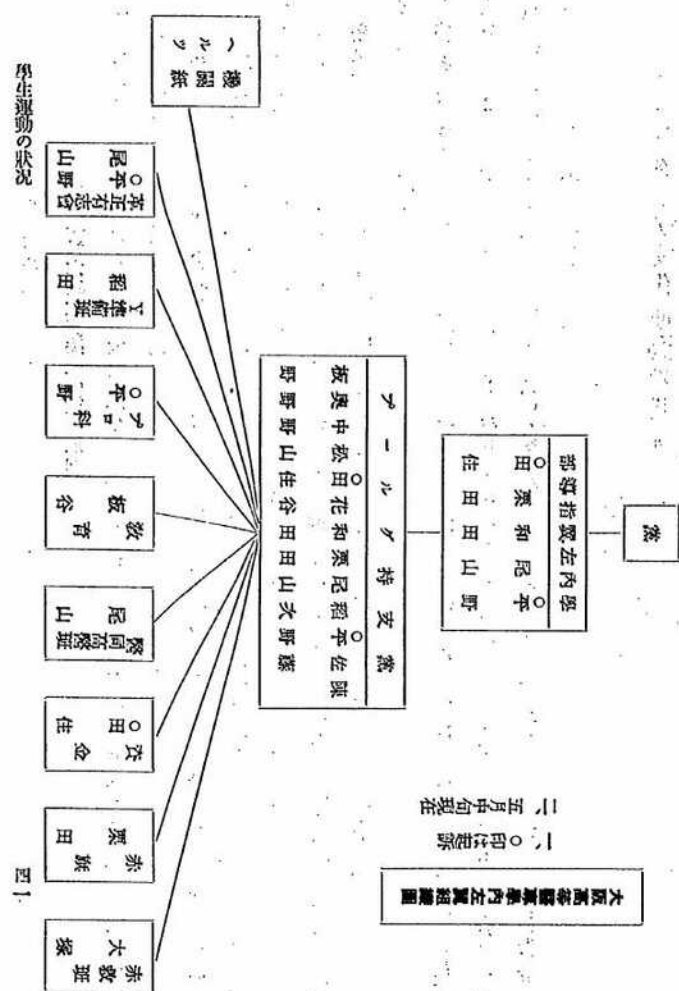
(二) 大阪商大醫學部 左翼學生は昨年三月以來の檢査に因り學内組織の壊滅を見たるも、同年七月頃より學部二回生西森哲夫、高商部二年生四方康一等六名は左翼組織の再建を圖り、同九月中旬以降より當時の共青大阪支部委員會學生對策委員等と連絡成り、共青資金網を構成しメンバーより五十錢乃至三圓宛毎月十圓位の共青活動資金を騰出し、本年二月迄計約五十圓を提供すると共に、無青等の極左文書を各メンバーに配布し、更に四方康一等三名は自治學生會を結成すべく劇愛好學生より成る「アルスヴィクター」の左翼化を企圖し、昨年十二月下旬以來之が完全なる統制權を掌握しプロット大阪支部との連繫を築し居たり。因に共青細胞組織は左表の如し。



四〇

(三) 大阪高等醫專 に於ては、昭和六年春組織されたる高醫ⅡSを以て本校左翼組織の第一歩となし、同年五月學生消費組合を構成、學校の營利經營に反對し、學校當局の禁止に遭ひ翌月解散せしも、其後依然として學内左翼運動を繼續し次の如き左翼組織を見るに至れり。

- (1) 自治學生會 本會は自治會の名稱を以て、昭和六年九月創立以來數度の組織替を餘儀なくせられ、昨年九月下旬當時五年生陳墓地等によりて自主的な自治學生會結成せられ學新「ブルス」、パンフレット等を發行し意識分子の結果に努めたるが、自學の左翼的名稱に祟せられ大衆化せざるより、同年十二月二十日革正有志會と改稱、機關紙も「ヘルツ」と改題し學内の不平不滿の激發に努め、本年五月上旬同校教授の解職問題を提へて解職反對、實習費授業料値下、附屬病院分院設置等を中心に盟休を以て闘争を展開せんとする等、漸次活潑なる活動に移り加盟メンバー約六十名を抱擁するに至れり。
- (2) 黨支持グループ 昭和六年末自學指導部は黨大阪市委員會の指導の下に組織せられ、資金、赤旗、教育等の各係を決定し赤旗讀者竝に資金網の擴大を期し、赤旗は本年一月より毎號三十部内外を持ち込み紙代は月五十錢位徴收し、黨資金關係に於ては當時一年生田住陸資金係となり昨年十二月末、黨年末カンパ、三ヵカンパ資金として約三十圓を醸出、本年一月末以降は三年生稻次直己を責任者となし、一月二月は各三十圓、三月四月は各四十圓を提供、更に黨關西地方委員會の五百圓基金カンパに應ずべく五月末迄に九十圓調達を決定其の一部として約三十圓を交付し計約二百圓の資金を醸出し居たり。
- (3) 醫療同盟高醫班 昨年九月學内左翼指導部に於て醫同高醫班を組織し平野好朗を責任者として醫同大阪支部との連絡に當らしめ、同盟費月額三十錢を醸出したる外ニュース等を發行し高醫班の擴大を圖り居たり。



二、千葉縣科大學左翼學生の檢舉状況

千葉縣に於ては本年六月九日以来千葉縣大左翼學生を檢舉取調中なりしが、本月二十一日四年生平川大、三年生藤影の兩名は起訴豫審に附せられたり。其の組織状況次の如し。

(一) 共青細胞

昭和七年四月中旬頃當時四年生所澤政雄、三年生平川大の兩名は千葉縣委員會より共青細胞の組織を命ぜられ、二年生木村三男、同藤影の兩名を獲得し四名にて細胞會議を開催、茲に細胞確立し、各學年別に分寮を定め、學内の不平不満を昂揚し革命的學生を組織に獲得すべく運動を展開するに至れるも細胞責任者所澤は同年七月頃日本共産黨に入黨し黨の擴大強化を図る事となりたるを以て、茲に共青との連絡絶たれ、共青細胞は自然解體するの余儀なきに至れり。

(二) 黨資金網

所澤政雄は入黨以來學内に於ける黨フラクを命ぜられ、主として資金網の確立を期し、黨資金一ヶ月約二十圓位調達し黨中央部に供與し居たり。

(三) 赤旗其他の配布

之等の文書は三年生平川大が責任者となり、黨の配布係の街頭連絡により交付を受け、各級キヤツプの手を経て之を資金網所屬のメンバーに配布し、紙代として一人一ヶ月五十錢乃至七八十錢を徴し上部に納付し居たり。尚平川、藤の兩名は本年五月上旬頃黨配布係の依頼を受け外二名と共に黨軍事部機關紙兵士の友(號不明)を三回に亘り約千三百五十部を印刷し黨上部に交付したり。

プロレタリア文化運動の状況

一、コップ内黨及同盟のフлакシ

ヨシ檢舉と其の状況

二、文化團體の國際反戰デーの状況

三、コップ第二回擴大中央協議會開催の状況

一、コップ内黨及同盟のフлакシと其の状況

警視廳に於ては本年三月、コップ内黨及同盟のフлакシヨシを檢舉し、爾來引續き嚴重取締中なるが、本年一月より七月に至る間に於ける檢舉と其の概況次の如し

(一) コップ 共青フラク關係

日本共産青年同盟に於ては昨年來より頻々たる檢舉の爲め中央部の組織頓に弱まりつつあるが、一方青年層に於ける文化的要求は益々切實なるものあるに鑑み、日本プロレタリア演劇同盟内の黨フлакシヨシに對し、フлакシ員一名を共産青年同盟中央部に轉ぜしめ文化的問題を取扱ふ様交渉ありたるが、黨フラクに於ては優秀メンバーの不足と組織の弱まりを理由として之を拒みつゝありし處、本年十一月下旬に至り遂に此の要求を容れ、プロット黨フラク木田延三郎を抜いて共青中央部に送り、木田は共青機關紙部文化部長となり、共青中央委員長長石井照夫と共に共青フлакシ部を構成し、以て文化團體内の共青フラク活動を旺盛ならしむる事とし、先づ其の第一歩として木田は作同内共青フлакシ今村恒夫・今村久雄をして藝術團體全般の共青フラク再建と其の強化を命じ、ボエウ内共青フラク牧島五郎・コト塚本周三をして科學團體全般に對し右同様の指令を發し、極力文化團體内青年層に對する働きかけを爲しつゝありたるを次の如く檢舉せり。

(二) 作家同盟 (1) 黨フラク關係 作同内黨フラクシヨンは黨員宮本顯治の指導により、黨の主義諸政策を作同内に反映せしめ活動し居たりしが、本年二月二十日一先づ黨員小林多喜二を檢舉せり(本名は檢舉後死亡)。而して同人の逮捕により作同内の右翼日和見主義者と目され居たる、鹿地亘コト瀬口貢、藤森成吉、林房夫コト後藤壽夫等は宮本、小林等によりて其の態度を清算せしむべく糾弾され居たる事判明せり。

(2) 共青フラク關係 共青フラクシヨンは客年三月檢舉以來、今村恒夫コト今村久雄キヤツプとなり活動中、今野大力、伊藤幸子等を獲得再組織したるも、今野、伊藤共病弱のため大なる進展を爲さず焦慮中、本年二月二十日今村久雄は小林多喜二と共に檢舉されたり。

(三) 演劇同盟 (1) 黨フラク關係 客年三月の檢舉に免れたる黨フラクシヨンメンバー杉本良吉コト吉田好生、中村榮二コト今村重雄、鶴崎宏コト木田延三郎等は其後再組織に活動中、木田延三郎は客年十一月日本共産青年同盟機關紙部文化部長文化團體統制係に引上げられ、其の後任としてプロット本部書記長皆川晃コト川崎義好就任したが、之等三名は極力黨の影響をプロット内に反映せしむべく客年七月下旬より

プロット本部書記長	久板榮二郎	東京支部書記長	佐山 亮介
前プロット東京支部書記長	島田 敬一	共青フラクシヨン	吉谷慎コト
プロット員	松原 卓一	共青フラクキヤツプ	澤口俊雄
常任書記長代理本部組織部長	伊藤 國夫	プロット員	植村喬二コト
常任 出版部長	伊藤 國夫	プロット員	關根俊二
本部 書記局員	池田 清三	プロット員	大澤 幹夫
		プロット員	原泰子コト
			政 野

等を赤旗讀者として獲得し、尙本同盟の機關紙たるプロレタリア演劇、演劇新聞等も黨フラク統制下に置き活動中を本年七月前記フラクメンバー吉田、今村、川崎の三名を檢舉せり。

(2) 共青フラク關係 客年三月共青フラク檢舉以來、植村喬二コト關根俊二二人となりたるが、黨フラクシヨンたる木田延三郎は關根をして共青フラクシヨン再組織に當らしめ、關根は客年十二月プロット本部書記局員池田清三を獲得し、更に本年二月元のフラクメンバーたりし澤口俊雄、加藤貞等を復歸せしめ活動中を本年二月(加藤は本年七月保釋出所中を)何れも檢舉せり。

(三) 藝術家同盟 (1) 黨フラク關係 黨フラクは客年六月松山文雄、大月源二等の全メンバーを檢舉せる爲め、一時全く壊滅し居たるが、本年三月中旬に至り本部展覽會部長寄木麟二が黨と連絡し入黨すると共に本部書記長三田重信コト杉浦茂、本部財政部長山上嘉吉等を獲得し再建企圖中を三名共檢舉せり。

(2) 共青フラク關係 客年七月下旬共青フラクキヤツプたる室瀬治治落後、フラクメンバー中の優秀分子五十嵐進コト渡邊武夫は客年十月の熱海事件により檢舉せられたる三ツ木金藏の下に於て、黨事務所の名義人となり居たるが、同人の檢舉後は黨東京市委員會財政部長秋田コト石井完の下に於て資金活動中を、本年三月檢舉し引續きフラクメンバー植重吉コト田村宗太郎、伊庭俊コト伊藤吉五郎、山田麻三コト高久廣等の三名を檢舉せり。而して田村宗太郎以下二名は何れも共青本部との連絡恢復せず、之が爲め活潑なる活動を展開するに至らざりしものなり。

(四) 映畫同盟 (1) 黨フラク關係 植村收治落後、上野耕三コト古川正義専ら黨との連絡を爲し居れる模様なるも本名は未だ逮捕するに至らず、尙本部書記長並木晋作コト岩崎太郎(未だ入黨せず)は黨との連絡を圖るべく策動中本年二月之

四七

二、文化團體の國際反戦デーの状況

「コップ」に於ては、第二回擴大中央協議會に於て黨の新テーゼに基き其の中心的任務は「反戦闘争のボルシェヴィキ的展開と、大衆的活動への轉換」であると審議決定せるが、之に基き八・一反戦デー當日に於ては相當活潑なる活動を展開するものと認め注意中、東京に於ては八月一日午後五時頃、黨の動員指令により、亀戸町三丁目香取神社附近に、他の人々と共にプロット員四名参集し不穩の行動ありしを以て検束したるが、尙此の外七月三十日より八月一日に亘りコップ東京地方協議會及日本プロレタリア科學同盟東京支部署名の檄文を撒布したり。其の他の地方に於ても上海反戦會議支持委員會を作れ等の檄文を撒布し反戦意識の高揚に努めたるも多くは文書宣傳に終りたる模様なり。

三、コップ第二回擴大中央協議會開催の状況

去る六月十八日コップ第二回擴大中央協議會開催決定の處、遂に流會となりたる件は六月分特高月報所報の通りなるが、其の後七月二十五日機關紙「コップ」第四號の報する所によれば七月某日東京市に於て機秘裡に中央協議會を開催したる模様にして概況次の如し。

- (一)出席者 常任中央協議會各機關の代表、地方協議會代表、各同盟代表(二同盟除外)
(二)一般活動報告 第一章は戦争とファシズムに對する闘争が國際プロレタリアートの輝かしい指示によつて(三二年テーゼ)今日「戦争と××制日テロ」を理解するべき事を示したもので之を承認した、第二章は成果と缺點に於て就中コップ防衛の實踐的意義に關聯して、之までの各同盟の受動的日和見的態度を自己

批判し、各同盟を基盤とせる中央協議會の確立指導部の強化を日程に上したものである、第三章以下は當面の主要任務に關して我々の中心スローガンは「戦争と××制文化反動の打倒」と改めらるべきものなる事を確認し、我がコップの課題が「反戦闘争のボルシェヴィキ的展開と大衆的活動への轉換の達成」である事を大衆的に審議決定した。(研究資料閣参照)
(三)規約行動綱領改正の件 行動綱領は三二年テーゼを基盤に

過去の××制に對する誤れる理解の部分修正に決定成文は新役員に一任す。

- (四)八・一反戦闘争上海反戦會議支持の件 可決
(五)佐野山三田村の裏切りに對する放逐決議

「××主義に屈服し帝國主義強權闘争を支持しブルジョア地主的××制支配階級に、労働者農民の革命的闘争を裏切つた憎むべき佐野山三田村一派の裏切りに對し吾がコップ第二回擴大協議會の成員(第二回擴大協議會成員二十と推定す)一万のサークル員を代表して斷乎たる大衆的斷罪、階級的制裁を加へる事を決議する、特に山三田村は企業農村を基盤とする文化運動を黨の

四、新興教育同盟準備會のコップ特にプロ科への發展的解消決議

八月一日附標記團體の機關紙「教育新聞」第六號によれば、七月二十三日同盟準備會は擴大執行委員會を開催し「新興教育同盟準備會のコップ特に日本プロレタリア科學同盟への發展的解消」を決議したる模様にして其の理由とする所次の如し。

「我が同盟の基本的任務として規定されたものは、(一)絕對主義教育に對する闘争、(二)労働者農民其他一般勤勞大衆の初歩的教育の充足、(三)プロレタリア教育の建設である、而してプロレタリア教育運動のかゝる基本的任務は全プロレタリア文化團體の重要任務であつて、一プロレタリア文化團體の特殊的任務ではあり得ない、従つてかゝる任務を我が同盟の特殊的任務とするのは誤りであると同時に、又行動綱領を検討する時、この事實は更に明瞭となる、即ち規定された、三十八項の綱領は一部分は戦無、教育、十數項はコップ全體の、殘餘は悉く科學同盟の行動綱領たるべきものであるそれ故に我々は我が新教育の任務に何等特殊性を見出し得ず従つて新教育はコップ全體に解消さるべきものである、而も新教育の任務は殆ど科學同盟のそれに等しい、故に特に科學同盟への發展的解消は我々の明らかな到達點でなければならぬ、之を具體

プロレタリア文化運動の状況

五〇

化するための新教の當面の任務は、常務科學同盟との共同闘争である。

五、日本プロレタリア黨綱案の綱領規約草案並に運動方針書發表

コップ加盟、標記團體に於ては從來綱領規約運動方針等の制定なかりし處、最近之が綱領規約の草案並に運動方針を發表せり。

綱領草案

一、ブルジョア階級のアナキスト及び社會ファシストによる貧民反動との闘争

二、労働者農民その他の勤勞者解放のための貧民運動の遂行

三、労働者農民その他の勤勞者による貧民藝術建設のための闘争
四、マルクスレーニン主義の上に立つプロレタリア黨綱の確立
五、プロレタリア黨綱運動の國際的提携
規約草案並に運動方針書略

六、コップ神奈川地方協議會内黨フランクシヨンの檢査状況

神奈川縣に於ては本年二月二十八日、日本共產黨神奈川地方委員會、津野勇を檢査し爾來數回に亘り黨綱に全協關係者を引致し取調を爲したるが其の結果、ナルプ及プロット神奈川支部のメンバーは黨全協と緊密なる連絡を保ち特に地方協議會書記長佐野武久納武夫及びナルプ神奈川支部書記長本多俊次の兩名は、地協内の黨フランクシヨンとして活動し（上海反戰大會支持神奈川地方無産團體協議會を結成し職場にグループを設くる等活動す）注意警戒を要するものありたるを以て七月二十五日久納、本多以下十一名を檢査せり。

七、ソウイェトの友の會の活動状況

（一）機關誌とアチビラの配布 七月一日機關誌「今日のロシア」第二號三千二百部を印刷配布し、更に東支鐵道問題に就

て」と題し、東支鐵道略奪反對に關するアチビラを各支部其他會員に配布せり。

（二）ソウイェト事情展覽會 七月二十一日より三日間杉並區高圓寺四ノ五九八城西消費組合事務所に於て、ソウイェト事情展覽會開催、友の會國際本部其他英米友の會より寄贈せられたる資料の取扱及寫眞等百數十種を陳列せるが、陳列品中「アムステルダム」友の會國際委員會より寄贈せられたる寫眞中數點は不穩と認められ、所轄署より撤回を命ぜられたり。

（三）友ナチス、ファツシヨ粉砕同盟參加 右友の會は英國ソウイェトの友の會との社會主義競争及十一月七日ソ聯邦革命記念日労働代表派遣運動の教化並に會員獲得の爲會報「東京ニュース」及「ソウイェトの友の會早わかり」を配布し、學生消費組合を通じて東京帝大、早大、日大、明大、上智大學、明治學院等に組織を確立すべく活動中なるが、他面反ナチスファツシヨ粉砕同盟に参加、七月七日日本所公會堂に於けるナチス排撃ファツシヨ粉砕民衆大會に書記長江口渙等出席不穩の實動ありたる爲め、其演説は中止せられたり。

（四）國際反戰會議支持團體極東平和の友の會結成 本年五月ソウイェトの友の會國際委員會より上海に於て開催豫定の國際反戰會議に積極的支持方針を受け、同日本支部に於ては書記長江口渙常任委員加藤勲十千田是也を中心とし反戰支持委員會を結成次で七月十一、二日の二回に涉り吉祥寺六八江口渙方に於て幹部會開催の結果、極東平和の友の會を結成、上海反戰會議を支持し代表派遣を決定せり。七月末「極東平和の友の會の設立の爲め」と題するビラを印刷關係方面に配布し八月に入りて極東反戰會議支持團體協議會名にて「極東反戰會議の性質と任務に就て」の檄を關係方面に頒布すると共に、八月廿五日日比谷公園市政會館に於て創立大會を開催氣勢を揚ぐる處ありたるが、会場混亂の爲解散を命ぜられたり。尙極東平和の友の會發起人は左記の如し。

プロレタリア文化運動の状況

五一

發起人秋田雨佐、金子洋文、木村毅、小牧近江、江口渙、長谷川如晃、長谷川時雨、藏原惟那、佐々木孝丸、加藤勘十、
栗山嘉樹、大栗清美、上村進、久米正雄、藤森成吉

無産政黨の運動状況

- 一、社會大衆黨の運動
 - (一) 轉換期建設政策の問題
 - (二) 全體農民運動
 - (三) 日本國政社會黨の情勢
 - (四) 黨の動搖に對する各地方支部支持團體の態度
- 二、五一五事件發給に對する波瀾運動
- 三、新日本國民同盟の運動
- (一) 國難打開並皇國理想達成の新願運動
- (二) 全國支部代表者會議の開催
- (三) 特別講習會の開催

一、社會大衆黨の運動

(一) 轉換期建設政策の問題 社大黨本部は既に「轉換期の建設政策」を發表したるが、之れに對し同黨大阪府支部聯合會を始め、京都、新潟、福岡、長野等各支部の一部に反對意見あるため、結局本部は特別委員會を設置して半恒久的に審議することにしたる旨は既報(特高月報七分参照)の通りなるが、其後黨本部に於ては、八月十六日右特別委員會を召集し本案の再審議を爲せり。

其結果、本部に對し最も強硬に反對せる大阪府支部聯合會の代表にして特別委員たる田萬清臣も、本部側委員の熱心なる

説得により「本案は全體的に觀する時は、理論上明かに我黨の階級的イデオロギーに反し、協調主義乃至ファシズム的傾向を有するも、現下の國情よりして、我黨の立憲精神を絕對に動かさず、其精神に則り行動を實際化せしむるに於ては、本案を決定するも異議なき旨」を述べ原案に對する部分的修正の希望を附して大體本部案を承認せり。

斯くて同特別委員會は本案審議の結果と部分的修正意見を具して黨本部に報告するところあり、右に基き黨本部は八月二十六日常任中央執行委員會を開催して協議したるも具體的決定を見ず、更に近く(期日未定)特別委員會を開きて本案を再検討することに決定したり。

尙大阪府支部聯合會に於ては、八月十八日常任執行委員會を開き、田萬清臣より前報八月十六日の特別委員會の結果報告を爲したるが、之れに對し當日の出席委員(九名)は何等質問又は反對的意見を述べず異議なく承認したる模様にして、目下の處其他の地方(京都、福岡、新潟、広島等)に於ける一部の反對者も結局は大勢に推されて本部案を承認するに至るものと觀測せらる。

(二) 全體農民運動 社大黨に於ては既報(七分分特高月報)の如く、全勤勞農民を組織對象とする全體農民運動を展開すべく、農村協同組合、農村醫療組合、負債整理組合等の組織を計畫し、「全體農民運動方針大綱」を作成して地方支部に配布し、其の活動を促すところありたるが、其後地方に於て右方針に基く運動として顯はれたるもの次の如し。

(1) 新潟縣下に於ける醫療組合組織運動 同黨新潟縣支部聯合會幹部三宅正一、稻村隆一等は、豫て縣聯の擴大を計る手段として無産者の醫療機關を設置すべく企圖し、既に七月上旬來同縣南蒲原郡内の各町村長其他有力者の賛成協力を得て「南蒲原醫療利用組合」設置の運動を進めつゝありたり。

偶々黨本部に於ては、前叙の如く七月二十三日中央執行委員會を開きて全體農民運動方針大綱を決定し、それに基づいて地方支部の活動を應進する處あり、本縣支部より代表として出席せる三宅、稻村等は直ちに右運動方針に基づき、既に計劃せる警察組合の實現を圖るべく、先づ滯京中(七月下旬)同組合に招聘すべき醫師長として、東京警察病院醫師濱野秀作博士に就任方を交渉し其内諾を得て歸縣するや、組合設立趣意書及加入案内書を印刷し、縣下各方面に配布すると共に、縣下南浦原郡をはじめ、長岡市を中心中越地方六郡(古志、三島、刈羽、北魚沼、南魚沼、中魚沼の各郡)を動誘區域として市會議員、町村長方面委員等の有力者を應訪動説し或は懇談會を開催して其大部分の賛成を得、一般有志に對しても引續き賛成加入方を動誘中なり。

斯くて南浦原郡に於ては、既に七月下旬「南浦原警察利用組合」を設置することに決し、其組合規約、動誘方法、基金募集の方法、病院建設地等大體其基礎的準備成り、八月二日三條町の病院建築敷地に於て「地鎮祭」を舉行するに至れるが、一方長岡市を中心とする中越地方に於ても、前記「市六郡を其組織範圍として」「中越警察利用組合」を設立する計劃の下に著々其實現を進めつゝあり。尙社大黨縣聯に於ては、本組合設立後適當なる時期に於て現存の「南浦原警察相扶組合」(全國農民組合縣聯に於て既設せるもの)を合併せんとする意圖を有するものゝ如し。

(2) 栃木縣下に於ける農村協同組合の組織運動 七月二十三日黨本部に於て結成せる「日本農村協同組合協會」の設立に際しては、本縣聯合會は代表として、大屋政夫を出席せしめたるが、同人は七月下旬歸縣するや、黨本部の「全體農民運動方針」に基づき農村協同組合を組織すべく計畫を進めつゝありしが、八月三十日支持團體たる全體縣聯の幹部(八名)の參集を求め「産業部會議」なる名下に協議の結果、日本農村協同組合協會栃木縣支部準備會を設置することを申合せ、之

れが準備委員として大屋政夫外八名を選任し、引續き準備中なり。

以上の上大阪に於ける全國労働組合系議員の「港南消費組合(八月十二日結成)及廣島縣下に於ける福山支部の産業資金(低利資金)借入の申請運動計畫、宮城縣下に於ける西多賀信用組合解散に伴ふ負債整理組合の組織(八月下旬結成)等は、社大黨本部の所謂「從來の組織對象の領域を更に横に發展擴大せんとする、全體農民運動方針」の地方的顯現なりと思料せらる。

二、日本國家社會黨の情勢

(一) 黨の動向に對する各地方支部の支持態度 國社黨にありては六月以降連友同志會の紛擾に端を發せる赤松黨務長以下十二名の離黨、日本農民組合の黨支持取消、黨指導精神の解釋統一問題に關する所謂日本主義派(本部派)と國家社會主義派(反本部派)との對立等に因り黨内の動搖甚しく、之が地方支部の支持團體に及ぼす影響は相當注目され居たる處なるが、其の後の動向を見るに大體次の如き分野を示せり。

(1) 地方支部の動向 (イ) 本部支持派 (兵庫) 兵庫縣聯にありては會長藤岡文六以下一般に日本主義的色彩濃厚なりしが、八月十三日執行委員會を開催し本部派を支持すべくその態度を決定したり。

(静岡) 静岡縣聯は黨の分裂決定的となるや幹部間に於て協議懇談の結果その態度を本部派支持に決定し、七月三十一日附を以て執行委員會名義の聲明書を發表して之を明にしたり。

(北陸) 北陸地方聯合會は黨の分裂に際しては白紙の態度を以て成行を靜觀しつゝありしが八月十八日に至り執行委員會を開き本部派支持の態度を決定したり。

(福岡) 福岡縣聯は既に早く七月十八日の執行委員會に於て黨の動搖に對し縣聯の態度を小池派支持と決してより爾來一貫

して本部を支持し来れり。但し日農組合を組織母體とする浮羽大牟田二支部は日農本部の影響を受けて黨を離脱したり。
 (長崎)長崎支部は支部長今村等の統率の下に之とその行動を共にし本部支持に終始し居れり。
 向この外神奈川及長野の各支部にありては本部支持の意圖を有するものゝ如し。
 (山形)反本部派(京都)京都府内には國家社會主義派(新黨獨立派)と皇道會轉同派との二派あり、前者は書記長富松清を中心とする一派にして滋賀大阪の國家社會主義派同志と策應して純正國家社會主義政黨の樹立を企圖しつつあり後者は國社黨の内紛を快とせず之を離脱して皇道會に走らんとし同志糾合に策動しつつあり、かくて府縣の大勢は反本部派なるを以て本部は之に對し小池四郎と親交ある若松清一の主宰する大日本聯盟を中心に府縣を再建すべく策動中なり。
 (大阪)大阪府内にありては僅に山本(龍)一派が本部派なるを除きては大勢は國家社會主義派に屬し(但し赤松五百郎は兄克磨と行動を共にしたり)府縣解新黨結成を策しつつあり。
 (滋賀)滋賀縣内は殆んど國家社會主義派に統一せられ新黨結成の一途に進みつつあり。
 尚以上の外宮城縣各支部は赤松派に追隨し鹿兒島支部(準)は國家社會主義派にして國家社會主義新黨の結成を快つて之に参加する意圖なり。
 (その他)(東京)東京府内に於ては中央の動搖に伴ふ府縣内の動搖を防止し其の統制を確立する爲十二月「府縣再建懇談會」を催したるも何等具體的成績を見ずして散會せり。一方同府縣の本郷王子二支部は黨員離散を理由に解消する等相當混亂を免れざる情勢にありその動向未だ明ならず。
 (岩手)盛岡支部(準)は黨の内紛に對し當分推移を靜觀したる上去就を決すと稱し居り、九戸支部も未だその動向を明

にせず結局縣聯としての態度も目下の處未定なり。

(2) 支持團體の動向 (イ) 日本労働同盟 日本労働同盟は八月三日第五回中央委員會に於て黨支持問題を議したる結果遂に分裂を來し同盟は黨支持を取消し他方同盟派は別に黨直屬の労働團體「日本産業軍」の編成に着手するに至れり(労働運動の状況参照)

(ロ) 選友同志會系 選友同志會は黨に國家社會主義を固執して日本主義派たる日本選信従業員組合を分裂せしめてより黨本部の日本主義にも不滿の態度にありたるが八月一日の執行委員會に於ては尙暫く推移靜觀を決議したり。

(五) 五事件報告に對する運動(國家主義運動)に一掃せざるに付同項参照

三、新日本國民同盟の運動

(一) 國難打開並國理想達成の運動 新日本國民同盟本部にありては黨に國難打開並國理想達成の爲めの國民運動として先づ第一回全國支部代表者の祈禱を八月六日を期し東京明治神宮に於て舉行すべく計畫したるが(七月分月報参照)意

★八月一日附を以て全國各支部に宛て代表者動員の指令を發したり。
 かくて當日に至るや指令に従つて上京したる全國各支部代表者百二十餘名に臨時に動員したる「ルンペン」百二十餘名を加へ總員二百五十餘名は午前八時二十分頃より三々五々原宿驛内及明治神宮第一島居前に參集、午前九時、本支部旗を先頭に同隊伍を組み脱帽靜肅裡に神宮拜殿前に進み、佐々井一展の發聲にて「祈禱のことば」(七月分月報所載)を合唱、無事祈願を了り午前十時三十分、一同退出せり。

右の外地方支部中、同盟本部の通達に基き祈願を舉行せるものは京都(八月一日、於桃山御陵)千葉(八月一日於千葉神社)

にして其他の地方に於ては特に見るべき活動なし。
(二) 全日本代表者會議の開催 同盟は「客觀的情勢……の激變に呼應して同盟の使命貫徹に邁進するが爲には吾等は此の際同盟の陣容を更に一段と整備するの必要を痛感する」との見地より既に全日本代表者會議の召集を決議したるが右決議に従ひ八月六日前記新運動の終了後、東京赤坂三會堂に於て首領會議を開催したり。
當日の出席者は百四十一名(内、本部側五名支部代表者百三十六名)にして、午後一時五十分神田兵三の挨拶を以て開會先づ議長(佐々井一見)副議長(滿川龜太郎)以下を選任し、次いで本部支部情勢報告(神田兵三)國際情勢報告(滿川龜太郎)時局情勢報告(佐々井一見)ありたる後、議事に入り、左記の如く議案を審議し、かくて議事を了り最後に役員選舉を行ひ中央總務委員長(佐々井一見)中央總務委員(滿川龜太郎外)を決定したり。

- 議案
- 一、新日本國民同盟規約改正の件(本部案) 満場一致可決
 - 二、地方に於ける新運動發展に關する件(本部案) 満場一致可決
 - 三、五・一五事件被害救済運動に關する件(向島支部提出) 本件に對し佐々井より「提案の趣意には大いに共鳴する處あるも現在對し佐々井より「提案の趣意には大いに共鳴する處あるも現在の如き簡便せる政府に對する如きは被害の眞實を生かす所以に非ず吾人はそれよりも全精力をあげてより根本的な新日本建設運動に傾注せんとするものなり」と本部の態度を述べ、提案者より本案撤回の申し出あり 満場一致を承認せり
 - 四、本部に對する希望の件(本部支部提出) 満場一致可決
 - 五、運動方針決定の件(本部案) 満場一致可決(運動方針要綱(概要)資料欄に詳載)
 - 六、宣言發表に關する件(本部案) 満場一致可決

以上を以て會議を了り佐々井一見より閉會の挨拶ありたる後一同起立聖壽萬歳を三唱し無事散會せり。
(三) 特別講習會の開催 本同盟は「新日本建設指導者養成」の爲め八月七日より五日間、明治神宮外苑修養園本部に於て特別講習會を開催したるが講習生は各地方支部代表者五十餘名にして科目は講師は左の如くなりき。

大變動期の世界と日本
新日本國民同盟運動方針

滿川龜太郎
神田兵三

新日本建設の根本原則と計畫大綱
我國の國防

陸軍省軍務局 佐々井一見
歩兵少佐 池田純久

國家主義運動の狀況

- 一、五・一五事件被害救済運動の狀況
- 二、財閥巨頭救済運動の狀況
- 三、國民協會及青年日本同盟(連)の設立
- 四、昭和十年軍部對黨同盟の結成

一、五・一五事件被害救済運動の狀況

五・一五事件被害に對する救済運動は、事件發生直後既に被害の出身地等に於ける知己故舊或は一部國家主義團體を中心として行はれ相當の擴大を豫想せられたるも、當時偶々澎湃として勃興したる農山漁村中小商業者救済運動の壓倒的機運と他面當時に於ては五・一五事件の全貌が未だ一般に知悉せられ居らざりし等により、一般民衆は寧ろ五・一五事件の復讐的結果たる暗殺行爲其ものに嫌惡をすら感じつゝありしものゝ如く、救済運動は豫想外に發展を見ず、爾來僅かに國家主義團體間に運動の好題目として斷續的に救済に關する決議、或は署名救済運動行はれつゝありたるに過ぎず。然るに本年五月、事件の一周年に際會するや、國家主義諸團體は五・一五事件記念日運動と稱して、旺に被害等の行動を讃美し、愛國的社會改革機運の醸成に努むる所ありしが、次で同月十七日陸軍海軍司法三省の共同發表による五・一五事件概要の公表

あるや、痛く社会人心を衝動せしめ、延いて被告等の犯罪動機に對しても深く同情を喚起したる模様ありたり。斯くして六月二十八日先づ血盟團事件の公判開始され、更に七月下旬陸海軍側の五・二五事件公判相次で開廷さるゝに及び、其の事實整理に於ける被告等の忌憚なき陳述、就中既成政黨及財閥等に對する痛烈なる批判、犯罪の動機、現在の心境等詳細に新聞紙に報道されたる爲、從來比較的冷靜なりし社会各層に異常なる刺激を與へ、「被告等の國法無視の行爲及社會の實情に對する誤認に基く獨斷的所見等に付ては遺憾なるものあり」と雖も、其心情には私心なく、全く愛國的公憤の爆發にして、斯る事件發生の責任は全國民の連帶負擔すべきものなり」との見地より、眞摯なる自發的減刑運動は澎湃として全國的濤頭を見るに至れり。

然も此間國家主義團體の介在するありて、公判開始以降八月末日迄約一ヶ月間に別表(一)の如く一道三府四十縣に亘り二一九件、署名人員數七萬五千を越ゆるの實情にありて猶判決言渡を控へて今後益々運動熾烈化の傾向にあり。

(一) 運動の組織及取極 減刑運動の方法は請願書、歎願書、上申書等に多數の署名調印を求め、之を陸軍、海軍、司法各大臣或は各判士長裁判長若しくは各辯護人等に提出するもの最も多く、其他右運動を惹起する爲のビラ、ポスターの配貼布、演説會の開催、及集會に於ける決議文、神社に對する祈願文等を、右關係處に提出するもの、或は個人的に歎願電報の發信又は歎願書の郵送若しくは歎願文に切斷せる手指を添付するもの等諸種の形態を採りつゝあり。

然して本運動の取締に關しては請願令に據る請願なる場合合同令第十一條に違反するものとして阻止しつゝあるは勿論なりと雖も、然らざるものに對しては徒らに之を抑壓すべき限りに非ざるを以て、運動の不純化を防止し且手段方法に過誤なからしめんことに重點を置きて取締りを爲し、國法踰越の虞あるものゝ外は概ね寛容なる態度を以て臨みつゝあり。

(二) 運動状況 (1) 國家主義團體 (イ) 日本國家社會黨 八月上旬頃同黨横濱支部は大日本生産黨横濱支部と合流して愛國犧牲者減刑請願團を、川崎支部は五・一五被害減刑團を、滋賀縣聯合會は五・一五事件國士減刑同盟を、夫々組織して、歎願書署名運動を開始し、其他の各支部に於ても運動計劃中のものありたるが、黨本部に於ては八月十一日付五・一五愛國犯人減刑國民運動に關する指令、同十七日五・一五愛國犧牲者減刑請願運動に對する指示(本指示は無産政黨資料欄記載の通り)にして同月二十一日付禁止となるを夫々發表し同時に多數の上申書を各聯合會支部宛發送したる爲漸く各地共本格的の署名運動を開始せんとしつゝあり。

(ロ) 大日本生産黨 生産黨城北支部に於ては八月六日非常時局批判演説會並愛國犧牲者減刑民衆大會を開催(解散を命ぜらるゝ)したるが、其後神奈川、兵庫、茨城各縣下に於ても本部員を招聘して夫々減刑に關する演説會を開催し、或は關西本部員二十餘名が東海道沿道の各神社に減刑祈願を爲しつゝ、徒歩上京せんとしたるが、出發直前に諭示中止せしめらるゝ等、各地共減刑運動の機運醸成に努めつゝありしが、本部に於ては八月二十一日改進黨線社名下に愛國戰士救援會(準)を設置(常任委員長八幡博堂常任委員井上四郎外三名)資料欄所載の如き宣言を發表し、組織的減刑乃至救援運動を展開せんと準備中にある。

該救援會の窮意目標は單なる被害及家族の救援等に止らずして「愛國戰士即時釋放の要求」のスローガンの下に「減刑釋放運動を全國的な組織に高め其統一強化を計り以て全國民的な運動の激成にまで發展せしめ運動を通じて皇道維新の即時斷行へ」(改進黨線社第二九號)との立派によりて窺知さるゝ如く、減刑、救援運動に藉口し延て如何なる事態を誘致するやも測り難きものであるべく相當深甚なる注目を要するものあり。

(ハ) 神武會 神武會は他團體と異り會頭大川周明自身が事件に關與し居れる爲、僅かに客秋來穩便なる方法により會頭の保釋運動を試みつゝありしに止まり積極的運動を避けつゝありて(十月分月報四三頁参照)最近に於ても本部は依然靜觀的態度を持しつゝあるも、各地方支部に於ては別表(二)の如く他團體と協力して救護署名運動を爲しつゝあるもの漸次多數を加へつゝあり。

(ニ) 建國會 建國會本部に於ては、八月十九日同二十六日の二回に亘り東京市内に於て、「愛國運動犠牲者減刑救護民衆大會」と稱して演說會を開催し夫々會場の上中書を備へ聴衆に任意署名を求めたる上大會の決議文と共に代表者をして陸軍、海軍、司法三省に直接提出する外、各支部へも署名運動の指令を發したる模様なり。

(ホ) 其他 皇道會、明倫會、國粹大衆黨、大日本護國軍、明治會の各地支部及地方的國家主義團體に於ても別表(二)の如く夫々署名運動を行ひつゝあり。

(2) 國家主義團體以外の運動 紋上の如く減刑運動は、一部國家主義團體の主張に該るものと雖も、最近に於ては寧ろ新聞紙の報道等によりて被害等の愛國的心情に感ぜざる純真なる意味の自發的救護運動發達の傾向にありて、中には市町村長、在郷軍人分會長、青年團長等の主唱するもの、宗教團體の發起するもの等を始め何等團體關係なく單獨救護書を郵送せるもの等漸次多數を算しつゝあり。

然れ共此情勢を何等かの爲にせんとの不純なる意圖の下に殊更本運動に干與するものも亦無きを保せざるを以て、表面眞摯なる運動と雖も運動の推移及指導分子の動向等には相當注意を要するものあり。

國家主義團體に非ずして各府縣に亘り運動しつゝある主なるもの次の如し。

(イ) 在郷軍人關係 各地在郷軍人分會に對しては本年六月十九日帝國在郷軍人會理事赤井春海名を以て、「五一五事件ニ關スル會員指導ノ件通牒」により「此ノ如キ運動ハ本會ノ目的ニ副ハズ内外ノ誤解ヲ招ク虞アリ」との趣旨を通牒されたる爲、分會名を以て救護運動を爲しつゝあるものは僅少に過ぎざれ共、殊動會名を用ふるもの及有志として運動に參與しつゝあるもの等在郷軍人たる身分によりて之を見れば別表(一)の如く相當數に上り居れり。

(ロ) 所喜太郎等の運動 東京市芝區愛宕町鐵工場主所喜太郎、上田信道等は七月下旬來陸軍側公判を親しく傍聽したる結果被害等の愛國的精神に感激して、先づ一般傍聽人を中心に救護署名を開始したるが、其後北海道、東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、栃木、福島、岩手、山形の各府縣下の知己を通じて一萬一千有餘の署名を得、既に之を當局に提出したるが、更に引續き運動中なり。

(ハ) 四恩協會の運動 愛媛縣温泉郡三津濱町福間寺住職高橋常雄は、宗教團體四恩協會を主宰するものなるが、新聞紙の報道に感動して救護運動を企劃し、八月六日趣意書及救護書を全國に散在せる四恩協會會員、新聞社等に郵送したるが、同月二十三日に至り五千餘名別表(一)の數字は各府縣の申報を基礎とせる爲必ずしも合致せずの署名を纏め夫々陸海軍大臣宛郵送したるが、司法大臣宛のもの、井上昭等が裁判長を忌避せる態度に遺憾ありとして當分之が提出を見合せつゝあり。

(ニ) 其他 神奈川、静岡、和歌山、高知、熊本各縣下に於ける國民同盟支部及同系統の團體にして救護署名運動に出でつゝあるの外、星製藥株式會社は九州各縣下を中心に新潟、岐阜、島根、山口、徳島縣下の各代理店に減刑運動意圖の印刷物を發送しつゝあり。

國家主義運動の状況

すべく決意し、右暗殺用兇器として賣父君代之介所有のローヤル式六連發銃を密かに家宅内佛壇ノ抽斗より窃取隠匿し居たるものなり。

(一) 前付ビラの内容

第二國家建設ハ水戸派ノ使命
無刀内閣打倒ト時敵打倒資本家ヲ抑制シ國民ヲ救済ヨリ救ヘ
救済罪ヲ重刑トシ人材ヲ登用シ傳統的行政府ヲ救ヘ

三、國民協會及青年日本同盟(連)の設立

大日本青年同盟會長津久井龍雄は大日本生産黨の創立直後より、常任委員として黨内の一勢力を形成しつつありしが、昨年九月頃より黨内の黒龍會系分子との間に意見の疎隔を生じ、爾來青年同盟独自の立場に於て活動するに至りしが、遂に本年四月同盟の第一回全國代表者會議に於て、同盟員は黨外青年を以て組織するものなることを明白にし、事實上全く生産黨の指導を離るゝに至れり。
一方昨年五月日本國家社會黨の創立當時其抱懐せる所謂日本主義を發表すべくして過渡的に國家(若くは國民)社會主義を標榜せざるを得ざりし赤松克麿は、其後黨内の國家社會主義派と漸次乖離するに至り、寧ろ國難打開聯合協議會を通じて右津久井等と接近しつつありて、最近に於ける國協の活動は全く此兩者により代表されつつあるやの感ありたり。斯る情勢に於て赤松が偶々本年七月完全に國社黨を離脱するに至るや、津久井との提携は必然的に表面化することとなり、先づ兩者の合流によりて七月下旬國民協會を、八月に入りては青年日本同盟準備委員會を夫々結成するに至れり。

(一) 國民協會

本協會の性質は、其設立趣意書に見るが如く今日の日本主義運動は、未だ少數者の先驅的運動の域を脱せ

ざるを以て、之を眞の國民運動ならしむべく、先づ「日本精神の國民的浸透化」を當面の目標とする「國民文化運動の團體」なりと爲し、其運動の第一歩として、本年四月「國難打開聯合協議會」の動向に沿ふて……昭和維新の具體的目標と方法とを確立する」爲に創刊されたる雜誌國民運動を協會の機關紙と爲し大衆的に日本主義に立つ自覺と反省を鼓吹すべく自負しつつあり。協會の設立は七月二十二日頃にして八月四日第一回懇談會を開催し、同時に資料關登載の如き、規模及設立趣意書を發表したるが、次で八日には日本通信從業員組合と共同主催の下に海軍軍令部關根大佐を聘して、日本精神發揚講演會を開催す所ありたり。

(二) 青年日本同盟

八月四日國民協會第一回懇談會には、大日本青年同盟、日本通信從業員組合、國民運動社の代表者二十九名出席の下に各自意見を交換したるが、席上青年同盟及國社黨離脱者を基礎とする新團體の組織を決定し、九月十八日滿洲事變記念日を期して之が結成大會を舉行すべく左記準備委員を選任せり。
次で同月七日新團體創立の第一回準備委員會を開催し新團體の名稱(青年日本同盟)機關紙(日青機關紙、大日本青年新聞)を「青年日本新聞」と改題す。宣言綱領規約(資料關登載)役員(會長津久井、主事伊地知、顧問赤松)等を決定し、爾來準備委員會長伊地知等は長野山梨各縣下等の國社支部を歴訪して勢力の扶植に努むる等諸般の準備を進めつつあり。

因に大日本生産黨本部に於ては八月十二日本部理事會を開き、豫て常任委員辭任を届出居たる津久井龍雄に對し除名處分に附すべく決定せり。

準備委員

委員長 伊地知義一 幹島益 岸 深田吟太郎 川崎清司 田中近藏
國家主義運動の状況

國家主義運動の状況

七〇

小松原 光太郎 竹元 信一(以上日帝)
菊地 喜一 小黒 藤元 小池 國太郎 岩井 清 遠山 雅二(以上日帝)

四、昭和十年軍縮對策同盟の結成

在阪國粹大衆黨元總務藤吉男及同板倉彌三郎は本年二月宮城外苑に於て斷食祈願を爲し次で三月首相陸相兩官邸に於て割腹を試みる等の實行的行爲ありたるものなるが之が爲め右兩名は四月二十七日當現案の廣に依り除名處分に附せられたり。然るに同人等は四月下旬上京して自ら國粹大衆黨挺身隊員と稱し、在京、建國會、鶴鳴莊等と提携して共産主義撲滅、自主主義排撃等を策しつゝありしが、八月中旬前記兩名は鶴鳴莊幹部増建克夫等と協同し「國際聯盟脱退の效力發生時期に於て又次期海軍々縮會議開催期たる昭和十年に備ふる爲、皇道精神の普及徹底を圖り、千古不拔の國策を樹立せざるべからず」と云爲して「昭和十年軍縮對策同盟」の創設を企劃し「同盟規約」其他の印刷物を友誼團體等に頒布し參劃を求めつゝありし所、漸く左記各團體の加盟を得るに至り、八月二十二日明治神宮前庭に於て之が結盟式を舉行するに至れり。

加盟團體 鶴鳴莊、國粹大衆黨挺身隊、建國會、皇道隊、大行實、刑政會

斯て本同盟増建克夫、藤吉男、河野康夫等は八月二十五日比谷公園内市政會館に於ける「極東平和友の會」發會式に際し「右會合は上海反戰會議を支援する反戰運動に外ならず」との見地より之が妨害を試み、反對意思を表明せる決議文の手交、撤文の撤布又は場内擾亂等により遂に右會合を解散に導きたるが、其後豫備海軍大佐水野廣徳が前級會合に出席し「聯盟脱退に關する詔書」の一節を拜誦したるは、場所柄不謹慎の所爲なりと稱し之が糾弾的聲明書を發表し引續き同人の排撃を策しつゝあり。

労働運動の状況

- 一、日本労働同盟の分裂並日本産業軍縮準備會等の情勢
- 二、日本主義交通労働組合準備會の情勢
- 三、全労統一全國會議(主として關東地方)の情勢
- 四、東京市従業員組合の運動方針變更と擴大中央執行委員會状況
- 五、日本製鐵労働組合と官勞同志會との合同状況
- 六、日本産業労働協進組合結成状況
- 七、川口地方産業労働工友會の創立
- 八、全國労働組合同盟の情勢
- 九、日本労働組合總評議會の情勢

一、日本労働同盟の分裂並日本産業軍縮準備會等の情勢

日本國家社會黨の分裂が直接原因となり、日本労働同盟の分裂は既定の事實と目されつゝありしことは前號所載の通りなるが、本月三日大阪に於て開催せられたる中央委員會の席上に於て黨支持問題に關し遂に日本主義派は本同盟を脱退して國社黨を支持すること、國社黨は國社黨支持を取消し本同盟を導くこと、及意見保留派の三派に分裂するに至れり。而して其後國社黨支持取消派は本同盟の役員改選其他を行ひ陣容の整備組織の擴大に努むる處あり、國社黨支持派は日本産業軍なる純然たる日本主義労働團體の結成に努めつゝあり更に意見保留派中安藝盛、松尾國市、矢尾喜三郎の三名は國社黨支持取消派として本同盟に残り、藤岡文六、山本辰治郎の二名は國社黨支持派として今村等と共に國社黨に残留することとなるが、今以上の経過概況を摘記すれば左記の如し。

(一) 中央委員會の情勢(八月三日大阪聯合會本部に於て)

労働運動の状況

七一

労働運動の状況

(1) 出席者 今村等、山本富嘉(白鳥廣近、關根喜四郎、野口晋松の三名の委任状持参(東京、岡山篤太郎(神奈川)、大矢省三、熊木與市、本多滋二、安藝盛、山本龍助(大阪)、高井信太郎(藤岡文六代理兵庫)、矢尾喜三郎(滋賀)、光吉悦心、森登等(福岡)、松尾國市(高知))以上の外傍聴者として瀧川末一外八名

(2) 報告 今村等議長となり簡単な挨拶を述べた後、前就任職の國社黨中央委員会の状況として黨の指導精神を日本主義と決定したるは、之は周囲の事情より止むを得ぬものありしためなりと述べたに、之れに對し國社黨の熊木山本多等は黨常任委員の大半は本同盟の大幹部なるが、本同盟の前回の中央委員会(七月十日開催)に於ては國家社會主義と決定せるにも拘らず、黨中央委員会に於て之れに反する決定を爲したるは如何なる理由なるやと日本主義反對を強調し、日本主義派の陶山、今村、光吉等は前中央委員会の決定は彼の時の空氣よりして斯く決定せざれば同盟は分裂の危機を招致する虞ありし爲めなり。其分裂の危機を免れんが爲めに一時政治的解決を爲したるものにして、今日の情勢は當時と異なるを以て其時の決定を以て今日を論ずるは失當なりと國家社會主義反對を主張し、兩派激論を闘はし容易に決定を見ざりし爲め、山本の動議に依り各自最後の意見を述べ對策を決定することと議事に入れり。

(3) 議事 黨支持問題に關する件 今村より本問題の參考として本事件の發端及經過を簡単に述べ(既載のもの)たる後、各自の最後の意見に依り結論を得ることとして座席順に各自意見を述べた處ありて一旦休憩に入り兩派懇談せるも、何等意見の一致を見る不能して再開、山本富嘉より各自の議論も盡き分裂は止むを得ざる状態となりたるを以て、本委員会の名にて共同聲明書を發表し、合意的に平和裡に雙方の態度を決定しては如何と動議を提出し、議長今村之を一同に諮り採決、第五回中央委員会を以て左記聲明書を發表すると共に、各派代表決別の辭を述べ、茲に日本國家社會黨支持派、同黨支持

取消派、意見保留派の三派に分裂するに至れり。

聲明書

日本勞働同盟第五回中央委員会は日本國家社會黨支持問題を中心として忌憚なき意見交換し會議懇談の上止むを得ず左記の如く分裂するに至れり。

一、日本國家社會黨支持派 今村等、陶山篤太郎、山本龍助、光吉悦心、森登等

二、日本國家社會黨支持取消派 大矢省三、熊木與市、本多滋二、山本富嘉、白鳥廣近、關根喜四郎、野口晋松

三、意見保留派 安藝盛、松尾國市、山本辰次郎、藤岡文六、矢尾喜三郎

但し、一、國家社會黨支持派は同盟を脱退し國社黨に歸り黨を守ることを、二、國家社會黨支持取消派は國社黨を脱退し同盟を守ることを、三、意見保留派は追而態度を決定することと右共同聲明す

日本勞働同盟第五回中央委員会

(二) 分裂後に於ける中央委員会状況 前記國社黨支持派退席直後同所に於て本同盟残留者のみに依る第六回中央委員会を開催せるが概況左の如し

- (1) 出席者 大矢省三、熊木與市、本多滋二、山本富嘉、吉田篤太郎、喜三郎、岡五郎、安藝盛、松尾國市
- (2) 議事
 - (イ) 役員補充の件 會長大矢省三、理事安藝盛、白鳥廣近、中央委員山本富嘉、栗原、野口晋松(東京)、關根喜四郎(神奈川)、矢尾喜三郎(滋賀)、宮崎謙(京都)、吉田篤太郎、熊木與市、大矢、本多滋二、大矢、松尾、(北陸合同)松尾國市、高知、安藝盛、大矢、岡五郎、大矢、永原、大矢(外)に尼ヶ崎、栗原、各一名保留
 - (ロ) 各専門部長、争議部長本多滋二、組織宣傳部長山本富嘉、政治部長安藝盛、調査部長關根喜四郎、教育部長熊木與市、出版部

労働運動の状況

(三) 常任中央委員會議決 本月十一日東京神田小川町の本部に於て白鳥廣近外三名出席常任中央委員會議を開いて機關紙「労働日本」を毎月十五日に發行すること、更に本部書記に關俊二を任命し、其他國家社會主義全國協議會の運動方針書を白鳥山本の兩名にて起草すること等を決定せり。

(四) 大連聯合會執行委員會議決 本月六日大連市此花區朝日橋通の同聯合會事務所に於て大矢省三外三十一名出席し左記議案を議決せり。

(イ) 政黨支持問題の件 眞の國家社會主義政黨確立迄政黨問題を取扱はざることとし、同時に國社黨此花區支部を解消すること決定。

(ロ) 國社黨府縣支部要求の件 國社黨大阪府縣に對し解消を要求すること。

(五) 日本産業黨準備會組織問題 前記の如く本同盟を脱退して國家社會黨を支持することとなりたる今村等陶山萬太郎光吉悦心等は本月四日大阪市西區本田通りの國社黨大阪府縣事務所に於て協議會を開いて當産業黨直屬の労働團體日本産業黨を組織することに決定し、マルクス主義的殘滓を一切清算の上、獨立的労働運動に進むこととなり、別記(研究資料参照)の如き聲明書並文書及參加團體等を發表せり。

二、日本主義交通労働組合準備會の情勢

東京市電内の右翼派なる宮井馬場伊藤一派にありては本誌六月號所載の通り、東交の内紛に乘じ自派勢力の擴大を畫し種々策動すると共に、東交の臨時大會(六月十三日舉行)は篠田一派の不参加に依り不成功に終り、東交の混亂は益々激化するものと見透の下に、此混亂に依り大衆の去就に迷へる機會を捉へ自派の結成大會を舉行すべく極力組合員の獲得に努むる。

る處ありたるが、右大會は本誌掲載の如く比較的成功的に終了したると、加ふるに其後の情勢は當初の豫想に反し支持者の多き爲め未だ結成大會を開催するを得ずして今日に至りつつあり。而して其後の動靜を見るに、七月三十一日宮井馬場吉宅(蒲田區)に於て委員會を開催して假事務所設置の件(本月十九日宮井名義を以て鶴町區内幸町二ノ四虎の門ビル二階五號室を月三十圓にて借り受く)、準備會維持費の件(伊藤、宮井、馬場、濱田の四名毎月十圓宛負擔)、結成大會期日の件(可及的八月中間の事)、中間ボギー車問題抗議の件(市電當局へ)等を決定せる外、名稱を日本主義交通労働組合とすることは組合の擴大發展上支障あるを以て日本交通労働組合又は市電従業員組合とすることを決定せり。更に其後にありては本準備會名義を以て五二五事件被告の減刑運動を起すことを決議し、本月十五日宮井、馬場、伊藤外數名陸海兩相官邸を訪問して左記の如き減刑願書を手交する處ありたり。而して本月二十八日には前記準備會事務所に於て常任委員會を開催し、準備會事務所設置の案内狀發送の件(電氣局關係友誼團體等へ)宣言、綱領、規約草案次第發表の件、右事務所を日本交通俱樂部なる看板を掲ぐる件等を決議せり。要するに最近の概況概略上の如くにして、本準備會も當初豫想せられたる程の進展なく、目下の情勢よりしては彼等の口ふが如き結成大會も急遽に開催し得ざる現況に在るもの如し。

減刑願書

我等は今回の五二五事件に連座せる陸海軍人の爲せる事は其動機卑劣たる愛國的意識より致せるものにして、死以て時弊を匡救せんとしたることは非常時日本の現狀よりして誠に止むべからざるものと陳情す。滔々たる濁世に譽れを蒙りし皇道無窮に庇護

せむとせし志は天下萬民の等しく首認する處なり。

庶幾は賢明なる陸海軍法官の裁斷に依り特に減刑の恩典に浴しめられん事を茲に謹んで獻呈す。

昭和八年八月十五日

日本主義交通労働組合準備會東京市電従業員

全労統一全国会議にありては本年三月結成以來各地地方協同協議会の組織に努むると共に本誌五・六・七月各號掲載の如く
關東労働組合會議結成を提唱し之を實現すると共に反ナチスファツショ粉砕運動の全国的統一カンパを提唱する一方各關係
團體に指令して卒先之が運動を展開する處ありたり。就中九月上旬上海に於て開催の豫定なる極東反戦大會に關連し該大會
開争一切の準備を圓滑ならしめ且つ反戦乃至平和運動の紹介並に戦争状態調査等の爲め秋田昭憲・江口渙・葉山嘉樹一派に依り
極東平和の友の會なるものの設置を提唱せらるるや、本統一會議は反戦開争の合法的良手段なりとして之が積極的支持参加
を決議し、委員長加藤勘十を發起人代表に推薦すると共に廣汎なる動員大衆の反戦意識の昂揚と右友の會が豫前記上海反
戦大會への代表派遣カンパを起さしむべく所屬各組合に指令して代表派遣費の募集等に努むる處ありたるも、豫期の如く
奏功せず費用及人物等の關係上本組合より上海反戦會議への代表派遣は不能に終りつゝある模様なり。更に八・一カンパ
（反戦デー）に就ては去る七月十日附の機關紙日本労働新聞第十五號（發刊處分となる）を以て研究會茶話會の開催工場職
内に於ける時期的スト地區的集会的デモ、労働者大會、爭議批判等の名に依る反戦演説會等を開催して反戦開争に關する宣傳
煽動を精力的に遂行せよと指令すると共に同日附を以て八・一カンパ開争に關する指令を發し極力反戦開争に努むる處あり
たるも、之又客觀的情勢等より概ね失敗に歸したり。次で本月九日より關東地方に於て舉行せられたる防空演習に對しては
之又反對運動を起すことを決議し、防空演習實施に名を藉る強制労働強固附反對のスローガンの下に反戦開争と結び付け
之が反對開争の舉に出でんとしたるが、警視廳當局より嚴重なる警告を與へられ表面之を中止したる模様なり。敍上の如く
最近に於ける本統一會議は労働團體本來の使命たる經濟開争等を閑に附しソビエト友の會極東平和の友の會等の支持、反
ナチス同盟の結成或は反戦運動其他の思想運動にのみ没頭し實行不能なる指令等を亂發しつつあるのみならず、政黨支持に

關じては社大黨を排撃し、暗に共產黨支持を仄し機關紙の如きは發刊以來毎號發刊處分に附せられつつある現況に對し加盟
各組合職場従業員にありては斯る左翼小兒病的なる實行性に乏しき運動方針の下に指導せらるるは甚だ不安なりと不平不満
を抱くものあり且つ支持政黨なき爲め政治開争の機會は常に之を失ひ來る十一月の淺草本所深川各區の區議戰を目前に控へ
一層其反感の度を深からしめ、職場大衆は益々本部の方針と相反する態度を採りつつある模様にして、今や運動方針の變更
を爲さざる限り職場の統制は維持し難き情勢に達せざるに鑑み本月五日の常任委員會に於て運動方針の大體の轉換の件を討
議せる結果將來經濟開争に主力を注ぐこととし先づ當面の開争問題として目下社會局に於て立案中なる健康保險法改正に關
し眞に労働者の保障として改正せらるる様努力すること、更に失業保險法の制定促進運動を關東労働組合會議に提案し連
帶的開争問題として繼續的に社會局其他關係當局へ陳情運動を爲すと共に、來る帝國議會を目標に猛運動を展開すること等
を決定せり。而して本月二十一日の常任委員會に於ては關東労働組合會議を中心とする合法左翼戰線統一の爲めの全國的
連帶的共同開争を起すこと等をも決定せり。概況以上の如くにして本統一會議も近時稍穩健實質化し、從來の如き觀念的
開争形態を清算し現實的になりつつあるものの如し。

四、東京市従業員組合の運動方針變更と擴大中央執行委員會狀況

本組合にありては去る六月二十九日以來組合常任書記谷口伊次郎坪田利雄を始め本部並支部幹部等三十二名が極左運動
（黨及全協）の關係にて警視廳に檢査せられたる爲め各支部大衆間に現實的な組合組織要望の聲昂揚し來れるを以て殘留幹
部は極度に狼狽し、此儘放任する時は組合自滅の外なしとし、過般來數次に互り常任執行委員會等を開催して組合樹直しに
關し種々協議の結果、組合運動方針改訂の必要を認め之が討議中なりしが、愈々其成案を得たるを以て本月二十五日神田中央

佛教會館に於て大會に代るべき擴大中央委員會を開催して運動方針を決定すると共に左記議案を議決せり。因に今回の改訂運動方針に依れば其指導精神は従来歩み來りし第三インターナショナル的運動形態を清算すると共にコミンテルン影響關係の一切の運動と絶縁し對市經濟闘争第一主義即ち組合第一主義を以て邁進すると謂ふにあり。

- 議案
- (イ)改訂運動方針決定の件
 - (ロ)宣言決議の件
 - (ハ)規約一部改正の件
 - (ニ)昭和九年度決算算出案の件
 - (ホ)役員改選の件
 - (ヘ)中央執行委員

五、日本製鐵労働組合聯合會と實業労働同盟同志會との合同状況(日本製鐵従業員組合結成)

福岡縣八幡製鐵所従業員を以て組織せる標記鐵聯及同志會の二組合にありては本年四月施行の八幡市議戦の慘敗に本誌既載の製鐵所合同反對運動の失敗等は同一企業内に二組合對立し其統一を缺きたるに外ならずとし之を契機に兩者合同して總同盟系に屬する強力なる一大組合を結成し將來實現を見るべき日本製鐵會社に對し果敢なる日常闘争を展開すべしとの議權頭し漸次此氣運濃厚となりつゝありしが愈々去る七月上旬より數次に互り合同準備委員會等を開催して合同に關する一切の準備等を討議せる結果本月二十六日合同大會を舉行するに至れり。而して現下世相の變遷と組合の階級性缺乏等より一般従業員の本組合に對する熱意乏しく組合側の發展に依れば組合員一万六千と豪語し居るも事實は三千餘名のものの如く合同大會當日來集せるもの僅々四百餘名に過ぎず、加ふるに本製鐵所従業員を中心に政、民、國同、三派の既成政黨並に別項記載の日本産業労働協進組合等頻りに本組合の康に乘じ組合員の獲得を策し居る模様なるを以て本組合の將來は相當憂慮せらるるものあるものゝ如し。

因に大會當日の議案の主なるもの及綱領役員等は左の如し

- 六、議案
- (一)宣言規約案の件
 - (二)退職手当増額の件
 - (三)機關紙發行の件
 - (四)團體協約確立の件
 - (五)日本労働組合會議加盟の件
 - (六)組合名決定の件
 - (七)日本製鐵従業員組合外九件
- 二、役員氏名
- 會長 加藤良左衛門(中立) 副會長 花田龍太郎(同志會)
 - 同土佐野實藏(鐵聯) 主事 植田(同志會) 書記 長 難波一郎(鐵聯) 副書記 岡島精市(同志會) 高崎政市(鐵聯)
- 三、綱領
- 一、吾等は相愛互助の精神に於て知識の啓蒙技術の進

歩性の開発を圖り自己の向上と完成を期す

- 一、吾等は製鐵産業の重要性に鑑み全従業員の自主的組織と訓練に依り製鐵産業の平和と發展に協力すると共に労働條件の維持改善並に共同福利の増進を期す
- 一、吾等は國情に則し健全なる労働組合主義に依つて産業に協力し合理的なる社會進歩を促進して健全なる新社會建設を期す

六、日本産業労働協進組合結成状況

日本製鐵労働組合聯合會(八幡市所在)の元理事長たりし佐保實一派は皆て鐵聯刷新運動を起し其指導精神を日本主義に轉向せしめんと畫策せるも當時勢力微弱の爲め該運動は概ね失敗に歸したり。然るに鐵聯は本年四月の八幡市議戦に於て慘敗を見たと共に前會長今岡與市の死亡等により一大動搖を招來せるのみならず一面には別項の如く友誼團體たる官勞同志會との合同に依る單一労働組合結成問題等惹起し其内部は四分五裂の状態に陥りたるを以て、前記佐保一派は此機會に日本主義労働組合の結成を企圖し去る六月十八日之が結成準備會を組織して爾來石川島自衛組合長神野信一等の指導應援の下に著一同志の獲得其他種々準備に努むる處ありたるが、最近漸く相當多數の組合員を獲得すると共に諸準備成りたるを以て本月八日八幡市通町太陽館(勞動館)に於て之が結成大會を開催せり。出席代議員一八八名(其他傍聴一五〇名)にして原田國定議長の下に組合名を日本産業労働協進組合とし日本産業労働俱樂部に即時加盟の件其他規約制定の件支部組織に關する件等を議決すると共に左記役員を選出せり。更に緊急動議として日本産業労働俱樂部と共に五・一五事件被害の可及的寛大なる処分を關係當局に陳情することを決議せり。

因に來賓の主なる者國威會幹部陸軍中將長谷川正建祝電の主なるもの陸相、農相、警保局長、東京府知事、陸軍中將貴志彌次郎、貴族院議員赤池、土岐章、酒井忠正等

七、川口地方産業労働工友會の創立

義に全労連東金川口支部を脱退せる阿部已與午及伊藤政美等は反共産主義反社會民主主義即ち日本主義を信條とする自主的労働組合の結成を企圖し、四月二十七日の創立委員會に於て學道會を支持することに決定したるも後之を中止し、更めて川口市乃木講に交渉し友誼團體として應援を受けることに諒解を得たり。其後阿部は軍部の應援を得んとし各創立委員と協議の上、六月中旬阿部、伊藤の兩名は在郷軍人會本部及陸軍省「つはもの」編輯部を訪問大久保大尉と種々折衝の結果、新聞紙「國の力」の送付及阿部發行のパンフレット「我等は斯く進む」の印刷を陸軍省印刷所に紹介する等の應援を受ける事を得其の後數次上京大久保大尉、池田少佐等と連絡を取る一方組合員の獲得に努めたる結果、約六十名を得たるを以て七月十九日川口市金山クラブに於て岩田川口市市長、陸軍省軍務局課員池田少佐の臨席を得、出席者約九十名にて標記工友會の發會式を舉行し別記綱領及役員其他陸軍省へ献金の件外五議案を議決したり。尙本會は八月三日會長岩田源次郎外四名會合五二五事件報告の減刑運動を爲す事を決議し、翌四日會長外四名上京陸海兩省を訪問口頭を以て減刑陳情を爲したる外、八月八日より「五二五被害減刑救済會」を作成し川口市内有志を訪問署名を求め六百三十餘名を得たるを以て十六日代表者六名上京陸海兩省及司法省を訪問し該救済會を提出せり。

一、我等は總物の都市川口市の發展と労働大衆の幸福向上のため
亡國的社會主義闘争を排し勞資の協調を期す
一、我等は共存共榮を旨とし智識の向上と相互友愛の實を擧げ労働大衆の國家的使命の完成を期す
一、我々は道義の道徳を旨とす

一、健康を守つて責任を果すべし
一、辛苦忍耐の中に立ち吾がマコトを現せ

八、全國労働組合同盟の情勢

(一) 第三回中央委員會の状況 七月二十六日二十七日の兩日全労第三回中央委員會を大阪市中之島公會堂及全労大阪聯合會事務所に於て開催し河野委員長外十一名出席、昭和八年度大會を十月十五、十六、十七の三日間神戸又は東京に於て開催の件「當面の時局闘争に關する件」其他十三議案を議決せり。

(二) 産業團體訪問状況 前項中央委員會に於て「當面の時局闘争」として日印通商條約破棄問題其他に關し「シムラ會議に労働者代表を参加せしむる事」「労働條件の改善及賃銀値上に關する件」「労働組合を公認する事」等を内容とすべき要請文を關係各産業團體に手交すべく決定し、其の決定に基き河野密外八名の全労中央委員は七月廿七日大阪商工會議所日本棉花同業會外五産業團體を歴訪し右要請文を手交し考慮を求めたるが、之に對し各産業團體に於ては責任者不在等の爲め何れも責任ある回答を避けたる。

(三) 大阪聯合會大會の状況 全労大阪聯合會に於ては八月十三日大阪市内九條會館に於て代議員百三十八名出席、昭和八

年度大会を開催、山口常次郎議長となり、會長山口常次郎、主事鈴木悦次郎外新役員の選定を爲したる外、自衛團組織に関する件、「インフレーション闘争に関する件」、「資本家地主の爲めの戦争反対に日ソ不可侵條約締結促進に関する件」外五件の議事を議決したるが、議案中「帝國主義戦争反対に関する件」は警察當局に於て撤回せしめたる外、不穏の字句の抹殺及不穏の言辭を弄したるもの七名に對し中止を命じたる外格別事故なく終了せり。

九、日本労働組合總評議會の情勢

(一) 總評青年部代表者會議の状況 昭和七年七月の第二回大会に於ける青年協議會結成に関する決議に基き、本年八月五日

大阪市港區千代見町總評關西地方評議會事務所に於て第二回總評青年組合協議會を開催、關東、關西、關北の各地方評議會代表者十三名外に傍聴者十四名出席し、山口進議長席に着き各地方情勢報告の後、總評議會青年組合協議會結成準備會結成の件、「青島協成日時決定の件」外二議案及緊急動議として「ニュース發行の件」及「大戦映畫館争議應援の件」を議決せり。

(二) 關西地方評議會の情勢 關西地方評議會に於てはプロレタリア解放條件の決定を左右するものは闘争を通じて下からの戦線統一による大左翼労働組合の結成にありとなし、七月上旬労働組合會議に對する方針書なるものを作成し所屬團體等に發送せり。

(三) 中部地方評議會の状況 (1) 反戦闘争の状況 ハ・一カンパの切迫と共に極秘裡に策動中なりし中評は七月二十七日事務所に於て秘密執行委員會を開催、組合大衆に對する反戦意識の昂揚對策に付き具體的方法を決定し、右決定に基き同

月三十日深更より翌三十一日未明に互り名古屋市内重要工場附近に「八月一日は國際反戦デー」外一種の傳單を貼布すると共に三十一日午後十時東區大曾根町附近に於て中評分子約二十數名は非法デモを決定せり。依つて翌八月一日主謀者たる

中評執行委員長近藤信一を檢舉、同月十二日治安法違反被疑事件とし送局せり。

(2) 在名左翼労働組合戦線統一運動の状況 豫てより中評に於ては標記運動を提唱策動し來りたるが、八月四日中評、中映、名古屋失業業者共助會、名古屋造船工組合及名古屋造船工組合の代表者九名を以て戦線統一懇談會を開催し名古屋地方労働組合會議準備會結成外四件を議決し、其の議決に基き同月八日及十三日の兩日第一回及第二回準備委員會を開催未參加團體勸誘の件其他を議決し之が實現化に努めつゝあり。

農民運動の状況

- 一、全農全國會議第一回本部書記局會議開催の状況
- 二、全農全國會議本部防衛一、〇〇
- 三、全農全國會議本部防衛方針
- 四、全農全國會議關東地方委員會開催の状況
- 五、同中部地方委員會開催の状況
- 六、反戦デーに對する全農全國會議の策動状況
- 七、栃木縣下に於ける飯米闘争の状況

一、全農全國會議第一回本部書記局會議開催の状況

全農本部にありては、本年三月本部員の總檢されて以來、本部會議の開催不能にありしが、六月二十六日、東京市京橋區、築地町二ノ二太陽社(關東社)に於て、六月二十三日發視廳より釋放されたる本部書記服部知治、客年七月頃本部書記たりし相田新造(茨城)千葉縣鹿嶋市彌吉の三名會合し、第一回本部書記局會議を開催して、本部再建問題を中心に密議を遂げたる

模様あるが、其の状況次の如し。

- (1) 報告 協議に移るに先相田、服部の兩名より各次の如き報告をなせり。
- 相田「自分は五月下旬より上京し本部確立のため活動中なるが、四月の全大会の懸案たる直後、同大会に代るべき十二府縣代表者會議が持たれ、本部常任は新に佐々木(鳥取)上(岡崎島)平賀(千葉)共(新潟)若林(長野)の四名が任命された云々(十二府縣代表者會議開催の可否其の状況につきては未だ判明せず)。
- 服部「三月警視廳に檢舉され取調を受けた状況より、官憲の全會に對する態度を考ふるに、極左分子との提携連絡を排除したる合法運動は容認されるもの、如し云々。
- (2) 協議事項
- (イ) 本部確立について 勞農護士團の應援を得て警視廳を訪問し、警視廳の意圖を聴取すること。
- (ロ) 犠牲者救済対策 本部員山口、野崎、服部の三名は今尚釋放されざるため、警視廳に對して釋放方を懇願すること。

二、全農全國會議本部防衛一、〇〇〇圓基金カンパの状況

全會本部にありては、六月二十六日、服部、相田、鹿合の三名にて開催せし本部第一回書記局會議に於て、本部事務所の確立並本部活動強化のため、其の基金一、〇〇〇圓の募集カンパを起すこととせしが、七月十五日「本部防衛一、〇〇〇圓基金カンパを開へ」と題する指令と「本部防衛一、〇〇〇圓基金カンパに就て」と題する遠示を發して、これが具體的活動に入れり。然れども本カンパに對する所屬組合の熱意極めて乏しく豫期の成果を収むること困難なるが如きも、今後本部再建運動と

相關連し相當執拗に繼續するものと意料せらる。

因に同カンパのプランの概要次の如し。

- (1) 期間 第一期 自七月十五日 至八月一日(國際反戰デー)
第二期 自八月一日 至九月三日(國際青年デー)
- (2) 金額 總額を一、〇〇〇圓とし、五〇〇圓は各府縣評に割り當て、五〇〇圓は都市の勞働者救済的インテリゲンチヤの援助を仰ぐ。
- (3) 府縣評割當金額募集方法
- (イ) 縣評、地區支部、班の各機關内に責任者を決定し、縣評にありては地區財政責任者會議、地區にありては支部財政係の會議、支部にありては班財政係の會合、又は支部總幹事班總會を開催して、力に應じたる割當額を決定して募集する。そのためには基金袋の作製、友誼團體との提携等充分創意性が發揮されねばならぬ。
- (ロ) ニュース等に依つて、日常闘争のアジプロと具體的に結びつけ、基金カンパの爲のアジプロがなされる必要がある。
- (ハ) カンパは部活動基礎とした日常闘争、農委活動の展開と有機的に結びついて單なる金銭集めに終らしてはならない。
- (ニ) 基金の困難なる所では日用品の共同購入等をなし、其の中から基金を出す様な方法をとる。
- (4) 募金方法
- 本部との連絡の確立してゐる所ではレポアドを通して募金し、

其の所在を確め面會又は差入をなすこと(本決定に基き隨着彌吉は勞農護士團青島分團護士に伴はれて、六月下旬警視廳を訪問し、山口等の釋放方を懇願すると共に警視廳の取締方針を聴取せり)。

(イ) 本部書記局設置について 書記局を太陽社に置き相田を責任者とする。服部は一ヶ月間休養の上活動すること。警視廳の取締嚴重のため太陽社を書記局に使用することを得ざりき。

(ロ) 本部確立費用について 本部事務所の確立並本部活動強化のため本部防衛一、〇〇〇圓基金カンパを起すと共に、本部確立のため總額必要の六十圓を、關東地方諸府より集金する。一面市電、市從統一會議等より寄附を仰ぐこと。

(ハ) 本部ニュース發行について 本會合を本部書記局會議とし、會議の状況其他の事項を登載せるニュースを發行すること。(本決定に基き七月十日附本部ニュース第一號發行されたり)。

連絡の不充分なる所は勞農護士團關係の事務所へ募金すること。

- 尙前記指令によれば、本部活動を積極に復し更に強化するためには、適當に左記の金額を必要とするもの、如し。
- 一ヶ月總收入 一〇、五〇〇圓
- 内訳(一ヶ月分)
- 本部費(年額四〇錢一五〇〇人として) 五〇〇圓
- 紙代(最新青年版發給費共一部四錢) 三〇〇圓
- 事業費出版其他 四〇圓
- 臨時收入(附金による) 三五圓
- 計 八七五圓
- 一ヶ月總支出 一〇、五〇〇圓
- 内訳(一ヶ月分)
- 事務所維持費 五〇圓
- 機關紙費(月三回發行) 二七〇圓
- 新聞保證金(利子) 一五圓
- 文書費(郵送費共) 三〇圓
- 會議費(大會費月當り) 五〇圓
- 會費(積立金) 二〇圓
- 通信費 三〇圓
- 交通費 三〇圓

農民運動の状況

地方山嶺費
資料購入費
技術部維持費その他雑費

二〇四
二〇四
二〇四

人件費(一人平均三五四)

三五〇四
八七五四

三、全農全農連合法本部再建方針

全農全農連本部再建問題に關し、合法派石田、西納、町田の一派が六月二十二日頃東京市内石田方に於て協議を遂げ、再建の根本方針を決定したる件につきては、七月分月報にその概要を掲記し置きたる處なるが、其の後、右協議に參與せし某が同志に發表せし左記「最近の全農全農連の傾向と新たな任務」は右協議會に於て漏りたる合法派の本部再建方針と認めらるゝのみならず、其の内容を具體的に窺知し得らるゝにつき其の全文を掲載し参考に資せんとす。

最近の全農全農連の傾向と新たな任務

一、全農全農連は自己の任務を決定し兼ねてゐる。今日當面してゐる農民革命の任務の遂行の上にて、全農全農連の占むる地位は非常に重要である。ところが農民革命の主要内容である土地獲得の闘争に於いて、全農全農連は明確な行動綱領をもつてゐないのみか、このもの重要性乃至中心の任務であることについて何等決定的態度をとつてゐない。このことは全農全農連の若さと其の至る全農連の連絡の不充分に反すべきでなく、現指導部の能力の欠陥とともに客觀的には農民革命、農民革命に對して明確な態度をとりえないのであること、一九三一年の誤つた民主革命を包むプロレタリア革命のテーゼをそのまゝもちつてゐることを示すものである。即ち土地獲得の闘争は本來的に農民自身の仕事であり、民主主義の範圍のものであり、プロレタリアートのより指導なくしてはその指導に對立するものである。この點を農民は社會主義に投成したものの、プロレタリアの側に立つたものと云ふ幻想を先天的にいだいてゐる。こゝに土地獲得の闘争の重要性歴史的な重要性を排撃してしまふ。

二、全農全農連は死に類してゐる。創立以來一年有半その間全農全農連はあらゆる農民委員會運動の提唱の際にも、この闘争

る闘争の先頭に立つて戦つたが、敵の攻撃は全農全農連の頭上に猛然と襲つた。だが敵の彈壓により闘争は退却したであらうか？ 遺憾なく我々の陣營は破壊され地方的に分散し全農全農連から脱退するもの、機關を見分けるのである。このことは「二」の連中が云ふ様に敵の彈壓におびえたヒキョウのもの片づくべきであらうか？ 否かれらは彈壓はおそれる。だが自分の目的が正當であることを知り正しきことであるとともにその目的のため安心出来る組織であるならば、かれらはヒキョウにはならない。組織を脱退しないであらう。

秋田縣評の一部が秋田農民組合を組織したときかれらは全農全農連をやらぬで反戦運動ばかりやる、小作争議をやるには秋田だけでもできると云ふ叫びは決して「秋田の考へではない全農全農連が自分達の經濟的當面の仕事である小作争議をいかにうまくやるかといふことを考へてゐることは當然すぎる程當然である。それを現在の全農全農連の經濟的闘争から離れて政治的闘争のみに力を入れる。弱き勢力であり習性をもつ政治的のめざめのおくれである農民に、經濟的闘争から發展せしめずその基礎に立たず、政治的闘争のみに引き出すことは正に愚の至たるものである。

農民運動の状況

ある。現指導部は農民が日に云はないと云ふ理由で説伏し指導にしたがつてゐるといふ甘さである。農民を甘くみてゐることはかれらのつねである。これでは全農全農連の大衆化を口で如何に叫ぼうとも何の役に立たない。指導部が来てもまたまたたきつゝ恐い奴がいつてみすてゐるだけだ。全農全農連を口で叫ぶ者が今日の様な調子では一寸した彈壓でもパチヤンコになるのは當然すぎる程であり、それを機會に農民が地方的組織をとるのは當然であらう。今日各縣縣評の狀態殊に秋田山梨、福佐長野等にはこの傾向にあることは全農全農連は正に死に類してゐるものと云はねばならない。

然も全農全農連委員になることによつて地方組織と分離する危険にさらされた幾多の例を知るからである。また全農全農連として上京しても自己の意見及び地方の意見を反映し遂行することは困難であり、よし一旦決定したとしても覆されることは明かであるからである。

二、書記局は現在全農全農連の中心の指導部であり、このものが全農全農連の仕事をやつてゐる。その構成は政治、組織、財政に別れ新聞の編輯に至るまで殆んどこゝで行はれるのである。こゝのメンバーは多く非農民出身、多くインテリゲンチヤで地方の闘争の経験のないもの、闘争歴史の淺いもの、年若いものが占めてゐることに特異性がある。

書記局會議は本部會議と稱してすべての決定を行ひ、又黨の意見ならばうのみにして通過せしむるといふことをどしどしとやるのである。したがつてこの組織は官儀的で、一應地方組織と結びそれを指導してゐるかに思はれるが、實はセクト的になつてゐるために「二」の場合の如く、文句を云へばやつつけられるから文句を云はずにソツボを向くといふ態度を

農民運動の状況

このところである。要するにこの組織こそが農民を納得せしめ闘争に立たしめるのでなく、おしつけ、ヒキヨー呼ばわりをしておどして闘争させるセクト的組織であり官僚的本質である。

以上のことから全国会議は(一)自己の目標を明確にしないこと、(二)組織の統一が出来ず分散し初め組織に働かせる力を失つてゐること、(三)組織がセクト的で組合員自身が何をされてゐるのかわからない、中央部はどうかつてゐるかわからない、中央部はどうかつてゐるかわからない、と云ふ不安をもたらしつゝある。

これでは全會の成果云々を幾度言ふんだと云ふので本部事務所もなくなり組合そのものまでもなくなることは當然と云はねばならぬ。

この最大の政治的原因は現在の全會と黨との関係である。即ち現在全會書記局は全黨の二部機関であり、そのものとなつてゐる。黨はプロレタリアートの黨でありプロレタリアートの指導部として、農民に對し自己の政策を示し納得せしむべきを、書記局を通じておしつけ農民の要求とプロレタリアートを同一要求の如く考へ、農民がプロレタリア革命

の動力であるかのやうに指導してゐることは全く誤つたものと云はねばならぬ。農民の自主獨立性、農民はあくまで民主革命を目標としてゐる。農民組合はこの範圍にありしか農民の代表的な行動組織であることを理解しないことは、黨と農民組合との關係をゴツチャにしてゐることを示すものである。かれらは二、三の農民青年に説教をして賛成せしめ、ある地方の農民の意見をだからと稱して全國におしつけるが、農民を愚民にするも甚しいものである。全會を確立する上において最大重要なことは全會の獨月性を主張し確立することである。

五、新たな仕事

斯くの如き全國會議の狀態は即時改められねばならないが、そのために大きな手術が必要である。即ち本部の確立、全國の統一、黨との關係の決定、全國會議の目的の決定である。この改造の手段は單に地方乃至一人の口から叫ばれたとしても、それはすぐ葬られてしまふであらう。それ故に、一地方委員會が中心になつて、それに諸地方の有志を参加せしめて今全會はどうだどうみる、どう改めようかといふ様な問題を提出して、これを全國の輿論として發展せしめなくてはならない。そ

の場合あくまで現在の全會の改造の根本的手段を考へさせることが必要であらう。

第一、全國會議は農民組合として農民自身の要求の中心である土地獲得の闘争を中心におくこと。

農民は決して無内容なプロレタリア獨裁を望んで居ないことは、ロシア革命十月二十四日の全露農民大會に於て、ボルシェヴィキが土地を農民に實際與へたからボルシェヴィキに賛成したので、その前日までではエスネルが最も農民の間に勢力があつたことを見てゐる。無意味なプロレタリア土地國有といふのも同様で土地國有そのものの形及び實現が農民の希望なのである。さらに小作爭議に於ける指導を最も中心的仕事とすること。

第二、組織の全國的統一、現在のやうに個人の手紙をもつて組織の連絡の全部とし、個々人の愚口をもつて連絡の内容とするやうでは、組織の大衆化は保たれぬ、又自己の関りの事件、仕事を過大に報告し得々としてゐるが如きは、プロレタリア青年、文藝青年にはよいが農民の闘争には禁物だ。東京府縣が「花々」かつたにもかゝらず哀れな事實の存在を示してゐ

るのは、當時ナツプの愚民共のからさわぎのみか、やはり經驗のない指導者が獨りうれしく思ひあがつた爲である。

我々は土地獲得の爲の闘争、小作爭議を唯一の中心目的として、全國に散つた組織及反動的指導下の組織をも引きよせるやうに努力しなければならぬ。このことは全國會議の大きな仕事の一つである。

第三、中央部の確立は全國會議としての最終的任務である。

四、全露全國會議開東地方委員會開催の状況

最も重要なことでこれにはあくまで地方の闘士を充し、地方の意見の反映を充分あらしめるやうにすることが大切である。

それとともに全國委員會が規約組織上からの制限を充分に振ふやうにすべきである。書記局の如きは事務機關に過ぎないのであるからこれらの仕事を明確にすることが重要だ。

事務所は今日滿洲の真中においてゐたが、當て本部と親つたときは農村地帯

におくといふ主張をしながらいつのまにかかくの如き結果になつたが、やはり頼りになる聯合會に依存するやうに農村地帯におくやうにすることが重要である。

これを要するに、全國會議がいままで黨のためにあつたが、我々は、いまや全國會議を農民のための農民の陣地にすべく努力せねばならぬのである。

全會開東地方委員會にありては、七月二十一日の兩日、東京市豊島區雑司ヶ谷六ノ八一五布展治方及麻布區尾町三ノ八六麻布消費組合に於て、極秘裡に書記委員會を開催し、正司銀助議長の下に、全會本部の確立其他當面の重要諸問題を協議したる模様なるが、其の状況次の如し。

第一日の状況

- (1) 出席者 眼部 知治(本部書記) 相田 新造(本部書記補) 正司 銀助(議長) 本林 文治(群馬) 芹澤 徳一郎(静岡) 小林 要治(山梨)
- (2) 會議の状況 午前十時開會、布展治の獄中の感懷發表、相田新造の閉會の辭、議長(正司)演説(眼部)の推薦ありたる後本部報告として相田眼部の兩名より交々、全會本部の二重組織なりしこと、行動の極左的なりしこと等の諷刺を指摘批判して、

農民運動の状況

農民運動の状況

- (ロ) 開地書記局成立の件 開地書記局成立のため、渡邊(山梨)を書記に、井澤(一部)三澤(一部)を補助書記に選任し、事務所を千代田市三澤町に置くこととし、事務所は七月二十五日頃相田三澤両名協議の上千葉縣下に置くことに決定せし模様なり。
 - (ハ) 開地ニース発行の件 書記局に於て責任を持ち月一回発行することとせり。
 - (ニ) 書記局會議開催の件 月一回開催することとし日時場所を書記局に一任せり。
 - (ホ) 開地委員會議の件 各組合員より年額八錢を徴収することとせり。
 - (ヘ) 開地代表者會議開催の件 本年九月頃開催することとし日時場所を書記局に一任せり。
- 第二日の状況
- (1) 出席者 前日の出席者の外上原(太郎)東京出席せり。
 - 斯くて第二日の會議終了後、相田、服部、庄司、林の四名は、當時警視廳より釋放され杉並區高圓寺に病氣靜養中の山口勲一を訪問して、會議の状況を報告すると共に全會本部再建方針につき意見を求めたる處、山口も合法轉化を強調したるものゝ如く、相田、服部の兩名は更に同月二十四、五日頃、石田樹心を訪問して本部基金五十圓の支出方を懇請したる處、これを契機に石田は山口を訪問して何等かの協議を遂げたるものゝ如くなるが、從來非合法派の中心勢力をなしたる關東地方委員會が最近合法に轉化しつゝあるは本部再建運動上相當注目を要すべき事實なり。
- 五、全農全國會議中地方委員會開催の状況
- (2) 會議の状況 午前十一時開會、左記事項協議の午後五時閉會せり。
 - (イ) 部落活動に関する件 各地に於ける部落活動の進行状況、部落活動の活動状況、農民委員會活動状況を協議したる後、部落主義を排すると共に、大家を恐怖せしむるが如き集會例へば單なる村民大會に名を藉りて大家を集め主義の宣傳を行ひて即時解散を命ぜらるゝが如き行動を避ける、今後極めて眞面目な態度を以て指導することとせり。
 - (ホ) 早稲對策の件 養蠶、借金、米、税金、關税に関する件。
 - (ハ) 豆類對策の件 群馬縣は養蠶のため、養蠶と提携すると共に、書記局に於ても應援することとせしが、其他の地方の對策につきては決定するに至らず。

全會中部地方委員會にありては、八月二十日午後一時より三重縣評議會事務所に於て、極秘裡に標記委員會を開催し、中部委員會の活動状況、岐阜、三重、愛知各縣の情勢報告後、左記事項の協議を遂げ午後十一時三十分散會せし模様なり。

- (1) 出席者 酒井(山右衛門)愛知、松村(政三)三重
- (2) 協議事項
- (イ) 全會本部再建に関する件 本部防衛一千四百金カンパを協力支持し、その割當額を至急送金すると共に、本部常任を岐阜より一名上京せしむべく岐阜縣評は努力することとせり。
- (ロ) 各縣評青年部再組織の件 青年部を目標に調査活動を行

向中部委員會活動報告によれば、中部は義に全會本部再建のため、本部常任書記として長尾(有?)秋月(松原宏遠?)小島(玄之?)の三名に對し上京方を交渉せしも不成功に終りしものゝ如し。

六、反戦デーに對する全農全國會議の策動状況

全會本部にありては、六月二十五日附農民新聞第二十三號及同新聞青年版を以て、八月一日の反戦デー示威運動並にこれが前哨戦としての東支鐵道掠奪反對示威運動を七月一日敢行すべく宣傳煽動する所ありしが、その反響極めて妙なく、北海道、大阪、岡山縣評及び新潟縣北蒲原地區協議會に於て此の種の文書宣傳ありたる外、見るべき策動なく平穩裡に経過せり。

七、栃木縣下に於ける穀米闘争の状況

農民運動の状況

本年六月、栃木縣下に發生せし飯米闘争は、全農全國會議及益子陶器労働組合等極左團體の關與せし一面、他に波及傳播する虞ありて、嚴重警戒中の處、政府米の價格甚まで低廉ならざるため希望者極めて少きのみならず、町村當局の積極的活動に著しく牽制されて、無産團體の策動は殆んど立消への状態となれり。

(1) 山前村の状況 山前村當局にありては、區長をして政府米の希望者を調査せしめたる處、希望數二百八十三俵に達したるため、直ちにこれが拂下げの手續をなしたるも、八月三日縣農務課より政府米の價格一俵につき七圓四十錢なる旨の通知あり、これに運賃を合算する時は地方六等米よりも二十錢高となるため再調の要ありとなし、再び希望者を調査せし處、五十一名(全會組合員二十名)より僅かに五十一俵を希望したるに過ぎざりしが、八月九日これが拂下方の申請をなしたるに、其後早稲の收穫又は代金の都合上より更に取消しを申出づる者ありたるため、同月二十日區長會議を開催して協議の結果、拂下申請を取消すこととなし即時農林省に對して其の旨打電し、茲に政府米拂下問題を打切れり。

全農全國會議幹部にありては、飯米闘争の面目維持上飽迄本問題を具體化せしめんと策動せしも、農民の多くは村の救助により公民権の失格することを慮りて追隨せざるため、遂に本闘争を斷念したるものゝ如く、八月二十一日村當局に對し、拂下申請取消の不都合を抗議したる外、何等の策動なく目下沈黙の状態にあり。

(2) 益子町の状況 益子町當局にありても、其後、政府米の希望者を調査したる處、百六十名より四百八十俵の希望ありしたため、八月十五日これが申請の手續をなしたるが、希望者の大部分は同町陶器製造事業主にして労働者は僅か三十名内外に過ぎず、陶器製造事業主側にありては、労働組合の策動を慮りたるものゝ如く、自ら政府米の拂下げを受け實費を以て使用人に配給し、以て労働組合の優先を制せんとせざるものなるが、益子陶器労働組合に於ては、事業主側より政府米を三

ヶ月分賦にて譲渡を受けんとする意思にして他に見るべき策動なし。

水平運動の状況

一、高松地方裁判所の差別事件糾弾運動の状況

標記事件の發端、經過等に就ては前號(七月分)に掲記せる處なるが、其後全水總本部に於ては「高松地方裁判所糾弾闘争全國委員會」を設置して差別判決取消要求、差別裁判犠牲者釋放要求、關係司法官懲戒免職要求を中心の闘争題目として運動を指導し、現地香川縣へは井元蟻之、吉武清太郎等を派遣して直接運動の指導に當らしめ、一面全国各地に糾弾闘争地方委員會を結成せしめ之と連絡統制の下に演説會の開催、或はニュースレターの配布に依り輿論を喚起し、又非常上告並抗議の署名運動、闘争基金の募集に勢力的活動を爲しつゝありて之が運動は今や三府三十一縣に波及し戦線の擴大を見るに至れり。

而して運動方法も亦漸次尖鋭化する模様あるを以て今後の動向に就ては充分注意を要すと認めらる。

(一) 全水總本部の運動

(1) 高松地方裁判所糾弾闘争全國委員會の設置、八月九日糾弾闘争特別委員會を開催し今後の闘争方針に就き協議の結果、本運動は相當永續する見通しの下に「高松地方裁判所糾弾闘争全國委員會」を設置することに決し、當分之が委員に中央執行委員長、中央委員、中央常任委員、常任書記を以つて充つることとし糾弾運動の一切を處理する機關と爲せり。

(2) 指令及ニュースの發行

(イ) 八月一日付指令第二號「大衆的署名運動を組織せよ、署名運動を如何に組織すべきか、國

争基金を精力的に集め、八月二十八日(解放令發布日)を目指して「云々の記事あるもの及八月十三日付指令第三號」全國部落代表者會議を目指して八、二八を全國一齊に大衆的スト、デモを組織せよ」と題し内容「八、二八の意義、差別裁判反対、部落施設要求の闘争を八、二八に結びつけよ、全國部落代表者會議を目指して一切の活動を集中し全國一齊に大衆的デモを組織せよ」と記載せるものを發行せり。

(ロ) 同日付闘争方針書「(一)差別事件の真相と吾々の態度、(二)此の事件はどんな内容を持つて我々の闘争は何處に目標を置くべきか、(三)どんな闘争から取上ぐべきか、(四)如何に組織すべきか、(五)スローガン」を記載せるものを發送せり。

(ハ) 八月十八日付「署名運動と基金募集に關して」と題する印刷物及糾弾ニュース第三號、第四號(發條)を發行せり。

(ニ) 全國部落代表者會議 八月二十八日を期し、大阪市浪速區新世界王子公會堂に於て、全國部落代表者會議を開催せるが、出席者代表者福岡縣石川郡市外十八名、佐賀縣藤原郡太郎長崎縣末松泉外一名、山口縣田村定一外一名、廣島縣中野繁市、兵庫縣吉田繁治外十名、福井縣島羽幸平外一名、京都府柏原佐一郎外十二名、和歌山縣筒井親藏外四名、三重縣井上榮一、奈良縣山本平信外九名、愛知縣鈴木信外三名、岐阜縣高木重太郎外一名、長野縣朝倉重吉、靜岡縣小山紋太郎外一名、東京府深川武、埼玉縣森利一、群馬縣植松松五郎外一名、愛媛縣龜井清一、徳島縣藤田仙造外十四名、香川縣岡西春吉外九名、大阪府北野實外十四名、本部員中央委員會議長松本治一郎中央委員泉野利喜藏外四名、中央常任書記松田喜一外一名、計三府三十二縣百三十二名にして、他に傍聴者五百余名あり、正午開會松本治一郎議長となり議事を進めたるが、豫め司會者に對し警告を加へ嚴重なる警戒を爲せる爲、辯論の中止二件ありたるのみにて比較的平穩裡

に午後六時閉會せり、其の状況左の如し

(イ) 會場の模様 正面壇壇に全本部の糾弾旗を中央にし左右に左記スローガンを懸垂し後方に各支部の糾弾旗を樹て中央に議長席を設けたり。

スローガン

- 一、差別事件關係保障事件を感成し免職にせよ。
- 一、差別裁判を取消せ然らずば解放令を取消せ。
- 一、差別裁判の犠牲者山本久木を即時釋放せよ。
- 一、差別の賠償として全國國庫負擔に依る 徹底的部落施設の獲得。

一、糾弾運動に對する干渉壓迫絶對反対。

一、身分的種別觀念による差別判決を取消せ。

一、全國部落代表者會議決議。

(ロ) 議事準備 司會者泉野利喜藏開會の辭を述べたる後、大會役員の銓衡に入り議長松本治一郎副議長深川武田喜一書記長井元勝之書記四名建議案委員北井正一外六名、交渉委員栗須喜一郎外六名、査査委員倉重吉外六名、會計審査委員鈴木信外八名を選任せり。

(ハ) 祝辭祝電 顧問辯護士小井井洋、労働辯護士國代表伊藤忠雄、福岡縣藤原郡太郎長崎縣末松泉、布庭長治、全農全青本部(則續禁止)日本労働組合關西地方評議會總評議會、大阪信家人同盟本部等ノメッセージ、社大黨本部日清關西地方委員會

(四) 全國委員會 八月二十九日委員會を開催したるが、代議員三府三十二縣十五名にして全員を中央常任闘争委員に選任したる後協議に入り左記事項を可決せり。

水平運動の状況

各地水平團體等の祝電を朗讀せり。

(ニ) 各種報告 査査委員會其他委員會の報告あり、並いで情勢報告に入り井元勝之より全國委員會報告を爲したるが、言辭不穩に亘り中止を命ぜられ、泉野利喜藏は各地情勢報告を爲し承認を得たり。

(中) 議事 一、差別糾弾闘争方針 北原泰作説明せるも部落改善費と軍費費を比較論評し、帝國主義戰爭反對の言辭あり中止を命ぜらる。泉野利喜藏代りて部落改善費の増新要求等に就き説明し是に對し井元勝之等四名より今回の問題の特異性を高唱し、之が糾弾運動を政治闘争に導くと共に資本家と相通する反動團和團體の好策に陥らざる事の希望意見ありて可決す。

一、部落在郷軍人會並に部落青年團體の件 福岡、田原春次より在郷軍人會、青年團は學校長或は村長等の支配階級の手に任しあるを以て此の團體々部諸長は獨自の立場より之を組織すべき事を述べ、岩田重三より賛成意見あり實行方法を全國委員會に一任せり。

一、中津養老場差別事件糾弾の件 大阪、榎本杉松説明し實行方法を全國委員會に一任せり。

一、宣言、決議發表 宣言決議を朗讀可決し實行方法を全國委員會に一任せり。

一、香川縣下へ激勵文打電の件 可決す。

- (イ) 全日本連盟組織の件。組織の擴大と意識の昂揚を図るため、各地方にオルグを常置し演説會座談會等を開催すること。
- 大阪府下 有本福一外五名
- 兵庫縣下 前田平一外二名
- 廣島縣下 吉野繁夫
- 九州地方 田中松月外五名
- 四國地方 吉村正治外四名
- 關東地方 津川武外三名
- 中部地方 鈴木信外四名
- 奈良縣下 阪本清一郎外一名
- 京都府下 朝田清之助外一名
- (ロ) 國庫券募集。第一回分擔額は九月十五日まで總本部に提出すること。
- (ハ) 全日本連盟代表者會議記念演説會。同二十八日午後八時より天王寺公會堂に於て記念演説會を開催、聴衆二千二百餘名あり、辯士は本部員松本治一郎、北原泰作、泉野利喜藏外十六名にして、辯論中直接行動又は國民の三大義務を忌避すべき言辭あり中止を命ぜられたるもの二件ありたるの外異狀なく同三十分閉會せり。
- (ニ) 全日本連盟の運動。總本部員北原泰作、井元麟之、吉武浩太郎、九縣本部員藤原權太郎は常に同地に來往し運動を指導しつゝありて、八月十六日差別糾弾本部を、高松地方裁判所差別糾弾會「香川縣地方委員會」と改め陣容を整へ、其の後郡部落民大會及縣部落民大會を開催して氣勢を擧げ一般の關心を喚び、一面非常上告上書等に對する署名運動及國庫券金の募集に努めつゝあり。而して穩健派たる香川縣聯執行委員長藤原喜三太、植田親賢等は總本部及馬場支部の態度を激しとせざる爲、右運動に参加せず、依然對立の状態にありて藤原一派は近く縣聯を脱退し、水戸運動の純化を標榜して演説會を開

(ハ) 署名運動。非常上告、糾弾書、懲戒分要求等の署名運動は九月十五日を以て一先打ち、九月二十日前後九州地方に於て諸國行進隊を組織し、順次署名運動を取組め上京、無産階級士團を通じて各關係當局に提出すること。

(ホ) 中津藩糾弾事件糾弾。大阪地方委員會に附託。

(ニ) 反ナチス運動。獨逸國ナチスの論太人に対する壓迫は繼て我國に於ける無産階級の最尖端にある吾等無産階級民にも必然的に誘致せらるゝを以て、ナチス及ファシズム絕對反對の聲明書を發表し、同時に抗議文を駐日獨逸大使に送附することに決し之が起草委員に阪本清一郎外二名を選任し實行方法は常任委員に一任すること。

備する模様なり。

- (1) 香川縣地方委員會。八月二十日委員會を開催し解放記念日闘争の件、全國部落民大會提案事項外數件に就き協議せり。
- (2) 三豐郡部落民大會。同十九日、郡部落民大會を開催したるが、來會者六百五十餘名にして、塩田庄吉議長となり、差別裁判犠牲者釋放要求の件外五項を可決せり。而して同大會開會に先立ち、本部員井元麟之等の出迎へに名を藉り、デモを計劃せるも事前に之を探知し警告を加へ阻止せり。
- (3) 香川縣部落民大會。同二十六日縣公會堂に、香川縣部落民大會を開催したるが、參會者一千餘名にして、總本部より松本治一郎、北原泰作、吉武浩太郎、九州地方委員會代表田中正月、山口縣地方委員會代表田村定一、關東地方委員會代表田原泰次等の來援あり、氣勢頗る擧り、開會に先立ち私設馬場消防組員三十餘名及青年團員十餘名を以て警備隊を組織し馬場部落より香川郡水本村本部の長旗を先頭に差別裁判官を懲戒免職せよ、等のスローガンを記したる長旗六旗を押立て闘争歌を放吟しつゝ會場に向け示威行進を開始したるも、直ちに之を禁止したり。會場には差別裁判の犠牲者山本、久本を即時釋放せよ、關係司法官白水檢事、山下、三浦、小林、久留判事を懲戒免職にせよ(以上撤回を命ぜらる)差別裁判の判決を取消せ然らずは解放令を取消せ、身分的賤視觀念に依る差別裁判の判決を取消せ、差別糾弾闘争に干渉壓迫絕對反對、八二八の全國部落代表者會議を支持せよ、のスローガンを懸垂せり、連水虎市座長となり
- (イ) 差別裁判の判決取消の爲非常上告要求の件
- (ロ) 關係司法官の懲戒免職要求の件
- (ハ) 糾弾者山本久本兩名の即時釋放要求の件
- (ニ) 司法大臣増田檢事正の責任を問ふの件
- (ホ) 差別糾弾闘争に對する干渉壓迫絕對反對の件を附議可決し、即ち非常上告を附議可決せり。

水戸運動の状況

- (4) 差別糾弾演説会 七月二十七日より八月二十六日まで十五箇所に於て、糾弾演説会を開催せるが、聴衆は少きは二十名、多きは一千餘名に及び、辯士は主として井元麟之、吉武清太郎、藤原権太郎、中村政治にして相當感動を與へたる模様なり。取締事故として中止二件、注意三件ありたり。
- (5) 署名運動 差別判決取消要求に關する上申書の非常上告、差別裁判犠牲者釋放要求、關係司法官懲戒免職要求申告書に對する署名運動に對しては「署名運動に就ての注意」及び「再び署名運動に就いて」と題する印刷物を配布して注意を喚起し之が運動に奔走しつゝあり。
- (6) ニュース等の發行 八月一日付を以て「同胞大衆の憤激を集中して香川縣代表者會議舉行さる」と題する印刷物及同日糾弾ニュース香川版第二號同十九日第三號を發行配布せり。
- (三) 全水各府縣の運動 全水關東、京都、大阪、兵庫、奈良、三重、愛知、静岡、岐阜、廣島、山口、和歌山、徳島、愛媛、高知、九州各縣聯合會に於ては、總本部の指令に基き、高松地方裁判所差別糾弾各地方委員會を結成し差別糾弾演説會及座談會を開催して輿論を喚起し、中途に於て部落民大會又は部落協議會に變更し差別判決取消要求、差別裁判犠牲者釋放要求、差別裁判關係司法官の懲戒免職要求の決議を爲し、之が非常上告及抗議に對する署名運動並闘争基金の募集に當るべき實行委員を擧げ同委員に依り運動を進めつゝあるが、右演説會等に於て辯論過激に亘り中止、注意の制限を受くるもの或は労働者農民の政府樹立に依る特殊部落民の絕對解放等の激越なるスローガンを掲げ撤回を命ぜられたるもの或は印刷物に於て安寧秩序を紊り發禁處分に附せらるゝもの等相當數に上り又前述の如く動もすればデモを敢行せんとする等運動は益々尖鋭化する傾向あり。重なる地方委員會の運動左の如し。

- (1) 大阪地方委員會 八月十日大阪地方委員會を結成し、同二十一日大阪地方部落代表者會議を開催したるが、出席者十二部落五十四名にして北井正二議長となり、差別判決取消要求の件、差別裁判犠牲者釋放要求の件、差別裁判關係司法官の懲戒免職要求の件、司法大臣、高松地方裁判所檢察正の引責自決要求の件を可決し、尙緊急動議として本事件の發生は警察にあるを以て司法官同様糾弾すべしとの提案ありて内務大臣、香川縣知事、高松警察署長に對して決議文を提出することとせり。同二十四日右會議の決議に基き委員松田喜一、北井正一外三名及労働者農民代表者藤井孝雄外二名は、差別判決取消要求並非常上告に關する上申書を携へ、大阪控訴院に谷田院長及檢察事を訪れ、院長に「判事懲戒裁判開始決定要求申告書」を檢査事に「非常上告に關する上申書」を提出し、其理由を陳明陳述する處ありたり。又同決議に基き同二十六日「高等文官たる檢察官懲戒裁判要求書」を印刷に附し、各府縣に送附し署名を求めつゝあり。
- (2) 九州地方委員會に於ては福岡縣下十二ヶ所に於て演説會を開催して輿論の喚起に努め、署名者三萬、基金一千圓を目標として、各支部を激勵し現在既に署名七千餘名、基金三百餘圓に達したる模様なり。
- (四) 融和團體の運動 (1) 廣島縣共鳴會に於ては、内務大臣に對し事件の對策を考究し、善所方電報せり。又静岡縣融和團體聯合會に於ては陳情書を作成し、中央融和會長に提出せり。尙同二十四日全關東部落代表者會議に於て聖代の不祥事として内閣總理大臣、内務大臣、司法大臣、檢察總長を訪問陳情することに決し九月一日埼玉、群馬、東京代表七名は陳情せり。
- (五) 他團體の應援活動 (1) 労働者農民士團 同團體に於ては、其の後、高松差別事件の糾弾と労働者農民士團の活動、全水三百萬同胞に檄す」と題する印刷物を作成し全關水團體に送附せり。

- (2) 社会大衆黨 同黨系關西労働總聯盟に於ては差別糾弾大阪地方代表者會議に列席し應援演説を爲せり。又同系播州一般産業労働組合は委員會を開催し、高松地方裁判所差別糾弾闘争播州地方委員會を組織し其の後糾弾演説會を開催し闘争ニュースを二回發行せり。

在留朝鮮(臺灣)人の運動状況

- 一、コップ朝鮮臺灣協議會の演劇上演状況
上演状況
二、反戦デーに於ける在留朝鮮人の動靜
三、中央大學朝鮮留學生同窓會の現況
四、在留朝鮮人の國家主義的運動状況
五、日韓併合記念日に於ける各地運動状況

一、コップ朝鮮臺灣協議會の演劇上演状況

コップ朝鮮臺灣協議會に於ては、七月二十二日より本月六日に亘る反戦文化闘争週間を契機として、在留朝鮮人唯一の専門劇團たる三、劇場主催にて、客月二十二日より三日間東京市京橋區築地小劇場に於て、コップ加盟各團體支援の下に、毎日午後六時三十分より『中國、朝鮮、臺灣の夕』と題し、演劇題目として『吼えろ支那』改題『砲聲コクチエフェル』外數種を上演したるが、之が宣傳徹底せざりし爲め入場人員三日を通じて僅かに二百九十名(鮮人約七割)に過ぎず、豫期の効果を收めずして終了せり。

二、反戦デーに於ける在留朝鮮人の動靜

本年八一反戦デーに際しては東京、大阪、兵庫、愛知等に於ける一部在留朝鮮人間に於て不豫計畫ありたるも關係官憲の取締適正なりし爲め概ね平穩に経過せるが主なる状況左の如し。

- (一) 東京市 在京在留朝鮮人は警視廳の監視なき餘地にも屈せず、民族的意識の下に於て朝鮮の獨立を夢み常に帝國主義戰争反對のローガンを中心極めて執拗果敢に闘争を繼續しつゝあるが、反戦デーの切迫と共に之が運動の具體化を計るべく、黨、同盟關係鮮人は勿論各外郎團體關係鮮人等は朝鮮共產黨日本總局事件關係釋放者と密かに會合し、一面鮮内同志とも連絡何等かの具體的行動に出でむとせるが、警視廳に之が計畫を探知せらるゝや彼等は止むなく黨、同盟の一般方針に従ひ行動を爲すことに決定引續き策動中の處之又警視廳の事前探知する所となり嚴戒の結果當日次の如く一部鮮人の示威的行動ありたるに止まり無事経過す。(1)全市的デモ 八月一日午後八時を期し本所江東橋三丁目東京市電線系堀終點附近に於て、全市的デモを敢行すべく、動員を受け集會せる、李寅載外五名を檢束す。(2)地區的デモ (イ)同日午後五時十五分を期し、城東區龜戸町三丁目天神橋巡査派出所を目標に、同町三丁目青物市場前よりデモを敢行せむと計畫、折柄參集せる安積浩以下十名を檢束す。(ロ)同日午後六時を期し芝區田町四丁目沖電機會社を目標にデモを敢行すべく計畫中の金嶺經外一名を檢束す。(ハ)同日午後七時頃王子飛鳥山に集會陸軍火工廠附近に於てデモを敢行せむとする林永浩以下四名を檢束す。(ニ)同日午後八時二十分板橋町所在日本化工會社附近に集會、將にデモに出でむとする鄭義俊以下四名を檢束す。(ホ)同日午後七時頃小石川職業紹介所に於て全協連江東地區委員會發行的『八一國際反戦デー、デモに参加せよ』と題する印刷物を撒布せむとする孫台朝を檢束す。(ヘ)其他市内二、三ヶ所に於て前同様地區的示威運動を敢行せむと計畫したる事實あるも事前警戒を

嚴にしたる爲め其の計畫水泡に歸す

[illegible]

(三) 神戸市 在神户赤鯉人金太權一派は客月三十日夜林田區大橋町五丁目若杉小學校浮浪場所に於て、ア・チ・チ・チと號召し、委員會を開開、金太權以下十三名出席協議の結果、(1)八月一日午後六時を期し神戸市西部所在の柴山・ホテイ・秋毎等の各ゴム工場を目標にデモを行ふこと、(2)デモ参加者は出席者各自に於て動員すること等を決定、翌三十一日更に會合協議を遂げ、動員可能人員四十名と見て之を二隊に分ち、一隊は林田區鐵道グラウンドに、他の一隊は同區六間道路に集合、目標工場に向けデモを敢行しつゝ、黨の機文を撒布すること等を決定散會せる事實あり、兵庫縣に於て右計畫を事前に探知、當日嚴重なる警戒を加へたるため、遂に彼等の計畫水泡に歸す。

(四) 名古屋市　總評中部地方評議會所屬鮮人等は、七月三十日深夜より翌三十一日未明に亘り、名古屋市内に同會署名の「八月一日は國際反戰デーだ一切の強制的軍事訓練反對だ」と題する不穩印刷物を撒布すると共に、同三十一日午後十時頃の組合分子二十數名は事務所附近に集合、將に非法法デモに移らむとするを以て、愛知縣に於て主謀者朴廷夏を檢舉取調の結果、組合は八・一カンパとして七月三十一日市内東區大曾根町に所屬内鮮人を集合せしめ、街頭示威を敢行すべく計畫し、之が動員責任者として右朴廷夏を選任せる事實判明、引續き關係者數名を檢舉せる爲め、當日無事經過す。

(五) 岡崎市 全協土建中部地方三河地區委員會所屬の極左鮮人二十數名は、七月二十九日夜、岡崎市内康生町郵便局附近に集合、同會署名の『八月一日國際的反戰國爭日だ、東支鐵道強奪絕對反對』云々と題する不穩ビラを撒布すると共に示威運動を敢行せるを以て、拆柄警戒中の所轄署員に於て直ちに主謀者村井泥外六名を検束、他を解散せしめ、彼等の計畫を水泡に歸せしむ。

三、中央大學朝鮮留學生同窓會の現況

在京韓團體によりては、客年六月に於ける臨時總會に於て機關紙『會誌』の發行を協議決定の上之が編輯委員として、梁孝孫、河允道外六名を擧げたるが、其後數等は同年十一月及本年四月の二回に亘り編輯會議を開會し、其の結果梁孝孫が一切の責任を負擔することとなり同人は前記河允道の外會て朝鮮共產黨再建運動準備機關なりし、勞働階級社に關係ありたる財政部員金相萬及運動部員吳載一等の應援を得て、本年五月二十日原稿を作成、印刷に附し、愈々六月十九日『會誌創刊號』約四百部を發行、正規の手續を履行せず、直ちに之を會員に配布せり。而して當時本省に於ては警視廳の稟中に基き審査の結果、其の記事内容不穩と認め、六月二十二日發禁處分に附したる次第なるが、其の後警視廳に於ては前記梁孝孫、河允道、金相萬、吳載一等の關係者を檢舉、取調の結果、彼等は右機關紙に左翼理論を掲載し、之を以て會員相互間の左翼的啓蒙運動に資せむと計畫せる事實判明したる外、尙金相萬は赤旗其他の不穩印刷物を所持し居りたる事實發覺せるを以て嚴重加論の上八月五日夫々放逐せり。

四、在留朝鮮人の國家主義的運動狀況

昭和六年滿洲事變の勃發後相繼いで上海事變の發生を見、更に滿洲新國家の建設に伴ふ國際間の紛争は遂に我が國をして在留朝鮮(支那)人の運動狀況

一〇三

103

國際聯盟を脱退せしむるに至り、異常に緊張せる國際情勢は所謂非常時日本の國民的自覺を促進せしめたるが、内鮮兩民族の融和運動も亦斯る國際情勢に刺激せられて、其の運動形態上に飛躍的進展を見るに至れり。而して昭和七年以降警視廳管の下を始めとし全國各地に内鮮兩民族の完全なる融和促進運動を目的として設立せらるゝ所謂融和團體夥しき數に上り、尙將來益々増加せむとする傾向にあるが、之等團體關係人は概ね、滿洲派遣軍に對する慰問金品の募集、軍事實獻金、建國祭及防空演習並に五・一五事件被告減刑運動等參加、内地人國家主義團體等への積極的加盟等從來會て見ざる國家主義的愛國運動に携はりつゝあり、今最近に於ける其の運動概要を摘記すれば次の如し。

應府縣	岡	總別
關東赤心團關東支部	運	動
警視廳	狀	況
朝鮮義勇隊	東京市小石川區役所入夫	東光會
留職親友會	留職親友會	留職親友會
京都	京都	京都
東光會	東光會	東光會

1.幹部西川秀は八月一日以降、本部長長條健二の勸誘により、目下大審院に於て審理中の、漢口首相狙撃犯人佐野清留連の過刑運動を爲すべく上書を作成、會員らに之を提示し、署名を求めつつあり。
 2.同志西川秀は同志九久共同に、八月五日關東防空講習に際し、深川第四方面委員小西淳之助を介し、關東防空講習に入場した。
 3.幹部洪人龍以上四十八名は八月二十三日本部長長條健二の勸誘に依り、五一五事件陸軍側被殺者城戸運動会上で署名した。
 在京日黒區月光明居作鮮人李熙成は、現下國家非常時に際發し、滿員なる日本國民としての義務を果たさんと稱し上記運動の積極を、計下國家非常時に來運動し、
 在京小石川區戸崎町居住鮮人崔正周は、非常時軍事救済金を出頭欲せんと計畫。同志鮮人七十七名の賛同、金計三千圓を得たるを以て、八月四日陸軍省へ出頭欲せんとす。
 本會は大日本生產業關連本部員國武夫の指導を蒙るゝ今因從來の組織を變更して、同黨の影響下に置くこととなりたる外、八月二日本會事務所に、生產業關連本部京都府第三部擴張部のものを設置し、生產業關連部附在江支支部を獨立する爲め、兼策中。
 八月六日本會創立の趣旨たる自主的強靱並精神主義實現並びに日本意識に反する一切の制度思想の排撃を新日本建設の目的を普及宣傳する爲めに、名大日本國民愛國青年團等の關係の下に演説會を開催す。

五、日韓併合記念日に於ける各地運動狀況

八月二十九日所謂日韓併合記念日に於ける在留鮮人の運動狀況左の如し。

(二) 東京市
在京鮮人中共産・民族・無政府の各系統に屬するものは客月上旬頃より、日韓併合記念日闘争に關し、寄々

協議中なりしが、アナ素東興労働同盟一派に於ては、八月十日機關紙黒色新聞第十八號を發行『八月二十九日は朝鮮民族屈辱の日だ、全民族は強權撲滅闘争を以て此の日を記念しよう』と題する諺文記事を掲載、各方面に配布して以來、プロット朝鮮、臺灣委員會に於ても當日に於ける對策を講究其の方針を示したる爲め、下部組織たる全城西地區委員會に於ては『九月三日は國際無産青年デー、八月二十九日韓併合國恥記念日、九月一日日鮮労働者が多数虐殺された恨みの震災記念日』と題する印刷物を發行撒布じ、又反帝關係鮮人は全地人内志と連絡じ、暗々裡に策動各種の印刷物を發行、殊に日本反帝同盟東京地方書記局名を以て『八月二十九日、九月一日日韓併合、震災記念日に日鮮労働者農民は強固な團結で帝國主義戰

在留朝鮮(清國)人の運動狀況

在朝鮮(臺灣)人の運動状況

一〇六

争反對の示威行動を敢行しろ」と題する論文印刷物を發行、更に赤旗東京地方版等にも同様記事掲載し、彼等は巧妙なる宣傳活動に努め且當日は各地區に於て極秘裡に職場大會、懇談會又はピクニック等を催ふし、右記念日を有意義に展開せしめむと暗躍しつゝありしが警視廳に於て事前探知、嚴戒の結果當日無事經過す。

(二) 大連市 反帝大阪地方委員會所屬の極左鮮人にありては本記念日闘争を、近く上海に於て開催せらるゝ反戰大會支持闘争に結付け、當日東地區方面の鮮人を動員し、道般労働争議の發生せしことある松本、金山等の各ゴム工場を目標に示威運動を敢行すると共に市内鮮人密集地帯に撒文を撒布すべく計畫せるが、大阪府に於て之を探知し嚴戒の結果無事經過す。

(三) 名古屋市 名古屋市所在鮮人團體愛國青年團にありては日韓併合記念日に際し、完全なる内鮮融和の促進を企圖し之が方法講究中の處當日「五・二五事件被害者救済並家族救済、軍事豫算絶對支持、朝鮮人青年に徴兵令の施行、共產黨撲滅」等の内容記事ある印刷物二千枚を作成、市内に撒布せるに止まり特異の行動なかりき。

(四) 豊橋市 全協系豊橋合同労働組合にありては當日を國恥記念日なりとし、民族的意識の昂揚に資すべく午前八時より同十時頃迄組合事務所に座談會を開催、幹部李春信外十名出席せるが、主として豊橋市營下水道工事の就勢状態に關する不満と賃銀未拂問題に關し、意見の交換をなしたるに止まり無事散會せり。

雜 錄

特高關係主要機關紙發行狀況

機關紙(誌)名	機關	係	發行月日	發行番號	處分	備	考
赤旗	日本共產黨機關紙		八、一	第一五一號	八、四禁止		
			八、六	第一五二號	八、四禁止		
			八、一	第一五三號	外、八、一三禁止		
			八、一	第一五四號	八、二四禁止		
			八、一	第一五五號	九、一禁止		
			八、一	第一五六號	九、五禁止		
			七、二五	第八號	八、四禁止		(前月報八、二發行ハ誤リ)
兵士の友	同	右	八、一	第一九四號	八、二二禁止		
黨建設者	同	右(誌)					

特高關係主要機關紙發行狀況

一〇七

無産青年	日本共産青年同盟機關紙	七、二六	第一四三號	八、一八	禁止	
勞働新聞	日本勞働組合全國協議會機關紙	八、二五	第一四四號	八、一八	禁止	
全協の旗の下に	同	八、二二	第九三號	八、一七	禁止	
勞働青年	同右青年部機關紙	八、二八	第九四號	八、三〇	禁止	
反帝新聞	日本反帝同盟機關紙					
救援新聞	日本赤色救援會機關紙	八、一五	第六六號	八、三〇	禁止	
農民新聞	全農全國會議機關紙					
文學新聞	日本プロレタリア作家同盟機關紙	八、一五	第三一號	八、一六	禁止	(七月休刊)
プロレタリア文學	同					第三卷第五號(九月號)
われらの世界	日本戰時的意識論者同盟機關紙					九月五日發行
戰闘的無神論者	同	八、二〇	八月號	九、一	禁止	第五號九三發行(九七禁止)
音樂新聞	日本プロレタリア音樂家同盟機關紙					
演劇新聞	日本プロレタリア演劇同盟機關紙					
プロレタリア演劇	同					

美術新聞	日本プロレタリア美術家同盟機関紙					
映畫クラブ	日本プロレタリア映畫同盟機関紙					
新興教育	新興教育同盟準備會機關誌					
カマフラード	日本プロレタリアエスベランチスト同盟機關誌	八、一三	七八月合併號			
プロレタリア科學	日本プロレタリア科學同盟機關誌					第五卷第八號(九月號) 九一發行
科學開拓者	同					
科學新聞	同	八、五	第六號			
プロレタリア文化	日本プロレタリア文化聯盟機關誌	八、二〇	第三卷第六號 (六七合併號)		八、二一禁止	
コスモス	同	八、三〇	第五號		九、六禁止	
大衆の友	同					
働く婦人	同					
今日の吾等	同	八、一	第五號		七、三〇禁止	
讀む者の友	共立圖書雜誌同盟會機關誌					
大衆童兒制限	プロレタリア童兒制限同盟機關紙					
インタナショナル	同	八、二五	第七卷第九號 (七月號)		九、二一禁止	
産業労働時報	産業労働調査所機關誌					
産業労働通信	同					
	右(紙)					

[illegible]

運動日誌

國家社會主義	日本國家社會主義機關紙	八	一	第五三號	八二二禁止	八、九月合併號 九月五日發行
錦旗國民軍	新日本國民同盟機關紙	八	一五	第五四號	八二三禁止	
錦旗	同 右(註)	八	一七	第二卷第八號 (八月號)	八二二禁止	
維新日本	日本國家社會黨機關紙	八	二〇	第一號	八二二〇禁止	日本國家社會 新聞改題
日本農民新聞	日本農民組合機關紙					
日本中小商工新聞	日本中小商工聯盟機關紙					

日本共產黨

(月 日)

३५

項

七、三付
赤坂東京地方版第十一號發行、關東地方防空演習反對闘争方針發表。

八、一

地方

1

千歳縣下に 防空並に反空の漁ビラ撒布
一一 赤坂東京地方版第十五號發行。

三三

委員會

一、

小學校教員四名を日送(ひくわ)として送局す。
其の他(その他)として送局す。

運動日記

八、

全協通信本部にて、選友同志會内革命的反對派に對する

全協食糧本部にて、「機關紙部編輯方針」ト批判ニ就テ」と

題する印刷物を發す。

運動日誌

プロレタリア文化運動

- 七二〇
プロットに於てはニュース・赤いメガホン第二號を以て
機関誌「プロット」の発行を報告す。
八二
プロ科大阪支部外三團體發行「戦争の語」と題するパンフ
レットは發售處分となる。
四
警視廳に於てはボエウ組織部責任者樋口幸吉及同人の内
妻雄介清の兩名を檢査す、尚同入宅に於て機關誌「カ
マラード」六〇〇部を發見押收す。
五
プロ科大阪支部機關誌「働く仲間」創刊號發行、發售處分
となる。
五
佐賀縣に於ては文藝團體「アルト」社の檢査を行ふ、被疑
者中に同縣立武雄中學校教諭松尾弘なる者關係す。
五
プロット加盟建設座（青森縣）第二回公演會開催、入場
者三七六八人
九
メガホン機關及青年團體（北海道）に於ては同志獲得の
爲め、小樽市に於て「全級其の他を公開」入場者二六五
人
一〇
プロット加盟建設座（青森縣）公演批判座談會開催、會
費千圓にして發售者十七人
二九
プロット新潟支部準備會に於てはメンバー獲得のため、
大澤幹夫作「國旗」の劇本を發行せるが發售處分となれ
り。
七三四
榑木縣阿久津村事件（榑木縣黨對生原黨の騷擾事件）の控
無聲政黨運動

國家主義運動

- 八
一
縣公判開廷せられ被告大貫大八外四十八名に對し夫々判
決宣讀ありたり。
一
新國同京都千葉各支部は夫々新國運動を爲したり。
三
新國同本部は各地方支部に宛て代表者新願その他に關す
る指令を發したり。
六
新國同本部は第一回全國支部代表者新願を舉行したり、本文
参照。
同
新國同は全國支部代表者新願を開催新運動方針を決定し
たり、（本文参照）。
七
新國同は指導者養成特別講習會を開催したり、（本文參
照）。
八
國社黨は常任中央執行委員會を開催、地方情勢並日務中
央委員會の經過等を報告せり。
一
國社黨は「五・一五愛國犯人裁判國民運動」に關する指令
を發したり。
一七
國社黨は「五・一五愛國犠牲者減刑請願運動」に對する連
示を發したり、（二二日禁止）。
二〇
國社黨は機關誌を「維新日本」と改題しその第一號を發行
したり、（即日禁止）。
八
一
皇道會大阪支部聯合會に於ては「ゴーストアップ事件」に關
し大阪都下の在郷軍人諸君の願望を要請す」と題し警察
當局を訴請し皇軍の威信擁護を強調せる機文を在郷在郷

八三

八中

一九

二二

二六

二七

二八

二九

三〇

三二

三三

三六

三七

三九

四〇

四二

四三

四四

軍人等に頒布す。
八三
國府代表者等は七月十八日石川縣下羽小學校に於け
る御眞影奉安庫に對する不祥事件に關して内相文相を助
問し責任者の辭職要求の決議文を提出せり。
八中
日本國家社會主義學堂主事石川準一郎は國社黨統一、
新黨獨立黨等の爲下阪同地方國家社會主義系各團體幹
部と懇談せり。
一九
五・一五事件檢査會公判は七月二十五日より八月三日迄
前後六回に亘り第一師團軍法會議法廷に於て開廷事實審
理を終りたるが、本日午前八時より約一時間半に亘り句
以檢察官論告の後被告十一名に對し夫々禁錮八年の求刑
ありたり。
二二
明倫會總裁田中重太郎は官邸に齋藤首相を訪問し「國
策に關して既成政策との相合反對」を意味せる進言を爲
したるが、同會は即日右進言の内容及九月中に於ける各
地演說會の開催決定に關する通牒を支部に發したり。
二六
國府議會聯合會に於ては牧野内相に對し辭職勸告書を郵
送せり。
二七
本日より三日間に亘り、議會公會堂に於て明倫會青年講
習會開催さる（出席者六十名乃至九十六名）。
二八
在京都大日本聯盟に於ては現役將校及知名右翼團體幹部
等を講師として非常時國民講座なる講習を開催せり。
二九
労働運動
和泉木曾株式會社（大阪）の争議解決す。

- 二五
名古屋市公會堂に於て總同盟労働青年同盟愛知縣聯合會
結成大會を舉行す。
二六
大阪聯合會事務所に於て全勞中央委員會開催す、（本文參
照）。
二七
一
派友同志會執行委員會開催國社黨に對しては靜觀主義を
採り今後の推移を見て態度を決定すること等を議決す。
一
九州自動車株式會社の争議は會社の譲歩により解決す。
（本文參照）。
一
昭和毛糸紡績株式會社（愛知）の従業員一七〇
〇名中女工一二九一名は解雇されたる今母四名に同情
し罷業に入りたるも翌二日就業せり。
三
日本労働組合會議代表松岡吉外六名は外務省及社會局
を訪問してシムラ會議代表派遣並健康保險法改正意見等
を陳情す。
三
全勞東聯執行委員會開催産業別整理の件等を議決す。
四
大阪に於て日本労働同盟中央委員會開催三派に分裂す。
（本文參照）。
四
日本労働同盟親戚連合會等一派は日本産業界結成の聲明
書を發表す、（本文參照）。
五
関西労働會事務所に於て總同盟青年部全國代表者會議を開
催す、（本文參照）。
五
和泉山紡績株式會社従業員一二六〇名賃銀値上を要求
し罷業に入りたるも夏季平常支給にて同日解決す。
六
大阪市電自動車中央委員會開催町支部除名問題其他を
議決す。

運動日誌

- 八 東京府下八王子市に於て日本生業黨支持の愛國勤勞組合なる労働組合結成さる。
- 八 八幡製鐵所従業員の一部を以て日本生業黨労働組合を結成す。(本文参照)
- 八 日本生業黨株式會社廣田工場(福岡縣)従業員七六三名中四五〇名は賃銀値上を要求し意氣を爲したるも同社の譲歩により翌九日解決す。
- 一〇 神戶市に於て全日本生業黨従業員組合臨時大會開催役員改選等を行ふ。
- 一二 日本海員組合は船舶安全法實施に伴ふ陳情書を海相に提出す。
- 一三 全労働組合連合會年度大會舉行。(本文参照)
- 一四 日本生業黨株式會社(東京大島町)従業員の一部を以て日本主義労働組合を結成す。
- 一五 株式會社大阪鐵工所築港工場従業員三三〇名は全労働組合に於て解雇者十八名の復職につき争議に入り同二九日解決す。
- 二二 大藏省(文書)に於て全労働組合(三三〇名)中四五〇名は一月十四日以來解雇反對及組合の承認方を要求し總評其他合法主義組合の應援下に争議に入り警察事故を興發せしめたるも今同争議の不利なる條件にて解決す。
- 二五 東京市生業黨執行委員會を開催運動方針の改訂其他を議決す。(本文参照)
- 二六 總務と官署同志會合同して日本生業黨労働組合を結成す。(本文参照)

農民運動

- 七一 全日本本部は「本部防衛一〇〇〇圓基金カンパ」に関する指令並指示を發す。(運動状況参照)
- 一六 全農千葉縣事務所は家主の立退要求により印旛郡八街町を立退きたるも移轉先決定せず目下物色中にある。
- 二六 日本農民組合總同盟は夏期闘争指令を發す。
- 二九 日農山梨縣事務所は農道會本部農務委員長山下海軍中將其の他を招聘し甲府市春日町芝之湯樓上に於て農村問題研究座談會(出席者九十七名)を開催せり。
- 八 全農大分縣事務所を中津市榮町清水方より同市島田町二丁目二五ノ二に移轉す。
- 一三 同大阪府事務所を堺市中ノ町西橋太田方より大阪市天王寺區區法院町九二ア・ト春秋社第十九號室に移轉す。
- 一七 同兵庫縣事務所を神戶市兵庫區永澤町二丁目六四ノ一より明石市丸の内二丁目一ノ三に移轉す。
- 一八 全農新潟縣事務所は第六回年大會を新潟縣三條町三條座に開催せり。
- 二〇 全農中部地方委員會を開催す。(運動状況参照)
- 二二 同關東地方委員會を開催す(同右)
- 八 全日本本部に於ては高松地方裁判所差別事件對策協議の爲糾弾闘争委員會を開催す。(運動状況参照)
- 二一 全關東水本社に於ては五・一五事件被害救済運動を開始す。

水戸運動

- 九 全日本本部に於ては高松地方裁判所差別事件對策協議の爲糾弾闘争委員會を開催す。(運動状況参照)
- 二一 全關東水本社に於ては五・一五事件被害救済運動を開始す。

運動日誌

- 八 八幡製鐵所従業員の一部を以て日本生業黨労働組合を結成す。(本文参照)
- 八 日本生業黨株式會社廣田工場(福岡縣)従業員七六三名中四五〇名は賃銀値上を要求し意氣を爲したるも同社の譲歩により翌九日解決す。
- 一〇 神戶市に於て全日本生業黨従業員組合臨時大會開催役員改選等を行ふ。
- 一二 日本海員組合は船舶安全法實施に伴ふ陳情書を海相に提出す。
- 一三 全労働組合連合會年度大會舉行。(本文参照)
- 一四 日本生業黨株式會社(東京大島町)従業員の一部を以て日本主義労働組合を結成す。
- 一五 株式會社大阪鐵工所築港工場従業員三三〇名は全労働組合に於て解雇者十八名の復職につき争議に入り同二九日解決す。
- 二二 大藏省(文書)に於て全労働組合(三三〇名)中四五〇名は一月十四日以來解雇反對及組合の承認方を要求し總評其他合法主義組合の應援下に争議に入り警察事故を興發せしめたるも今同争議の不利なる條件にて解決す。
- 二五 東京市生業黨執行委員會を開催運動方針の改訂其他を議決す。(本文参照)
- 二六 總務と官署同志會合同して日本生業黨労働組合を結成す。(本文参照)

運動日誌

- 八 八幡製鐵所従業員の一部を以て日本生業黨労働組合を結成す。(本文参照)
- 八 日本生業黨株式會社廣田工場(福岡縣)従業員七六三名中四五〇名は賃銀値上を要求し意氣を爲したるも同社の譲歩により翌九日解決す。
- 一〇 神戶市に於て全日本生業黨従業員組合臨時大會開催役員改選等を行ふ。
- 一二 日本海員組合は船舶安全法實施に伴ふ陳情書を海相に提出す。
- 一三 全労働組合連合會年度大會舉行。(本文参照)
- 一四 日本生業黨株式會社(東京大島町)従業員の一部を以て日本主義労働組合を結成す。
- 一五 株式會社大阪鐵工所築港工場従業員三三〇名は全労働組合に於て解雇者十八名の復職につき争議に入り同二九日解決す。
- 二二 大藏省(文書)に於て全労働組合(三三〇名)中四五〇名は一月十四日以來解雇反對及組合の承認方を要求し總評其他合法主義組合の應援下に争議に入り警察事故を興發せしめたるも今同争議の不利なる條件にて解決す。
- 二五 東京市生業黨執行委員會を開催運動方針の改訂其他を議決す。(本文参照)
- 二六 總務と官署同志會合同して日本生業黨労働組合を結成す。(本文参照)

在留朝鮮人の運動

- 八 八幡製鐵所従業員の一部を以て日本生業黨労働組合を結成す。(本文参照)
- 八 日本生業黨株式會社廣田工場(福岡縣)従業員七六三名中四五〇名は賃銀値上を要求し意氣を爲したるも同社の譲歩により翌九日解決す。
- 一〇 神戶市に於て全日本生業黨従業員組合臨時大會開催役員改選等を行ふ。
- 一二 日本海員組合は船舶安全法實施に伴ふ陳情書を海相に提出す。
- 一三 全労働組合連合會年度大會舉行。(本文参照)
- 一四 日本生業黨株式會社(東京大島町)従業員の一部を以て日本主義労働組合を結成す。
- 一五 株式會社大阪鐵工所築港工場従業員三三〇名は全労働組合に於て解雇者十八名の復職につき争議に入り同二九日解決す。
- 二二 大藏省(文書)に於て全労働組合(三三〇名)中四五〇名は一月十四日以來解雇反對及組合の承認方を要求し總評其他合法主義組合の應援下に争議に入り警察事故を興發せしめたるも今同争議の不利なる條件にて解決す。
- 二五 東京市生業黨執行委員會を開催運動方針の改訂其他を議決す。(本文参照)
- 二六 總務と官署同志會合同して日本生業黨労働組合を結成す。(本文参照)

運動日誌

一二六

- 八、大阪府に於て全協化機反帝共青各関係者金在珍、具在鳳兩名を檢舉送局す。
- 一〇、名古屋在住韓人宋致遠發起の下に「中央消費組合」創立さる。
- 一一、大阪府に於て全協土建閣西支部責任者並黨員李偉作を檢舉送局す。
- 一六、同、……反帝共青分子朴禮達を檢舉送局す。
- 一八、警視廳に於て全協一般使用人反帝、赤救共青加盟者金鐘五を檢舉送局す。
- 一九、名古屋新新聞は南鮮水害義捐金募集の目的にて金城館に於て募入演劇を催す。

- 八、二九、警視廳に於て共青分子李熙東を檢舉送局す。
- 二〇、客員中甸在京無政府民衆黨團體に於て組織せる南鮮水害救済會は活動意の如くならず「先づ解散」す。
- 二二、警視廳に於て全協土建本部常任(尖對部)責任者金鐘碧を檢舉送局す。
- 二三、東京、京都、名古屋、福岡等に於ける内鮮融和團體等の國家主義的運動状況。(本文参照)
- 二四、大阪府に於て共青、赤救關係者姜君輔を檢舉送局す。
- 二九、日韓併合記念日に付在留韓人集會(本文参照)。

研究資料

プロレタリア文化運動

一、日本プロレタリア文化聯盟の任務

二、新興教育同盟準備會のゴッパ各同盟特に科學同盟への發展の努力に關する決議

一、日本プロレタリア文化聯盟當面の任務(要旨) (昭和八年七月第二四號 擴大中央協議會一覽表附)

日本に於ける階級闘争の情勢と来るべき革命の性質に關し、革命的プロレタリアートの黨が當面せる諸任務に言及したところの所謂「(三年テーズ)」の發表は、プロレタリアの黨及びそれを先頭とする革命的大衆團體の活動に一つの大きな方向轉換と新なる進展を齎らした。我が文化運動も亦決して例外ではなかつた。もしも同志城原の提唱による企業農村を基礎とする文化運動の展開を吾々のかつて有した最も急進的、方向轉換であつたとするならば、米と土地と自由のための人民革命を目標しての我がプロレタリアートの新なる職

略の決定とそれに適應する文化活動の進展は、それに劣らぬところの重要な意義を持つものと云はなければならぬ。

昨年度に於ける吾々が聯盟及び加盟團體が決定した基本的闘争目標は「戦争とファシズムに對する闘争」であつた、しかしながらこの事は日本に於ける支配階級の勢力關係の正しくない分析と日本ファシズムの特殊性の無理解から出發し吾々の闘争の重要目標をそらしてゐた點で眞に危険な傾向であつた。

日本に於ける支配階級の主要なる構成部分(一)××制、(二)土地所有、(三)獨占資本主義であり、その結果吾々が革命運動は先づ第一に帝國主義戦争反對、軍事的警察的××制支配反對、飢饉と政治的無權利反對米と土地と自由のための闘争を激發し社會主義革命に進行的に轉化されるであらう所のブルジョア民主主義革命の達成に向はねばならぬのである。

吾々が文化運動も亦此の方向に沿つて自己の陣營を再編成し人民革命に備へるための多數者獲得の問題を當面の任務として強調すべき必要に迫られた。吾々が聯盟中央部は直ちに此の問題を取上げ實踐の第一歩として第二次革命戦争を展開せしめ、更に十一月革命記念日

プロレタリア文化運動

一二七

プロレタリア文化運動

の四つを我が新教の特殊任務として、三平の行動綱領、四の中心組織方針を決定して闘争を遂行して来たのである。

その成果を我々はコップ報中協への一般報告(新報教育)六月號所載に於てみる事が出来る。先づ同盟員の分析を見るに延べ員六八二名の内

労働者	二五名	三七%
農民	七二	一〇四
教育労働者	三五九	五二七
使用人	九九	一四五
学生	八八	一二九
兵士	七	一〇
失業	三三	四八

と言ふ組織状態である。

かかる組織状態は一見して明かなる如く課せられたる労働者農民の多数獲得の重要な政治課題を、我が新教に於ては正しく遂行してゐないことを示すものである。

即ち大部分は教育労働者(學生、兵士)又無産階級學生及びその卒業生である)であり、組織の主體となるべき労働者農民は極端に少く、その組織率は四一%、而もその絶対数は僅かに九六を數へるに過ぎない。これは我々が依然として教育労働者を中心とし

て活動して来た事を示すものであつて、こゝに我々は従來の同盟の任務、活動方針の誤謬が露見した事を知るのである。

勿論我々の闘争の極端なる立派な、不活動なこれに依つて合理化するものではない。同盟の次にサークル活動はどうかであるか。同盟の特殊任務遂行の爲め、讀書算等の教育サークルは、僅かに朝鮮人労働者間に數個作り得たのみであつて、他は農村青年の夜間教育労働者、學生、失業者に於ける教育理論研究會、労働者間に於けるプロレタリア教育組織、子供、復讐會、小學校、補習學校、青年團、婦人青年團等に於ける反對派活動等である。これらに於ける若干の成果についてみるに、その大部分は、特に教育サークルと稱すべき何らの特殊性を持たず、初歩的一般教育の爲のサークル活動であつて、寧ろ主として科學同盟で行ふ所のサークル活動を展開して來てゐたのである。

我々以上は如き任務遂行上の不徹底を明かに示した所が過去一二年の成果を批判して「敵の暴政」と陳情内の右翼日和見主義に起因するものである事を、一般報告の中に於て指摘した。然し右の指摘だけでは十分ではない。否むるその決定的な原因を、我々の特

二二〇

殊的基本的任務の決定的誤謬に見出さなければならぬのである。それは何故であるか。

我が新教の同盟員、特に労働者農民の同盟員に於ては、唯單に新教に組織されてゐると言ふのみで、何らの新教独自の活動を行はなないより、科同、ナル等に近い活動を行つて來た多くの事實を見るのである。従つて、多くの場合教育サークルでなく、科學サークルに近い綜合サークルが組織されて來たのである。かかる過程に於て我々は「新教の特殊任務の大衆化の不徹底」を「任務の大衆化を叫んで來た。又、我が新教の特殊任務の何であるかを知らない所に原因がある」と批判して來た。その結果はどうかであつたか。我々は特殊任務遂行の爲に闘つて來た。然るに我々の活動はより科同により教育に接近して來る。我々の具體化、實踐に誤謬があるのか、或は又特殊任務そのものに缺陷があるのか、或は我々の活動が如何に遂行されてゐないか、と言ふ如く任務に對する疑問が生ずるに至つた。而して我々はかかる間に於て科同教育との密接な提携を提唱し、その事に依つて我々の活動を展開して來たのである。その結果教育労働者は、教育労働者組合の

プロレタリア文化運動

活動と殆ど同一な活動をして來てゐる事、更に全體のサークル活動としては科學同盟のサークル活動を展開してゐる事を知つたのである。

かかる實踐に於ける諸種の矛盾、方針の不徹底は「敵の暴政」と「陳情内の右翼日和見主義」のみにその原因を求めべきではなく、従來の方針の徹底的誤謬を認めるものである。

我々はプロレタリア教育運動の主要な任務と絕對主義教育に對する闘争であり、大衆の極めて低い水準の教育をよりよき状態へ高める爲の闘争であり、それを通じて大衆のプロレタリア的教育の達成であると考へる。それは凡ゆるブルジョア教育理論との闘争、一切の反レーニン主義的教育理論との闘争、並びにマルクス・レーニン主義的教育理論の發展の確保なしには不可能である。

而してかかるプロレタリア教育運動は、プロレタリア文化運動に統一されてこそ強力に遂行されるのである。従つて、プロレタリア教育運動の主要任務は、コップの基本的主要任務であつて、「プロレタリア文化運動の特殊的基本任務ではあり得ないものである。然るに、従來我々はプロレタリア教育運動を「新教」の特殊性ではない事を主張し乍ら

何かその中に特殊性を見出さうと努力して來てゐたのである。即ち、従來の方針は「初歩的教育」が「新教の特殊性である」と規定し、かかる理論的根據から同盟の任務、活動方針を規定したのである。勿論我々は、極めて低い文化水準の労働者農民に高度のマルクス・レーニン主義教育をなし得るものとは考へてゐない。初歩的一般教育こそコップ全體の任務である。それは一々年間の我々の實踐から言つても、又理論的に言つても明かなことである。即ち我々は當面初歩的教育とか高等專門教育とかをそれぞれ分類的に行はふとするのでなく、あらゆる文化の分野に於て常に初歩的教育から始むべきであると考へる。初歩的教育は「新教」で中等及び高等の教育は科同と言ふ風に從來考へて來たことは、我々のプロレタリア文化教育に對する全くの無理解を暴露するものである。更に、我々は初歩的教育を科同に譲渡する中心とする教育サークル活動にあると規定した。このことは、前に規定した如く、初歩的教育を單に讀書算に限定することは實踐的にも亦理論的にも全く誤りであることは明かである。

即ち、従來の任務活動方針は日本に於けるブルジョア教育の特質を十分に分析し理解せ

ず、教育を他の文化分野に於けると同じやうに考へて、コップの方針を教育に機械的に適用して、新興教育同盟の任務、活動方針としたのである。

かかる點から見て、従來の任務活動方針は、新興教育同盟の任務、活動方針とする事の決定的誤謬であることを確認するものである。然らば我々は、他に新興教育同盟の全く新たな任務を見出し得るであらうか。プロレタリア學校の組織は如何、又現校闘争の爲の父兄委員會の全國的統一組織はどうであらうか、かかる意見が我々の前に提出されたのである。だが、これ等は當面の諸状況から同盟の新たな任務たり得ない事を主張するものである。これらは當然コップで統一的に展開されるべき活動でなくてはならぬ。

かくの如く我々は、従來の同盟の任務活動方針が決定的な誤謬であつた事を確認し、更に新たな任務活動方針を見出さざるを得ないで、自然同盟の解消を問題とせざるを得ないであらう。

我々はこゝに至つて、新興教育同盟解消の解消を問題とするものである。即ちそれは先に述べた如く、従來の任務方針がコップの任務方針である點から當然コップ各同盟を解

二二一

無産政黨運動

我々は新教育同盟の任務に關する以上の如き到達點を急進に大衆化し、我が新教育の正しき發展の精神をコップの強力なる指導の下に、コップ各同盟及諸團體一一致動大衆の協力に依つて遂行せんとするものである。その爲に我々は来る八月二十七日の同盟結成を、同盟準備會の最高機關たる準備委員會に變更し、擴大準備委員會の公然たる開會に依つて、新教育同盟準備會のコップ各同盟特に科學同盟への發展の精神を大衆的に決定し、遂行せんとするものである。以上

無産政黨運動

一、日本國家社會黨の五一五愛國犧牲者追悼運動に對する連示(八月十七日附)
二、新日本國民同盟の運動方針要綱(略)

運動の目的

五一五愛國犧牲者追悼運動は決して単に「滅刑」のための運動ではない。滅刑を全目標として運動すると云ふ事は、被害者の殉難性の精神を喪失する事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。

運動の目的

五一五愛國犧牲者追悼運動は決して単に「滅刑」のための運動ではない。滅刑を全目標として運動すると云ふ事は、被害者の殉難性の精神を喪失する事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。

運動の目的

五一五愛國犧牲者追悼運動は決して単に「滅刑」のための運動ではない。滅刑を全目標として運動すると云ふ事は、被害者の殉難性の精神を喪失する事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。

五一五愛國犧牲者追悼運動は決して単に「滅刑」のための運動ではない。滅刑を全目標として運動すると云ふ事は、被害者の殉難性の精神を喪失する事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。

五一五愛國犧牲者追悼運動は決して単に「滅刑」のための運動ではない。滅刑を全目標として運動すると云ふ事は、被害者の殉難性の精神を喪失する事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。

五一五愛國犧牲者追悼運動は決して単に「滅刑」のための運動ではない。滅刑を全目標として運動すると云ふ事は、被害者の殉難性の精神を喪失する事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。

五一五愛國犧牲者追悼運動は決して単に「滅刑」のための運動ではない。滅刑を全目標として運動すると云ふ事は、被害者の殉難性の精神を喪失する事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。

五一五愛國犧牲者追悼運動は決して単に「滅刑」のための運動ではない。滅刑を全目標として運動すると云ふ事は、被害者の殉難性の精神を喪失する事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。

五一五愛國犧牲者追悼運動は決して単に「滅刑」のための運動ではない。滅刑を全目標として運動すると云ふ事は、被害者の殉難性の精神を喪失する事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。

五一五愛國犧牲者追悼運動は決して単に「滅刑」のための運動ではない。滅刑を全目標として運動すると云ふ事は、被害者の殉難性の精神を喪失する事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。

五一五愛國犧牲者追悼運動は決して単に「滅刑」のための運動ではない。滅刑を全目標として運動すると云ふ事は、被害者の殉難性の精神を喪失する事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。

五一五愛國犧牲者追悼運動は決して単に「滅刑」のための運動ではない。滅刑を全目標として運動すると云ふ事は、被害者の殉難性の精神を喪失する事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。我々は、被害者の精神を繼承し、その精神を實行するに至つた精神と目標とを以て、我々の運動の目的とする事である。

國家主義運動

二二四

第一章 當前の國家的諸情勢
(一) 國際情勢
世界資本主義は愈々最後の斷末魔に陥つて瀕死のものがきもがいてゐる。それを特徴づける重要な三つの問題がある。
(イ) 金本位制度の崩壊
(ロ) 世界經濟會議の召集とその決裂
(ハ) 國家主義經濟政策の激化と日本對英米を中心勢力とする第二の世界戰爭の切迫
(ニ) 社會民主主義の崩壊と獨裁的方向への強化
等々が数えられる。(各項目の説明省略)
(二) 國內情勢
國內情勢を端的に表現すれば「非常時」の一語に盡きる。この「非常時」を特徴づける現象形態としては、
(イ) 日本資本主義の危機
(ロ) 國家財政地方自治體財政の破綻
(ハ) 國民生活の破滅と思想の激化
(ニ) 國際關係の惡化と戰爭の危機
等々が一應算へられる。然しこれらの總和が所謂「非常時」の總てではない。勿論これらは「非常時」を織りなす重要な要因ではある。だ

が今日の「非常時」なるもの、一番重要な中心はもつと深い所にあるのである。(各項目の説明省略)
(三) 非常時の特殊性
以上に羅列した問題のどれ一つを觀ても國家的國民的的重大問題である。……これらは今日の「非常時」をつくる重要な要因である。だが吾等は今日の「非常時」をつくり出し今日を「非常時」として支配してゐるものとして更にその奥に蟄存する動き「飛躍せんとする民族生命の躍動」のあることを強く認識するものである。……されば「非常時」はこの飛躍せんとする民族生命がこの一切の條件を與へられて日本民族の歴史的使命が達成せらるゝか、それとも歴史の車輪を逆轉せんとする支配階級の彈壓に依つて飛躍せんとする民族生命が枯死されるかにあらずんば歸して解消するものではない。
第二章 同盟黨の行動方針
(一) 同盟の使命、以上の如き國際情勢、國內情勢、現下非常時の特殊性に立脚して、我が新日本國民同盟が果たすべき當面の行動方針は第一、それは飛躍せんとする民族生命がそ

の進むべき動向と目標とを未だ全國民的に明確に認識把握し得ず、本能的躍動のまゝにうめき悩んでゐる状態に對して明確なる動向と目標を全國民に附與し、第二にこの動向と目標に向つて躍進せんとする民族運動(日本民族の歴史的使命の達成)の教養隊にまで、同盟自身の組織を擴大強化する事である。
(二) 使命貫徹の實行方法 第一飛躍せんとする民族生命に目的意識として附與すべき動向目標は同盟の盟誓である。建國の本義に基き擧げなき新日本の建設を期すと云ふ日本民族が永遠に據つて以て立つべき大國策である。(之が爲の活動として) (イ) 印刷物に依る(活動機關紙發行の外、時常問題指導原理的なものを平易に解説したパンフレット等の發行) (ロ) 言論に依る活動(印刷物と同時に展開されるべき重要な活動は言論に依る指導者養成大家の啓蒙教育運動である) (ハ) 街頭運動(時局の切迫は今や行動を通じて國民に呼びかけ國民を糾合する街頭運動への進出を吾等に命じて居る。吾等は斷乎として厭起しなればならぬ) 等を展開し (ニ) その運動の基準はあくまで合法の二線に沿つて正々堂々の動きが

國家主義運動

- 一、愛國戰士救援會宣言
- 二、國民協同機關及設立趣意書
- 三、青年日本同盟大綱及聲明書

一、愛國戰士救援會宣言

血闘事件五・二五事件の公判は、今全日本の大衆の最も深い關心を集めてゐる。この兩事件の先驅者達の言葉は、今や法廷を中心として廣い波紋を播き先驅者の思想は漸く全日本大衆自身の思想とならうとしてゐる兩事件の被告は法廷に於て「國政の徹底的改革が實現しない限りかゝる事件は續發するに相違な

い」と宣明した時にあたかもこの言を立證するかの如くに神兵隊事件の金でが傳へられた。誠に、日本が眞に理想の日本に立ち還らざる限りは、かゝる事件を繰り返すであらう。
既に五・二五血闘事件と神兵隊の三事件だけで、我々の隨處からは百數十名の犠牲者を出してゐる。然も國政の未だ改まることなく、青年戰士の憤りを激發せしむるが如き今日の

社會情勢を注視する時、我々犠牲者は更にその數を加へるには非ざるなきかを想はしめる。かゝる秋に際して、犠牲的愛國戰士に對して敬意と同情との誠意を表し、且又子弟を失ひたる戰士の遺族を慰め度いと考へることは今や數千萬の日本民族大衆の欲求となつてゐる。澎湃として起つた五・二五事件被告の被刑諸君運動は燎原に火を放ちたるが如く

國家主義運動

二二五

に擴大し、日本諸國運動史上最高の記録を示
さんとしてゐる。我が愛國戰士救援會は、か
ゝる全日本民族大衆の要請を統一し、二箇の
偉大なる國民的大運動を組織せんことを目的
として創立せられるものである。

然らば、我愛國戰士救援會は、具體的には如何なる運動をなすべきであるか。

力盡き矢折れて、獄窓に呻吟する同志達に對して許された限度の慰問の方法を講ずる事。運動の主要なる目的の一つである。君國に生命を捧げ、同胞大衆のために死を睹して戰つた同志達に許された僅かの限度に於て、温い國民的支持を傳へ、困難なる獄中の生活を激刺するとは、日本民族の義務である。と云ひ得るであらう。我々は、獄中の同志を慰安するための大衆的通信運動を組織したいと思ふ。我々は凡ての人に、向つて、而して有る無きを問はず、我が獄中の愛國戰士に向つて無間の通信を下さることを勧誘する。

第二に獄中の同志を慰問する爲に又同志達の獄中生活の不自由を假令わづかばかりではあつても緩和するために、金品の差入をし度い。金品の差入とは無聊に苦しむ同志達に對

差入れたることをある。この差入は、成るべく木會の様な組織を通じて統一にされるべきが望ましい。同一事件の被告は、同心一體の同志連であり、従つて、一介の獨り飯と雖も分ち合つて食ひ度い様な間柄であるにも不拘個人個人で別々に差入をしようと、過不足が出来易い。又木會の様に専門的に救護援助を出来る所では、隊中の同志連の要求を最も速に最も正確に知り得る譯であるから差入は木會を通じて統一的にされる事を勧める。

我々の救援運動は獄中の同志達に對して行はれるのみでない。残された犠牲者の遺族達に對しても亦行はれねばならない。我々の同

志達は一人の除外例もなく最も熱烈な親恩者であり、兄弟姉妹の間情が深い。遺族は慰安することは、この上なく卒中の同志を喜ばせ、勇氣をつける。我々は慰問隊を組織して、犠牲者の遺族に御見舞をしなければならぬ。又働き手を失つて困窮してゐる遺族に對しては、可及の力を盡して救援の方法を講じなければならぬ。又遺族の親身の相談相手にもならなければならぬ。

第三に、我が愛國戰士救援會に課せられたる任務は、殉難の同志達と數千萬の同胞大衆とを緊密に結びつける事である。我々は同志達が何故に敢て生命を賭て大事を執行しなければならなかつたか、といふことをバツキリと大衆に對して示さねばならない。これこそ獄中の同志達が最も熱烈に、残された同志達に求めてゐることだ。先驅者の志をして、數百萬數千萬大衆目らの志たらしめよ。その時こそ昭和の雄大なる維新は眞實に確立せられるのである。

前にも述べた様に法廷に於ける同志達の陳述は、驚くべき迫力を以て大衆に訴へてゐる。日本民族の誰もが先驅者の至誠の陳述に多かれ少かれ感動させられてゐる。我々は、この感動をたゞ一時のものたらしめてはならぬ。單なる頭の中だけの感動に終らしめてはならぬ。日本民族の本来の精神に揺り動された大衆を救援運動に導き、活潑なる運動を興して、先驅者と大衆との間を強く結びつけねばならぬ。どうして、始めて我が救援運動は全

國民的革新運動の中にあつて意義ある一箇の役割を果すことが出来る。

世界歴史上、類例なき程平和に解決せられたと稱されてゐる維新すらも、多くの志士の上の屍の上に築かれたのである。可惜、有爲の志

二、國民協會規綱及設立趣意書

我等は日本精神の國民的浸透化を以て眞日本建設の基礎工作と認め、これが實現のため率仕せんことを期す。

規定
二、本部に理事長一名、常任理事者十名、理事者十名、幹事者十名を置く。

一、本會の趣意に賛同し且つその事業を助成する賛助員若干名を設く。

二、本部に講演部、研究部、出版部、文藝部を設く。

一、全國各地に支部を設く。
會員は年三回の會費を納入し本會發行
の出版物(雜誌國民運動その他隨時發行
のパンフレット、リーフレット等)を受
く。

設立趣意書

建國以來未曾有の重大時局に當面しながら

國家主義運動

士が數百となく、數千となく「埋め草」となり「棄て石」となつて王政復古も實現したのである。我々は維新の先鋒を觀る時に、我が改造運動の機關が如何に苦難なるものなるかを覺悟しなければならぬ。然しながら、偉大な

設立趣意書

しかも混沌として歸する所なき現下の祖國日本に於て最も緊要なることは日本精神國民的浸透化であると信じます。

行詰れる國內の改造も、滿洲國の健全なる成長も、太亞細亞主義の確立も對英對米對露の國策斷行もすべて日本精神を絕對基調とする國民的覺醒より出發するものであります。實に日本精神の國民的浸透化こそは日本國民が今後偉大なる民族的使命を遂行するための基礎工作でなければなりません。

言ふ迄もなく日本精神は日本民族固有の傳進的性質を有しますと共に時代の運進に伴ふ前進的性質を有します。

日本精神の國民的浸透化は國民精神を建國の精神に立還らしむると共に現下の一切の國家惡を排除して眞日本建設と日本民族の光輝ある發展の原動力となるものであります。長く國民を導いて來た利己主義自由主義共黨

の理想は苦難を通じてのみ實現せられる我が愛國戰士救國會の闘争も亦我が昭和維新の途が險しければ險しい程意義ある存在たるであらうし輝しき未來を約束し得るであらう。

主義社會民主主義等の非日本の思想とこれに基く非日本の制度とは日本精神の昂揚によりて覆ふせらるべき運命にあります。我等は日本精神の國民的浸透化の爲めに微力を盡すことが國家泰公の道なりと確信し茲に從來の政黨間を離脱して國民協會は政黨ではありません。

又經濟團體でもありません。純乎たる國民文化運動の團體であります。我等の運動が何程か祖國に貢獻する所あらしめたいと企願する我等の徽章を酌まれ今後格別御指導と御賛助を賜りたく此に御願致す次第であります。

昭和八年八月

國民協會代表 赤松克麿

津久井龍雄

國家主義運動

三、青年日本同盟大綱及聲明書

我等は全國青年の日本精神による結盟を通じて新大日本の建設を期す

一 一君萬民の本義に則り皇道政治の確立を期す

一 一國一家の精神に基き皇道經濟の樹立を期す

一 一忠孝の本の大義に從ひ皇道教育の徹底を期す

一 一八紘一宇の理想に基き日本民族の雄飛を期す

一 忠誠皇座を尊び勇烈邦家を築く

一 友愛同胞と交り信義同志と結ぶ

一 一萬民上長を敬し無私統制に従ふ

一 本同盟は日本精神に立つ全國青少年の結盟を以て組織す

一 本同盟は本部を東京に置き支部を全國各地に置く

一 執行及協議機關として全國大會全國代表會

表會議常任中央委員會を置く

一 全國大會は毎年一回東京に開き同盟の根本的運動方針を協議決定す但し都合により全國代表者會議を以て之に代ふことを得

一 中央委員會は年二回東京に召集し一般運動方針を協議決定す

一 常任中央委員會は毎月三回以上之を開き運動の全般的指導に任ず

一 本部役員

一 本部に左の役員を置く

一 會長一名、主事一名、中央委員及常任委員各一名、書記及庶務書記各一名、會計一名

一 會長は本同盟を代表し會務を總理す

一 主事は會長を輔佐し會務を主執す

一 書記及庶務書記は書記局を構成し會務を處理す

一 役員は全國大會の協賛を経て會長之を任命す

一 本同盟に顧問若し名を置く

一 支部組織は支部規約に従つて之を行ひ支部役員は本部の承認を経べきものとす

(支部規約は別に之を定む)

昭和八年八月

青年日本同盟結成準備委員會

結成に關する聲明書

今日本同盟青年同志が打つて一丸となり、先般國家社會黨を離脱せる赤松武賢氏を中心とする全國青年同志とが打つて一丸となり、青年日本同盟を結成することになりました。我々の此の新團體の結成は之によつて特にならざるものではなく、ただ信念相近く因縁相違かなる兩者の間におのづからなる合同が實現されたと云ふに止まるものであります。いはゆる昭和維新なるものが決して、二部少數の自衛愛國者の運動のみによつて行はるべきものでなく、全日本國民の心からなる日本主義的自衛となんなく皇室の御機成によりて行はるべきを確信する我々は此の新團體によりてまた一國に尊皇愛國の赤誠を燃やし青年日本人としての分と力とに關した。奉公の途を盡すこと云ふ以外に別念がないのであります。從來關係の深かりし諸團體に對しては今後とも一倍の提携と指導とを獻呈して止

まないとともに此の機において我々も一層心機を新たにして益々奮起に振つて覺悟であることとを宣明致します。

昭和八年八月

青年日本同盟結成準備委員會

勞働運動

日本產業軍編成聲明書

我等は日本産業の健全なる國家的發展に致命の矛盾を曝露せる資本主義産業經營の亡國的發展期に直面して其の搾取に蹂躪されつゝある日本勞働者農民の生活權を防禦し以て國家産業の發展伸張を期する建設大綱は一君萬民の國體原理を無視しつゝ私曲せる資本主義産業經營を根本的に改革する産業大綱確立による統制ある國家産業經營の大綱實現にありと固く信し今日本勞働同盟を脱したる我等は此に一切の無道義マルクス主義的勞働運動を離脱し日本勞働者農民の國民的價念の下に陛下の勞働者農民として其の本分を盡し國家産業の正しき發展を期さんとする不拔の決意をなし日本産業軍の編成大綱を天下に聲明すると共に祖國愛にもゆる全國の勞働者農民諸君の參加を懇請するものなり

勞働運動

日本產業軍編成大綱

一 國家黨支持派ハ八月四日國家黨大府閣議事務所ニ集合シ日本產業軍編成ニ決定シ此ニ基き第二期の運動ニ展開スルコトナリ九月結成式ヲ舉ケル決定シ日本產業軍準備會本部ヲ東京國家黨本部ニ置クコトナリ所屬各組合モ漸次改組再建準備スルコトナリ但シ結成式マデハ各組合ハ勞働同盟ヲ退脱スルコトナク其ノ舊組織的組織方針決定マデ現狀維持ト決定セリ

△誓文(從來ノ綱領ニアツタモノ)

一 一君萬民ノ建國精神ヲ奉戴シ産業大綱ノ確立ヲ誓フ

一 一君萬民ノ本分トナス

△盟約

一 産業軍は陛下の勞働者農民タル本分ヲ盡シ祖國日本ト生死ヲ共ニスベシ

一、産業ハ勞資問題ニ對シ無道義既成組合運動方針ヲ排シ陛下ノ勞働者農民トシテ其ノ生活權ヲ擁護スベシ

一、産業軍ハ日本精神ヲ信奉シ相互ニ信義ヲ重シ軍シ軍ノ規律ヲ固ク守ルベシ

日本產業軍準備會本部

今村等 藤岡文六 岡山徳太郎 光吉悦心 山本龍助 高井信太郎 高木昭男 合田登

參加團體(第一回)

東京勞働向上會(東京) 神奈川自由勞働者組合 岸井乾電池組合 同勞働組合(神奈川) 長崎合同勞働組合 同交通勞働組合 大牟田一般勞働同業民組合(長崎縣) 熊本産業勞働組合 鹿児島合同勞働組合 岐阜映畫從業員組合 北陸勞働組合 富山合同勞働組合 石川縣一般勞働組合 京都建築産業組合 大

1110

早一般労働組合 同映畫従業員組合 佐世保一般組合 日本石炭鑛夫組合 九川鑛夫組合 九州鑛夫組合 門司労働組合 八幡

刷新労働組合 福岡交通労働組合

以上

無政府主義運動

解放文化聯盟綱領規約暫定案

(2) 本聯盟は各地方協議會及個人の聯合により組織せらるる

的に組織されるものとす

(4) 聯盟員は聯盟費として毎月二十錢以上を負担するものとす

(5) 聯盟員は機關紙の配布通信執筆その他聯盟の活動に積極的に参加するものとす

主なる運動會社一體一覽表

(在現末月入年入和昭)

[illegible]

附
録

本
年
度
メ
ー
デ
ー
標
語

左に掲ぐる標語は本年度のメーデーに各無産團體の使用し又は使用せんとせし標語なり。茲に其の全部を輯録し今後の取締上の参考に資せんとす。

備考 許可標語にして類似のものは其の代表的なるものに一括す。

本年度メーデー標語

- 一、社会政治制度に関する事項
- 一、軍事関係事項
- 一、反動に関する事項
- 一、インフレに関する事項
- 一、租税其他負担増大に関する事項
- 一、組合運動に関する事項

- 一、労働条件に関する事項
- 一、失業に関する事項
- 一、水上労働者に関する事項
- 一、農民に関する事項
- 一、民族、身分其他の事項
- 一、老幼婦女子に関する事項

政治、経済、社会に関する事項

スローガン	府	県
スローガン	許可	不許可

- 一、労働反動内閣打倒
- 一、米穀配給の政府打倒
- 一、資本家地主の政府を倒し労働者農民の政府を作れ
- 一、資本新地主の政府打倒
- 一、O.K.X.X.樹立萬歳
- 一、打倒資本主義
- 一、打倒資本主義打倒
- 一、警察政治の厳止
- 一、重要産業労働社会主義進行
- 一、大衆衆の幸福と社会主義進行

本年度メーデー標語

スローガン	府	県
スローガン	許可	不許可

- 一、大産業を率進しろ
- 一、社会主義進行
- 一、一切の宗教を撲滅しろ
- 一、無産階級の団結、無産階級の強力的支持
- 一、無産階級に政治的自由を與へろ
- 一、プロレタリア文化擴大強化萬歳
- 一、町村の世帯は無産者本位にせよ
- 一、徹底普選獲得選挙公署
- 一、地方自治の徹底
- 一、預金者本位の銀行整理
- 一、パンと仕事の自由をよこせ

一三三

- 「仕事」と云ふ土地之自由を與へろ
「般」は仕事土地と自由を與へろ
「土地と自由は仕事とパンを與へろ
「土地と自由と般と仕事をよこせ
「言論集會館結社出版の自由
「言論集會館結社出版の自由を獲得
「言論集會館出版結社ストライキの自由をよこせ
「言論集會館結社出版の自由を與へ
「言論集會館結社出版上演上映、展覽放送の自由をよこせ
「無黨階級權憲法諸法令の撤廢
「無黨階級運動團體憲法令の撤廢
「治安維持法及無黨階級權憲法諸法令撤廢
「一切の暴壓諸法令を即時撤廢し
「無黨階級の暴壓諸法令撤廢
「暴壓諸法令の撤廢
「治安維持法を撤廢しろ
「一切の反動法を即時撤廢
「一切の彈壓法を即時撤廢しろ
「労働者農民を抑壓する諸惡法令を改正しろ
「無產者イデムの法律反對

兵	兵	兵	群	北	岡	北	三	山	大		北
庫	庫	庫	馬	海	山	海	重	京	阪		海
愛	愛	愛	道	道	道	道	知	都	新		道
鳥	京	崎	岡	三			愛	富	新	大	
取	都	主	三	重			知	山	阪	山	

- 「反對的勞働組合法案並爭議調停法」
「反對的」
「暴壓諸法令の收廢」
「檢束拘留にも日常をつけよ」
「徹底的糾弾の自由を與へよ」
「解放運動犧牲者の即時釋放」
「解放戰士の檢束掩問設備反對」
「階級的政治犯人を即時釋放しろ」
「英國の勞働者團結せよ」
「世界の勞働者團結せよ」
「英國の勞働者農民團結せよ」
「英國のプロレタリアを團結せよ」
「國際無黨階級的の解放」
「赤色プロレタリアの結成」
「勞働者の祖國ソヴェートを守れ」
「不當檢束銀行逮捕宅宅搜索絕對反對」
「爭議に官式は手を出すな」
「日ソ不可侵條約の締結」
「日ソ不可侵條約の促進」
「日ソ不可侵條約の即時締結」
「對支非干渉支那から手を引け」
「ソヴェート同盟中國ソヴェート同盟を擁護しろ」
「軍事關係事項」

[illegible]

丁巳歲

軍事關係事項

本年度メリーデール

- 一 出征、入營兵の家族の生活除隊兵の扶助供養者たる老幼男女の生活國家保障
- 二 戰傷斃死、出征兵士の家族生活國家保障
- 三 戰死難病者兵士並に在營中の家族の生活費用を國庫で保護しろ
- 四 出征兵士家族生活國庫保護
- 五 出征兵士家族の生活保護
- 六 出征兵士遺族家族の生活保護
- 七 兵士の家族の生活を保護しろ
- 八 兵士家族の生活を國庫で保護せよ
- 九 入營難病難兵並其の家族生活の國庫保障
- 一〇 出征、出征兵士家族の生活を國庫保護しろ
- 一一 難病難病兵士、在營中の労働者家族の生活費用國庫で保護しろ
- 一二 除隊兵に依る離隔絶対反對
- 一三 資本家地主の離隔絶対反對
- 一四 帝國主義××反對
- 一五 帝國主義離隔絶対反對
- 一六 資本家地主の爲めの戰爭絶対反對
- 一七 資本家地主の爲めの戰爭絶対反對
- 一八 青年労働者の軍事教育絶対反對
- 一九 労働者農民を苦しめる戰爭反對
- 二〇 戰爭準備の爲めの労働強化反對

新	愛新	愛新	兵	鳥兵	千兵	共康	京	北	北
海	知	知	海	庫	庫	福	都	道	道
警	愛	滋	大	繁	大	大	大	大	大
視	知	賀	阪	京	京	京	京	京	京
應	知	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪	阪

- 「二十億の軍費を拂して拂下米を只
でよこせ
「二十二億の軍費で貧窮せる 勞働者
農民失業者を救へ」
「軍事費で貧乏農民と失業者を救へ」
「世界戦争の危機と闘へ」
「世界戦争の危機を防止せよ」
「國防獻金絕對反對」
「強制國出品獻金絕對反對」
「戦争の爲めの強制獻金絕對反對」
「中國武力干渉絕對反對」
「資本主義的帝國主義侵略政策の廢絶」
「反戰の爲めに植民地勢義大衆と手を
組れ」
「絕對主義軍事的警察テロ絕對反對」
- 互動に關する事項
- 「アアツシヨ絕對排歐」
「アアツシヨ反對排歐」
「アアツシヨ粉砕」
「アアツシヨ撲滅」
「アアツシヨを徹底的に粉砕しろ」
「ファシスト社會ファシスト打倒」

[illegible]

一三五

- 「ファツシヨ」社會「マアツシネト」反對
「ファツシヨ」社會「フアツシヨ」を粉砕し
ろ。
「社會」ファアシスト「ファアシスト」撲滅
「社會」ファツシヨを粉砕しろ。
「ファツシヨ」反動粉砕
「反動」ファツシヨ粉砕
「反動」ファツシヨを粉砕しろ
「反動」ファツシヨ撲滅
「反動」ファツシヨ反對
「一切の反動」ファツシヨ粉砕
「一切の反動」ファツシスト絕對反對
「一切のファツシズム運動」を粉砕しろ
「一切のファツシヨ」を粉砕しろ
「ブルの手先」ファツシヨを誑れ
「ファツシヨ」社會「テツシヨ」反動團體
と反動文化を粉砕しろ
「白色テロル」「ファツシズム」絕對反對
「白色テロ」反對「ファツシズム」撲滅
「一切の資本家國體」粉砕しろ
「反動團體和團體」を誑れ
「反動的暴力團體即時撤廢
「總ての反動團體」を打倒しろ

愛	知	愛	滋	青	警	奈
知	三	京	島	滋	北	山
愛	三	京	島	滋	北	山
知	重	都	取	賀	道	知

- 「労働提携で一切の反動團體を撲滅しろ」
- インフレに關する事項
- 「軍事インフレ絕對反對」
 - 「インフレと闘へ」
 - 「インフレに依る物價吊上絕對反對」
 - 「インフレの物價吊上げ政策反對」
 - 「インフレの政策と物價吊上絕對反對」
 - 「インフレ政策絕對反對」
 - 「インフレに應じて賃銀値上」
 - 「インフレ物價吊上に依る賃銀即時値上しろ」
 - 「独占價格物價吊上インフレトジョン反對」
 - 「独占價格物價吊上反對」
 - 「物價吊上げ絕對反對」
 - 「物價騰貴に依る賃銀三割値上即時斷行しろ」
 - 「物價吊上た賃銀の値上を要求せよ」
 - 「物價吊上に依る賃銀五割即時値上しろ」
- 組織其他實業借款事項
- 「關稅消費稅を撤廢しろ」
 - 「關稅消費稅絕對反對」

警視廳	兵部省	北海道	島根	阿波	北海道、兵庫	川崎、神奈川、山梨、群馬、高知、福岡	京都	愛媛	兵部省	青森	福岡	愛媛	北海道、兵庫	警視廳
警視廳	兵部省	北海道	島根	阿波	北海道、兵庫	川崎、神奈川、山梨、群馬、高知、福岡	京都	愛媛	兵部省	青森	福岡	愛媛	北海道、兵庫	警視廳

三米

- 一 消費税を撤廃しろ
- 一 車税撤廃
- 一 女給税を撤廃しろ
- 一 税金は地主と資本家から取れ
- 一 無業者から税金を取るな
- 一 無業者の税金をまけろ
- 一 大衆負担税を軽減しろ
- 一 不景氣だ税金をうんと負けよ
- 一 納税の縮減
- 一 借金税金の取立を延ばし政府から多額の融資をしてくれ
- 一 勤勞者の一切の借金を株引せよ
- 一 無業者の借金延期和免免除しろ
- 一 無業者の借金支拂をまて
- 一 借金強制取立絶対反對
- 一 借金支拂の縮減
- 一 借金を有る時拂ひ
- 一 借家賃の即時五割減及一切の滞納を株引せよ
- 一 家賃滞納株引しろ
- 一 家賃五割値下せよ
- 一 家賃を半額にしろ
- 一 借家の強制明渡反對
- 一 家賃電燈水道料を値下しろ
- 一 電燈料を値下しろ

新	兵	富	滋	岐	愛	新	新	愛	岐	新	鳥	秋	滋	新	兵
濁	庫	山	賀	阜	三	三	鳥	三	京	三	京	三	京	三	京
重	重	取						重	都					取	濁

- 「電燈料を半額にしろ」
 - 「電燈料を五割引下しろ」
 - 「政府米を安く澤山拂下げてくれ」
 - 「政府の所有米を安く拂下げる」
 - 「拂下げる米を安くしろ」
 - 「政府貯蔵米を無償でよこせ」
 - 「市價モラトリアム即時施行」
- 労働運動に關する事項
- 「自主的労働組合法の即時制定しろ」
 - 「完全なる労働組合法の獲得」
 - 「完全労働組合法の制定」
 - 「労働組合法の制定」
 - 「團結權罷業權を確立する 自主的労働組合法の制定」
 - 「團結權罷業權の獲得(確立)」
 - 「團結權罷業權デモの自由を與へろ」
 - 「ストライキとデモの自由を嚴び取れ」
 - 「ストライキとデモの自由をよこせ」
 - 「革命的宣傳運動組織活動の自由」
 - 「階級的宣傳運動の自由」
 - 「労働者自治權の確立」
 - 「全國的産業別組合數系統」

[illegible]

本年度メーデー提議

1117

- 「労働組合職統の統一」
- 「労働組合の職制の統一」
- 「労働組合の全国的合同」
- 「労働組合主義の確立」
- 「日本労働組合会議結成萬歲」
- 「労働組合擴大強化萬歲」
- 「健全なる労働組合支部の徹底」
- 「ダラ幹の根絶日本労働組合會議を叩き潰せ」
- 「全産務との徹底的抗争」
- 「似非眞労働組合撲滅」
- 「労働者は労働組合への旗の下に」
- 「労働者の解放は労働者の手で」
- 「労働者農民の解放は労働者農民の力で」
- 「労働者上層結せよ」
- 「労働組合農民組合消費組合の擴大強化」
- 「労働者農民の全国的協力統一を促進せよ」
- 「農民労働者の共同闘争萬歲」
- 「労働者農民の職制の同盟確立萬歲」
- 「労働者農民の職制的提携萬歲」
- 「職制的農民労働者萬歲」
- 「労働者農民團結せよ」

大 柳 島 福 北 岐 愛 重 堵 神 太 警 堵 群 神 同 大 兵 福
海 岐 草 奈 視 奈
阪 木 里 取 岡 道 阜 知 川 阪 應 玉 馬 川 阪 庫 岡
三 大 愛

飛阪 知

- 勞働者農民の結合萬案
一勞働者農民の團結萬案
一勞働者農民の提攜
一互願勞働者の提攜
一互願勞働者の提攜
一闘争に餓死なし
一階級階級統一
一勞働者無産市民部落大家結合しろ
一全被壓迫民衆はメーデーに参加しろ
- 勞働條件に關する事項
- 一同一勞働に同一賃銀をよこせ
一同一質是勞働に對する同一賃銀の支給
一メーデーを公休にして日給を全額給せしめ
一メーデーの全國的休業
臨時休業中の日給全額支給
臨時休業手當を支給せよ
一「日曜祭日」は日給付の休みにしろ
一最低賃銀一日二四五十錢を與へろ
一最低賃銀の確立
一解雇賃銀下賄使工場閉鎖絕對反對

[illegible]

阪 阪

一三八

本年度リーダー標語

- 一 釐首銀值下絕對反對
- 一 釐首隱伏勞動強化絕對反對
- 一 首切貨銀值下勞動強化絕對反對
- 一 勞動強化貨銀值下反對
- 一 首切貨下勞動強化時間延長絕對反對
- 一 首切勞動強化絕對反對
- 一 勞動強化絕對反對
- 一 釐首絕對反對
- 一 映畫トキー化による首切絕對反對
- 一 工事打切絕對反對
- 一 勞動者の貨銀即時三割値上しろ
- 一 待遇改善貨銀三割即時値上の實施
- 一 貨銀及下級被服即時三割値上
- 一 一年二回昇給制度確立
- 一 二重搾取制度の撤廢
- 一 賄賂制度を撤廢
- 一 賄賂制度徒弟即時撤廢
- 一 砂利採取料金の撤廢
- 一 生産数の制限絕對反對
- 一 産業合理化による工場組合絕對反對
- 一 有害危險作業の廢止夜業の廢止
- 一 臨時工を木工に直せ
- 一 工場管理を労働者へ
- 一 内務省従業員日雇制の撤廢

新	滋	同	三	京	富	大	三	兵	海	兵	愛	奈	三	青	岡	滋	大	重
塋	庫	玉	玉	都	山	阪	知	庫	新	庫	山	山	重	森	取	山	阪	慶
玉	玉	賀	重	山	都	山	阪	知	庫	新	山	山	重	森	取	山	阪	慶

- 一、八時間労働制の即時實施
- 二、八時間労働制の獲得
- 三、八時間労働制の確立
- 四、減收なし八時間労働制の即時實施
- 五、減收なし七時間労働制の實施
- 六、減收なき七時間制の實施
- 七、貨銀の減らない七時間制の實施
- 八、貨銀無置七時間労働制の實施
- 九、減收無しの七時間労働制を即時實施しろ
- 一〇、七時間労働制限最低貨銀制確立
- 一一、七時間労働による貨銀五割値上げ
- 一二、七時間労働制の確立
- 一三、七時間労働制の實施
- 一四、七時間労働制に於て失業者を救へ
- 一五、七時間労働制の確立
- 一六、健康保險は資本家が全額出せ
- 一七、健康保險法の資本家全額負擔
- 一八、健康保險法の徹底的改廢
- 一九、家内の労働者に健康保險法を速時適用せよ
- 二〇、労働者災害扶助法を徹底的に改正しろ

兵	奈	大	三	兵	青	滋	三	愛	大	壻	同	神	寶	兵	兵	良	愛
庫	良	阪	重	庫	森	賀	重	知	阪	玉		奈	龍	庫	庫	京	知
			岡									川	秋	知	馬	都	城

飛 山 · 知 道

本年度「メーデー」開催

- 「工場法根據施行」
- 「インナー調整法絕對反對」
- 「失業者に關する事項」
- 「國家全額負擔による失業保險制の即時實施」
- 「國家全額負擔の失業保險を作れ」
- 「國家負擔による失業平常保險制度の確立」
- 「政府全額負擔の失業保險法制定」
- 「資本家地主全額負擔の失業保險を作れ」
- 「資本家地主一切負擔の失業保險を即時實施しろ」
- 「資本家全額負擔の失業保險を作れ」
- 「失業保險の即時制定」
- 「失業者の生活の國家保護」
- 「國家は失業者の生活を保護しろ」
- 「生活の保護を政府がしろ」
- 「失業者の生活を保護せよ」

一息
取

- 「失業者に其を移すの生活を、國庫で保障しろ。」
「凡ての勞働者にパンと仕事を與へろ」
「失業者にパンと仕事を與へよ」
「失業者にめしと仕事を保證しろ」
「失業者を働かせろ食はせろ」
「働かせろ食はせろ」
「失業者に仕事(せう)を與へろ」
「失業者にパンを與へろ」
「緊急失業手当を現金でよこせ」
「失業者の家賃、電燈、瓦斯、水道料、電氣賃只にしろ」
「失業者の家賃、電燈料税金を免除しろ」
「失業絶對反對」
「失業者は失業同盟」
「失業者の徹底救済」
「失業者と貧民を政府米で養へ」
「不勞利得で失業者を救済せよ」
「非常時不勞所得院に依る失業救済」
「窮乏農民と失業者を救へ」
「自由勞働者の災災扶助法を改正しろ」
「失業者を僱傭するを強制と職へ」
「勞働手帳下附條件を撤廢し全失業者に出せ」

140

取 醫 院 知 知

一、二陸の罹災者を國庫で救へ

水上勞働者に関する事項

- 漁船労働者保護法の制定
- 一 港外労働者に對する社會施設をせよ
- 一 船夫仲仕に災育扶助法を適用しろ
- 一 小型船乗組員の職業紹介權の獲得並に船員保護法の適用
- 一 船員保險法を即時實施せよ
- 一 北洋川隊漁夫の特遇を即時改善せよ
- 一 船員不在投票權の即時實質的改正
- 一 港内交通機關の公營の促進
- 一 邦船邦人主義の確立
- 一 船船乗組員賃金の確立
- 一 米國の準九號を絕對反對
- 一 國賊大汽を葬れ
- 一 船船乗組員減員復活
- 一 官船乗組員の海商法即時適用
- 一 海上労働者監視系統 萬歲
- 農民に關する事項
- 一 土地を勤勞農民へ
- 一 土地を農民へ
- 一 土地を農民へ
- 一 土地を勤勞農民へ保證せよ
- 一 土地を勤勞農民へ保證せよ

國民に關する事項

本年度メーデー

[illegible]

- 一 土地取上、立入禁止絕對反對
一 立入禁止土地取上絕對反對
一 立禁土地取上立毛動意差押絕對反對
一 立禁立毛差押土地取上絕對反對
一 立毛立禁土地取上絕對反對
一 立禁立毛差押絕對反對
一 土地取上絕對反對
一 土地立入禁止絕對反對
一 土地取上動意差押絕對反對
一 差押絕對反對
一 土地を農民へ耕作權の確立小作料の減免
一 耕作權の確立
一 自主的耕作權の確立
一 土地を賣ふに離すな
一 不食氣だ小作料をうんとまけろ
一 小作料をうんと負けろ
一 小作料を五割値下しろ
一 小作料を即時五割減にし一切の滞納米を拂ひせよ
一 滞納小作料の拂引
一 滞納小作料の減免要求
一 滞納小作料税金・借金を拂引にしろ

一四一

山 取 重 知 重 都 取 重 重 知 阪 重

「封建的特權階級の廃止」

「肥料と農具を政府から只でよこせ」

「肥料代は地主から出せ」

「肥料代と鋤草代とを地主が負擔せよ」

「肥料を農民に與へる小作料をまけろ」

「農倉費は地主が全部負擔せよ」

「價格安に依る農民損害の國家補償」

「耕地整理絕對反對」

「自作農創定絕對反對」

「小作農民本意の小作法制定」

「耕作權を強化する小作法の制定」

「完全小作法を即時創定しろ」

「欺瞞的小作割符反對」

「開墾強制法の獲得」

「居住權の確立強制立退反對」

「借地借家人の居住權の確立」

「強制立退絕對反對」

「借地借家の撤下」

「勤勞農民の自主的農村自治制の建設」

「救護土木事業の名目に踏口する土地取上絕對反對」

「生産米檢査制度の徹底的改正」

「米穀檢査の反對」

「全國農民組合の擴大強化萬歲」

「全農全會派を守れ」

民族組合擴大強化意識

民族身分其他事項

- 一 民族的身分的偏見をなくしよ
- 一 民族的封建的差別撤廢
- 一 民族的差別待遇反對
- 一 民族的貨幣差別絕對反對
- 一 被壓迫民族の解放
- 一 性年令別民族的差別絕對反對
- 一 支那、印度、朝鮮、臺灣の民族解放運動を支持
- 一 殖民地獨立運動を支持せよ
- 一 殖民地の完全なる獨立
- 一 吾等へ灌輸の自由を與ふ
- 一 身分的賤視差別撤廢
- 一 一切の賤視差別をなくせよ
- 一 封建的身分制撤廢
- 一 封建的賤視觀念の打破

特殊部落民に對する一切の賤視差別を撤廢せよ

社會政策上現はれたる一切の身分的偏見を撤廢せよ

一 全水發展的解消闘争萬歲

一 水平社第一主義を排駁せよ

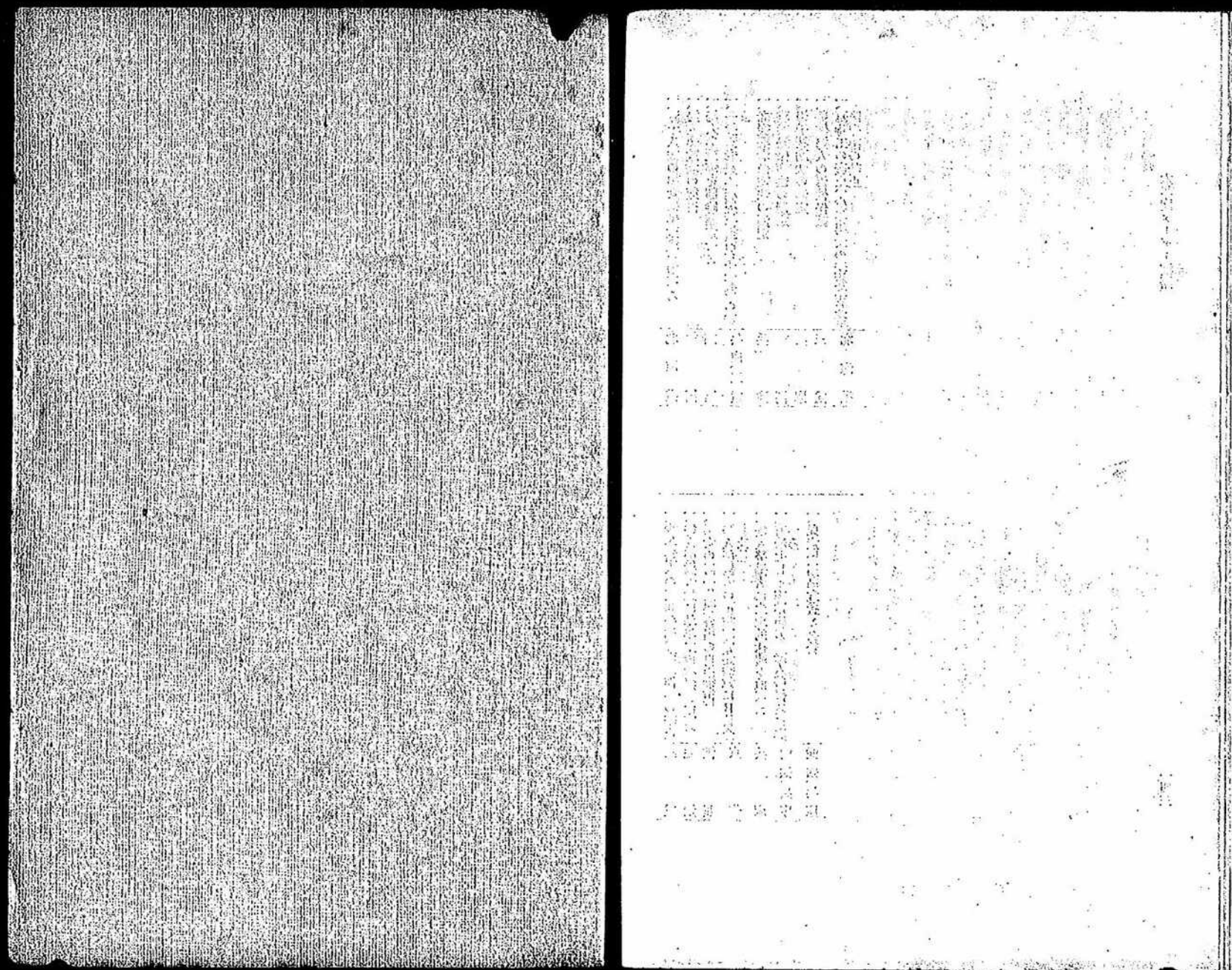
老幼婦女に關する事項

分 別 賦 名 爲 山 重 知 渴 爲 山 重 知 渴

- 一 滿十八歳の男女に参政權を與へろ
- 一 婦人参政權の獲得
- 一 婦人参政權の即時得せよ
- 一 一般老年金制度實施兒童年金制度の確立
- 一 老廢疾者保護法の制定
- 一 職業婦保護法の制定
- 一 母子扶助法の制定
- 一 勞働婦人の母性保護
- 一 臨時工の禁止 少年男女の深夜業及危險作業の禁止

- 一 少年婦人の夜間労働、危険作案の禁止
- 一 婦人労働者に幼年工場使絕對反對
- 一 男女の同一賃銀外出の自由獲得
- 一 婦人労働者の生理的休養並に日給全額支給
- 一 婦人労働者に生理的休暇を與へる
- 一 有給七日生理休暇を婦人労働者に與へる
- 一 児童學用品費の公給

愛知、兵庫	愛知、兵庫	兵	京	滋	愛	三
		庫	都	賀	知	重



昭和八年九月二十日發行